

東隈浄水場施設改良事業

入札説明書等に関する第1回質問の回答書

平成24年10月

春日那珂川水道企業団

本質問回答書は、平成 23 年 9 月 10 日（月）から平成 24 年 9 月 25 日（火）までに受け付けた東限浄水場施設改良事業入札説明書等に関する第 1 回質問への回答を記載したものです。
なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：平成 24 年 9 月 10 日（金）から平成 24 年 9 月 25 日（火）17 時まで
質問受付数：次表参照

資料名等	質問受付数(件)
入札説明書	67
入札説明書別紙	46
要求水準書	423
落札者決定基準	9
提出書類作成要領及び様式集	92
設計及び建設工事請負契約書(案)	62
閲覧資料	17
その他	4
実施方針	1
実施方針に関する質問回答書	6
計	727

入札説明書等に関する質問回答書

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
1	入札説明書	2	対象施設及び 対象業務		6								「撤去対象として記載がないものでも、本事業に関する事業者提案に基づく施設整備に関連し不要となる部分については撤去を行うものとする」とありますが、撤去対象以外の設備で、維持管理面等の視点から残して欲しい設備は無いと理解してよろしいでしょうか。	本事業で整備対象に関連する設備で維持管理面等から残置を希望する設備はありません。
2	入札説明書	2	計画浄水量	第2章	6						表-1	最大浄水量の決定にあたり、場内給水量の実績値をご教示頂けないでしょうか？また、記録がない場合には、必要量をご提示頂けないでしょうか。	場内給水量の実績は計測していません。浄水設備及び排水処理設備の洗浄や水質測定機器への浄水サンプルなどを除いた管理棟での使用水量は、同規模の事務所の水量と同様の考え方で構いません。	
3	入札説明書	2	導水施設	第2章	6						表-1	既設導水管からの分岐点について、別途明示頂けると考えて宜しいでしょうか。	既設導水管の分岐点は、施設計画と関係するので事業者の提案となります。	
4	入札説明書	2	除マンガン設備	第2章	6						表-1	実施方針の質問回答(No19)の通り、除去性能、維持管理費がマンガン砂接触ろ過と同等以上を証明できれば、砂では無く、別のメディアを使用しても良いと理解して宜しいでしょうか。	除去性能がマンガン砂接触ろ過と同等以上で維持管理費（メディアの交換費を含む）が同等以下であれば砂ではなく別のメディアの使用も認められます。	
5	入札説明書	3	電気計装設備 (遠方監視制御設備)	第2章	6						表-1	場外系の遠方監視制御設備について、各施設における監視項目内容・項目数、および制御内容についてご教示願います。	入札参加資格結果通知後に、入札参加者に対し場外系の現地調査を認めますので、現地でご確認ください。	
6	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	付帯施設等について、周辺道路の改良、保育所用駐車場の整地における関係各機関との協議は貴企業団の所掌と考えて宜しいでしょうか。	当該関係各機関との協議は当企業団が主体で行いますが、協議に必要な補助的作業は事業者の業務として含まれます。	
7	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	付帯施設等について、周辺道路の改良、保育所用駐車場の整地における関係各機関と貴企業団との協議の結果、事業者より提案した仕様、数量に変更が生じた場合は設計変更の対象と理解して宜しいでしょうか。	詳細設計後の関係機関と当企業団の協議に伴う設計変更は協議対象と考えています。但し、詳細設計時点で数量及び仕様等が明示されていない場合は設計変更の協議対象にならないと考えています。	
8	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	付帯施設等について、保育所用駐車場の整地とは、別紙18に示す「那珂川町貸地予定地（駐車場）」のことで理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
9	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	付帯施設の保育所要駐車場とは別紙20の駐車場と記載されている赤線範囲をさすのでしょうか。	(質問No. 8参照)	
10	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	保育所用駐車場が那珂川町貸地予定地（駐車場）の場合、具体的な舗装構成やライン引きの有無等の仕様をご教示ください。	本事業では浄水場用地とフェンスで仕切った上で、乗用車が問題なく駐車できるように整地して砕石を敷きつめて下さい。舗装やライン引きは含まれません。	
11	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	付帯施設等のうち、要求水準書にない周辺道路の改良、保育所用駐車場の整地などに必要仕様等があれば御開示ください。	(質問No. 10参照)	
12	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	付帯施設の周辺道路改良とは、別紙18の道路拡幅だけをさすのでしょうか。町道廃止も含むのでしょうか。また、別紙17、19の水路改良なども含まれるのでしょうか。	別紙17、18、19の内容及び町道廃止を含みます。	
13	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	既設用地のフェンス設置について、既設の敷地境界等は別途明示頂けると考えて宜しいでしょうか。	別紙21に用地境界の目安を追記しました。本事業において境界確定測量も行うようにしています。フェンスは新設用地及び既存浄水場を含めた敷地全周に設置することになります。また、既存のフェンスは全て撤去となります。	
14	入札説明書	3	付帯施設等	第2章	6						表-1	周辺道路の改良、保育所用駐車場の整地の施工時期に指定があれば教えてください。	町道認定廃止は周辺道路の拡幅、農業用水路整備が前提条件になりますので、早期の工事が必要と考えています。但し、既設キュービクルの撤去後でなければ施工できない箇所については代替設備の整備後の施工となります。（この未施工は町道認定廃止条件外）また、農業用水路もありますので地元や町と工事工程について協議が必要と考えています。	

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
15	入札説明書	3	石碑等	第2章	6							表-1 別紙5	別紙5の撤去範囲のうち、旧系管理室付近にある石碑は別紙18東限浄水場周辺整備計画平面図(道路編)にあります那珂川町貸地予定地(駐車場)の範囲内にあると思われますが、撤去若しくは移設となるのでしょうか。石碑周辺の樹木等を含めてお教えてください。	石碑については、場内での移設が必要です。移設場所は事業者提案の施設計画に関連しますので適地に移設とお考えください。石碑周辺の樹木等は撤去です。
16	入札説明書	3	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	6							表-1	「膜の前処理施設として既設2号薬品沈澱池を常時利用すること」という文章と「また、既設2号薬品沈澱池を使用しない通水が可能なようにバイパス管を設置する」という文章があります。このバイパス管の目的は何でしょうか。また、膜の前処理で粉末活性炭を注入しない場合でも既設2号薬品沈澱池を利用するという理解でよろしいでしょうか。	バイパス管は既設2号薬品沈澱池が清掃や補修時等で使用できない場合の対応を設置目的としています。後段は、使用する場合と使用しない場合があります。
17	入札説明書	3	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	6							表-1	「既設2号薬品沈澱池を使用しない通水が可能なようにバイパス管を設置する」とあります。またその一方、実施方針の質問回答(No41)で、「浄水処理は既設2号薬品沈澱池の使用を前提とする」と回答されています。この解釈として、「基本的には既設2号薬品沈澱池を使用しますが、バイパス時でも適切な膜処理ができるよう、既設2号薬品沈澱池以外に膜の前処理設備を別途設ける必要がある」との理解で宜しいでしょうか。	バイパス管使用時にも適切な浄水処理を行えることが要求事項となっています。バイパス管使用時の前処理設備の設置については事業者によるご提案となります。
18	入札説明書	3	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	6							表-1	実施方針の質問回答(No33)のとおり、既設2号薬品沈澱池は薬品沈澱池ではなく、凝集剤等を添加しない普通沈澱池としての利用を想定しますが、宜しいでしょうか。	既設2号薬品沈澱池を普通沈澱池として使用することは認められます。
19	入札説明書	3	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	6							表-1	閲覧資料8から、既設2号薬品沈澱池の構造は、着水井が1池(予備なし)となっております。そのため、既設2号薬品沈澱池の着水井部分を改修するには、全系列の停止が必要と考えられます。膜ろ過設備の供用開始後に、既設2号薬品沈澱池の運用を停止(バイパスを利用して原水供給を継続)して、改修を行っても宜しいでしょうか。	膜ろ過設備の供用開始後に、既設2号薬品沈澱池の運用を停止(バイパスを利用して原水供給を継続)して、改修を行うことは認められます。
20	入札説明書	3	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	6							表-1	閲覧資料8から、既設2号薬品沈澱池の構造は、着水井が1池となっております。既設2号薬品沈澱池を2系とするために、改修後は着水井を使用せず、混和池からの使用としても宜しいでしょうか。	既設2号薬品沈澱池は着水井を使用せず、混和池からの使用とすることは認められます。
21	入札説明書	3	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	6							表-1	既設1号沈澱池を撤去するため、改良後は2号沈澱池への負荷が増加すると考えられますが、傾斜板等の設置による能力増強を考慮する必要はないでしょうか。	既設2号薬品沈澱池は傾斜板等の設置による能力増強は要求事項ではありません。
22	入札説明書	3	既設構造物の補修	第2章	6							表-1	既設2号薬品沈澱池(新系)、既設4、5号浄水池及び送水ポンプ室について、躯体の劣化に伴いクラック等が発生している場合は貴企業にて補修いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	既設2号薬品沈澱池(新系)、既設4、5号浄水池及び送水ポンプの躯体の劣化に伴い発生しているクラック等の補修は本事業に含まれます。
23	入札説明書	3	天日乾燥床	第2章	6							表-1	天日乾燥床の有効利用を考える場合、天日乾燥床の一部を残置しても宜しいでしょうか。	残置しません。
24	入札説明書	3	天日乾燥床	第2章	6							表-1	実施方針の質問回答(No201)に、「天日乾燥床は既設2号薬品沈澱池の排泥及び、原町浄水場の排泥受け入れに使用している」とあります。代替なく撤去可能な床数と、床の箇所をご教授頂けますでしょうか。	代替なく撤去は不可能です。新設用地の範囲として既設の排水池、排泥池、濃縮槽、(旧系)1号薬品沈澱池の撤去跡地も含めるようにします。(別紙5、6を修正)
25	入札説明書	3	天日乾燥床内の堆積物処理	第2章	6							表-1	天日乾燥床内の堆積物も今回の対象業務範囲内と考えて宜しいでしょうか。	天日乾燥床内の堆積物は当企業にて処分します。
26	入札説明書	3	既設送水ポンプ設備	第2章	6							表-1	更新対象となる2機種の送水ポンプについて、既設の図面、計算書、および検討書(ウォーターハンマー等)の資料をご教示願います。	更新対象2機種の送水ポンプに関するお問い合わせの資料はありません。ウォーターハンマーの検討用に送水管のルートと地盤高が分かるCADデータを第2回貸出し資料で提示します。王塚台配水池の送水管ルートが公表資料の別紙1では違っていました。別紙1は修正版を公表します。
27	入札説明書	3	既設1号池図面	第2章	6							表-1	提案における撤去費算出に、撤去対象物すべての図面が必要となります。閲覧資料に撤去対象である1号浄水池の図面がございません。別途提示頂けると理解して宜しいでしょうか。	第2回の貸出資料で提示します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
28	入札説明書	4	周辺環境調査	第2章	7							表-2	各調査項目に関して、実施範囲を別途明示頂けると考えて宜しいでしょうか。明示頂けない場合の増工分は官側のリスクととらえて宜しいでしょうか。近隣地区との事前協議状況などが不明確で事業者では判断し兼ねますので、宜しくお願いします。	各調査項目の実施範囲については本事業の実施に支障がないように事業者でご提案ください。
29	入札説明書	4	家屋調査、周辺通行者状況	第2章	7							表-2	家屋調査・周辺交通者状況の調査について、範囲がありましたらご教授ください。	(質問回答No. 28参照)
30	入札説明書	4	土壌汚染調査	第2章	7							表-2	土壌汚染調査を実施し、土壌汚染が確認された場合、対応と費用負担は貴企業にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	入札説明書	4	試掘調査	第2章	7							表-2	新設用地の一部が、埋蔵文化財の調査範囲となっており、H24年度に調査予定と認識しています。今回の試掘調査は、埋蔵文化財を調査対象外としてよろしいですか。	埋蔵文化財の現地調査は平成24年度で完了予定でしたが、平成25年9月末日まで延長となりました。後段については、ご理解のとおりです。
32	入札説明書	4	電波障害調査	第2章	7							表-2	事前調査で、「電波障害調査」と有りますが、浄水場において過去に近隣からの苦情の申し入れ等の実績が有れば、内容をご教示願いたい。	浄水場において過去に近隣から電波障害に関する苦情等はありません。
33	入札説明書	4	耐震診断	第2章	7							表-2	実施された耐震診断の結果は、ご提示頂けるのでしょうか。	第2回の貸出資料で提示します。
34	入札説明書	4	運転管理マニュアル作成	第2章	7							表-2	「～施設の運転管理マニュアルの作成」と記載有りますが、場外施設にしましては、今回工事対象の遠方監視制御機器のみとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	入札説明書	4	設備台帳	第2章	7							表-2	「～場外の関連設備～台帳の作成」と記載有りますが、場外施設にしましては、今回工事対象の遠方監視制御機器のみとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書	4	対象業務	第2章	7							表-2	「本事業に関わる各種申請書類等の補助」に示されている業務概要に、「各種申請書類の作成」「関係機関との協議」とありますが、我々の担当業務は、あくまで貴企業が該当業務を行う際の「補助」という理解でよろしいでしょうか。	通常の設計・工事業務において請負業者が行っている業務以外は補助となります。
37	入札説明書	4	各種調査	第2章	7							表-2	各種調査には実施時期が決められているのでしょうか。時期に制約がある場合、ご教授頂けますでしょうか。	現時点で各種調査の実施時期について制約はありません。但し、関係機関等の協議によっては調査時期を調整する必要が生じることは考えられます。
38	入札説明書	5	事業のスケジュール(期間短縮)	第2章	9		(2)						設計及び工事期間は、平成25年8月～平成30年3月まで、とありますが、期間短縮は評価の対象となりますか。	設計及び工事期間の短縮は評価対象と考えておりません。
39	入札説明書	5	工事工程	第2章	9		(2)						工事工程は事業者の任意と考えて宜しいでしょうか。	本浄水場は稼動中のため浄水場の運転に支障がないことを前提に、工事工程は事業者の任意となります。但し、工事着手前には地元及び町との協議が必要となります。
40	入札説明書	5	工事工程	第2章	9								各年度の支払限度額と出来高は必ずしも一致しなくても宜しいでしょうか。	一致しなくても構いません。
41	入札説明書	5	関係法令等	第2章	12								指針及び各種基準及び仕様書等は、入札書類提出時点(25年度時点)の法令と解釈して宜しいでしょうか。	設計時点のものとなります。
42	入札説明書	6	J V	第3章	1		(8)						「…本施設の工事を行う目的で共同企業体(以下「建設JV」という)を結成するものとする。とありますが、甲型乙型の指定はありますか。甲型の場合は出資比率の指定はありますか。	乙型となります。出資比率の指定はありません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
43	入札説明書	6	J V	第3章	1		(8)					「本施設の工事を行う企業」とは、(3)に規定される「本施設の建設及び撤去を行う企業」と同義でしょうか。	同義です。
44	入札説明書	6	J V	第3章	1		(8)					「本施設の工事を行う企業は・・・共同企業体（以下「建設JV」という）を結成する」とありますが、設計企業は共同企業体に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	設計企業も共同企業体に含まれます。
45	入札説明書	7	入札参加者の 資格要件	第3章	2		(2)	①	ア			委任先事務所も1級建築士事務所の登録が必要でしょうか。	委任先事務所としての参加は、設計企業の入札参加資格要件に該当しません。
46	入札説明書	7	入札参加者の 資格要件	第3章	2		(2)	①	ウ			委任先事務所に技術士の在籍が必要でしょうか。	(質問回答No. 45参照)
47	入札説明書	7	入札参加者の 資格要件	第3章	2		(2)	①	エ			実績要件は別々の自治体のものでもよろしいでしょうか。	実績要件は同一自治体のものとはしていません。
48	入札説明書	7	入札参加者の 資格要件 建設企業	第3章	2		(2)	②	ア			「水道技術センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。」とありますが、水道用膜モジュールJWRC仕様適合認定は必要でしょうか。	水道用膜モジュールJWRC仕様適合認定については要求水準書P18(6)①参照してください。
49	入札説明書	8	予定価格	第3章	4							本公表金額に関して、参考金抜き設計書など積算範囲や内訳明細がわかるものがあれば、公表又は閲覧をお願い致します。	当該資料の公表又は閲覧は予定していません。
50	入札説明書	8	最低制限価格	第3章	5							最低制限価格は国・地方自治体等の何か基準に準じているのでしょうか。	当該内容について公表は予定していません。
51	入札説明書	8	最低制限価格	第3章	5							最低制限価格の算定基準の開示若しくは価格の範囲（〇〇%～〇〇%の間で設ける等）の開示はお考えではないでしょうか。	(質問回答No. 50参照)
52	入札説明書	8	最低制限価格	第3章	5							最低制限価格の算出方法をご教授ください。	(質問回答No. 50参照)
53	入札説明書	8	最低制限価格	第3章	5							最低制限価格を下回る場合以外の失格基準はありますでしょうか。 例) 内訳項目の構成%比率 等	価格に関する失格基準は、落札者決定基準2.(2)②をご参照ください。
54	入札説明書	9	入札のスケ ジュール	第4章	1		(1)				表-3	「入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表」から「参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付」まで、日数が短い(6日)ので「回答の公表」日をできる限り早めていただくようお願いします。	現時点でスケジュールの変更は考えておりませんが、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付に関する事項については回答の公表を早めることも考えます。
55	入札説明書	9	ヒアリング	第4章	1		(1)				表-3	ヒアリングが平成25年6月にありますが、これは応募した全社を対象でしょうか。	ヒアリングを実施する時点で参加資格を有する応募企業全社を対象に行います。
56	入札説明書	10	現地調査	第4章	1		(2)	③				下請専門業者の参加は可能でしょうか。人数制限は御座いますか。	下請専門業者の参加は認められません。また、人数制限はありません。
57	入札説明書	10	現地調査	第4章	1		(2)	③				現地調査期間において、原水、濃縮槽上澄水、脱水機打ち込み前の汚泥のサンプリングは可能でしょうか。原町浄水場の汚泥のサンプリングも可能でしょうか。	汚泥サンプリングの要望があれば対応します。
58	入札説明書	10	現地調査	第4章	1		(2)	③	ア			現地調査の回数に制限はありますか。	現地調査の回数制限はありませんが、ご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
59	入札説明書	10	現地調査	第4章	1		(2)	③	ア			現地調査は、9/24～11/5間となっていますが、現地調査への回数及び人数の制限はございますか。	(質問回答No. 58参照)
60	入札説明書	10	現地調査	第4章	1		(2)	③	エ			現地調査の参加者人数に制限はありますか。また、参加者には申し込み企業の関連会社等は参加可能でしょうか。	(質問回答No. 56参照)
61	入札説明書	10	現地調査	第4章	1		(2)	③	エ			現地調査の方法に制限はありますか。測量、コンクリートの非破壊検査等は可能でしょうか。	現地調査は浄水場の運転に支障がない範囲で実施して頂くこととなります。測量、コンクリートの非破壊検査は実施可能です。
62	入札説明書	11	参考資料の貸出し及び公表	第4章	1		(5)					入札説明書以外の参考資料等の電子データを収納したCD-ROMには、質問回答書No. 78で開示いただけるとのご回答のあった基本的な地質データが含まれていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	入札説明書	11	参考資料の貸出し及び公表	第4章	1		(5)					「参考資料等の電子データを収容したCD-ROMの貸し出しを行う。」とありますが、参考資料等の一覧表を公開してください。	参考資料の貸出し資料に含まれます。
64	入札説明書	13	著作権	第4章	2		(7)	①				落札者及び落札者以外の入札参加者の提案書を無償で使用できるとあります。事前に事業者の許可を取った上で、使用されると理解して宜しいでしょうか。	「春日那珂川水道企業団情報公開条例」に基づいて対応します。
65	入札説明書	13	著作権	第4章	2		(7)	①				提案内容に関する審査結果の公表の他、情報公開請求があった場合の著作権に関する考え方をご教示頂けないでしょうか。	(質問回答No. 64参照)
66	入札説明書	13	著作権	第4章	2		(7)	①				選定されなかった入札参加者の提案の一部を使用される可能性が示唆されますが、その場合、使用の旨を連絡頂けるのでしょうか。	(質問回答No. 64参照)
67	入札説明書	14	入札の中止等	第4章	3		(4)					以下の場合、入札が中止されることはありますでしょうか。①入札参加資格確認の結果、1者となった場合。②途中で辞退者がでる等し、残りが1者の場合。	応募者が1者でも入札は成立します。
68	入札説明書別紙	別紙2	現況配管等									工事に際し、入札説明書・別紙2及び別紙5に記載のない配管、構造物が認められ、提案設計に変更が生じた場合、設計変更の対象と理解して宜しいでしょうか。	設計変更の対象とは考えておりません。
69	入札説明書別紙	別紙2	撤去設備									撤去対象である沈澱タンクは別紙2では、どの設備になるのでしょうか。ご教授願います。	(旧系) 急速ろ過機の西側のタンクになります。
70	入札説明書別紙	別紙5	新設予定地									東隈第8号井と天日乾燥床の間のスペースは活用可能でしょうか。	利用可能です。
71	入札説明書別紙	別紙5	新設予定地									新設予定地内の既存電柱、既存擁壁は企業団にて撤去を行っていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	新設予定地内の既存電柱は当企業団で撤去を行います。既存擁壁の撤去は本事業に含まれます。
72	入札説明書別紙	別紙5	天日乾燥床									天日乾燥床は太枠で囲っていますが、網掛けでなく、斜線になっています。この用地は新設用地と解釈して宜しいでしょうか。また、町道認定廃止予定地に新設施設を築造することは可能でしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は可能です。
73	入札説明書別紙	別紙5	天日乾燥床									天日乾燥床の青色指示は、天日乾燥床スペースを新設用地として使用してよいという解釈でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 72参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
74	入札説明書別紙	別紙5	埋蔵文化財									埋蔵文化財の調査範囲が示されていますが、この範囲以外で埋蔵文化財が発見された場合には、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	入札説明書別紙	別紙5	埋蔵文化財									新設用地の一部が、埋蔵文化財の調査範囲となっており、H24年度に調査予定と認識しています。敷地内の今回調査範囲外に文化財が発掘され、工期に影響が生じる場合は、変更契約などで(工期・費用など)配慮頂けるのですか。	(質問回答No. 74参照)
76	入札説明書別紙	別紙5	撤去									撤去範囲内の道路及び側溝は、基本的に撤去しないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、施設撤去に伴い取り壊した部分については同等以上の機能復旧を行ってください。
77	入札説明書別紙	別紙5	撤去									撤去範囲内の樹木は、基本的に撤去するのでしょうか。	撤去工事の影響範囲の樹木は撤去してください。
78	入札説明書別紙	別紙5	撤去									撤去対象に対し、「使用するものは除く」とありますが、「撤去該当施設は必ず撤去する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	入札説明書別紙	別紙5	PCB汚染物の処置									既設設備撤去範囲に「PCB汚染物保管場所」がありますが、PCB汚染物の移設または撤去は本設計、工事の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	現在PCB保管室にあるものは平成25年度中に当企業団で撤去予定です。また、本事業の撤去設備に対するPCB調査は本事業に含まれますが、発見された場合は当事業団で対応します。
80	入札説明書別紙	別紙6	太陽光発電									用地図面はA3用紙に印刷した場合、1/1,500スケールと考えますが、プリンタにより多少の誤差が生じる恐れがあります。このため、例として①の用地の長辺と短辺の実測長をご教示下さい。 (当方のプリンタによると75m×46.8mになります)	別紙6は太陽光発電設備が設置可能と想定される概略の範囲をお示ししたもので、①と②は別紙に示す範囲に必ず納めなさいと言うことではありません。撤去後の空きスペースに太陽光を設置することを意味しています。その上で、実際の検討に当たっては貸し出資料でご提供したCADデータをご利用ください。
81	入札説明書別紙	別紙6	太陽光発電									「用地の使用順位」とありますが、使用しない土地がある場合は技術点が低く評価されるという考えでしょうか。	左記のような評価は考えておりませんが、残地が多い方が将来の更新等に有利になります。
82	入札説明書別紙	別紙6	太陽電池アレイ設置用地									「用地の使用順位は①、②、③、④とする」とありますが、500kW以上を目安とし、敷地はできるだけ使用しない方が良いとの解釈でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 81参照)
83	入札説明書別紙	別紙6	太陽電池アレイ設置用地									太陽電池アレイの設置用地について、設置場所が限られる理由、またそれら設置場所の優先順位の理由をご教示願えませんでしょうか。また、本事業での実施設計の段階において、配置のみならず設置場所や太陽光発電の機器仕様を検討し、提案から変更することは可能でしょうか。	設置場所及び優先順位は既設施設の状況、維持管理面、周辺民家への影響等を考慮しています。また後段について、提案時点から実施設計時点の間に太陽発電設備に関する著しい技術革新等の社会情勢に変化があった場合に設計の変更は認められます。但し、工事費の変更は行いません。
84	入札説明書別紙	別紙8	マンガンの出現時期				1)	③				那珂川表流水と東隈1号井の過去におけるマンガン濃度について、出現時期が分かる経時的データ(月別の最高、最低、平均値)を、水温と共にご教示ください。	ご要望のデータ測定は行っていません。
85	入札説明書別紙	別紙8	表流水原水における濁度とアルミの関係								図4	図4に示される4項目の他に、原水濁度とアルミニウムの関係についてもご教示ください。	第2回の貸出資料で提示します。
86	入札説明書別紙	別紙8	原水及び浄水等の特徴(臭気発生期間)								図5	維持管理費用における薬注費の算出に必要な、年間における臭気の発生日数をご教示ください。	維持管理費用は臭気の発生日数を年間30日でご検討ください。
87	入札説明書別紙	別紙9	計画原水水質の根拠									H16～H21年の実績に基づく混合原水の水質を算出する際の水質の組み合わせ水量比をご教示ください。	水源の組み合わせに関わらずご提示の計画原水水質をもとにご検討ください。
88	入札説明書別紙	別紙15	ろ過流量の実績値									現状の設備におけるろ過流量(もしくは浄水量)の一日の変化の例を季節毎にご教示下さい。	ろ過流量の時間ごとの記録はしておりません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
89	入札説明書別紙	別紙15	ろ過流量									平成22年1月23日、平成23年7月5日等、非常時最大給水量の25,000m ³ /日を超えて、ろ過運転を行っている実績が伺えます。新設の非常時最大給水量は25,000m ³ /日で良いのでしょうか。また、25,000m ³ /日を超える日が続く場合、どのように対応されるのでしょうか。	非常時最大給水量は25,000m ³ /日であり、本浄水場でこれ以上の処理は予定していません。
90	入札説明書別紙	別紙15	ろ過流量の実績値								1)、2)	平成23年1月13,23日、5月8日、7月5,10日のろ過流量がスポット的に急増している理由を御教示願います。	気候及び天気等の影響によるものと考えられます。
91	入札説明書別紙	別紙16	遠隔監視操作項目									場外系の遠方監視制御設備を更新する設計にあたり、ご開示の資料だけでは信号点数・内容が把握しきれません。竣工時の図面など開示願います。	(質問回答No. 5参照)
92	入札説明書別紙	別紙18	周辺道路整備									別紙18を見ると、道路拡幅部が一部民地に掛かっている部分が見受けられます。地権者との調整等は官側にて調整済みとの理解で宜しいですか。	ご指摘の部分の道路拡幅は、本事業の対象から除外します。別紙18、20を修正します。
93	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									周辺道路の改良、保育所用駐車場の整地に関する、敷地の分筆・合筆は不要と考えて宜しいでしょうか。	敷地の分筆・合筆は不要です。
94	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									周辺道路の改良、保育所用駐車場の整地に関する、敷地の分筆・合筆が必要となる場合、本事業の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	(質問回答No. 93参照)
95	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									「道路幅員7mに拡幅」とは、「7m以上に拡幅」との理解で宜しいでしょうか。(南側新設農業用水路を、道路の反対側の敷地境界線に合わせて細かく切回すことは困難である為)	ご理解のとおりです。
96	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									7mに拡幅される道路にある既存電柱は貴企業団殿にて移設を行っていただけとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									7mに拡幅される道路部分を那珂川町殿に移管する場合、必要な手続きは貴企業団殿にて行っていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、手続に必要な図面の資料作成等の補助作業は本事業に含まれます。
98	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									実施方針・別紙2に記載されていた「ハッチング部分の道路は新設用地東側への付替えを予定している」は、実施されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									「町道認定廃止予定地」について、廃止後の整備は不要との理解で宜しいでしょうか。	廃止後の整備は本事業に含まれます。
100	入札説明書別紙	別紙18	周辺整備									「町道認定廃止予定地」について、新設施設の計画通知(確認申請)時の敷地に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。その場合、必要な手続きは計画通知(確認申請)申請時まで完了していると理解して宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
101	入札説明書別紙	別紙18	町道拡張工事									道路幅員7mに拡幅とありますが、この拡張工事は本工事に含まれるのでしょうか。含まれるのであれば、民有地所有者の同意は取れているのでしょうか。また、町道拡張工事の予定時期を教えてください。	前段の道路の拡幅工事は本事業に含まれます。中段は質問回答No. 92をご参照ください。後段は質問回答No. 14をご参照ください。
102	入札説明書別紙	別紙18	道路幅員拡幅									北側(保育所側)の道路拡幅がありますが、建設工事の施工時期について制限はありますか。(新設更新工事を始める前に先に施工する必要がありますか)	(質問回答No. 14参照)
103	入札説明書別紙	別紙18	道路の拡幅									道路の拡幅にあたって、道路の設計条件及び現況の舗装構成をご教授ください。	舗装構成は表層工5cm、上層路盤工10cmです。その他必要な条件があれば町と協議になります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
104	入札説明書別紙	別紙18	道路の拡幅									道路の拡幅にあたって、側溝等の指定材料があればご教授ください。	農業用水路の条件は別紙19をご参照ください。農業用水路はオープンとなりますが、蓋が設置できる構造としてください。本事業に蓋は含みません。
105	入札説明書別紙	別紙18	東限浄水場周辺整備計画平面図 (道路編)									町道認定廃止予定地が緑色の凡例にて示されておりますが、同じく入札説明書別紙5において、当該の町道認定廃止予定地は新設用地に含まれていません。実施方針においては、当該用地は「新設用地東側へ付け替え予定」となりましたが、当該用地は新設用地には含まれないという理解でよろしいでしょうか。また、当該用地を埋設で縦断する配管等の工事に際して事業者が必要となる手続き、外周フェンスの整備箇所等についてご提示ください。	町道認定廃止予定地は新設用地に含まれます。当該用地への配管等の工事に際しては特に手続は必要ありません。外周フェンスの整備箇所については、質問回答No. 13を参照して下さい。
106	入札説明書別紙	別紙18、別紙20	周辺道路整備									別紙18では、拡張対象として新設用地の北側が指定されています。但し、別紙20では、新設用地南側のグレーで着色された箇所も拡張対象となっているように見受けられます。新設用地南側も拡張対象となるのでしょうか。	新設用地南側のグレーで着色している箇所は、既に道路拡幅済であり、舗装工事のみ行います。但し、Uターン場所は道路の拡幅及び舗装が必要です。
107	入札説明書別紙	別紙19	周辺整備									「ガードパイプの設置」について、「数、位置等は別途協議」とは設計時に貴企業団と協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。又、協議の結果、提案設計における数量、仕様に変更が生じた場合は設計変更の対象と理解して宜しいでしょうか。	ガードパイプの設置は、農業用水路が開渠が原則であるためです。各水田への取水口の調節や水路の清掃など維持管理を容易にするため、扉を数箇所設置する必要があります。事業者の提案内容で地元農業関係者との協議をしますが、大幅な数量・仕様に変更にならない限り、変更の対象とはしません。
108	入札説明書別紙	別紙19	周辺整備									那珂川町貸地予定地（駐車場）内にある既存電柱は貴企業団にて移設を行っていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	那珂川町貸地予定地（駐車場）内にある既存電柱の移設は考えておりません。
109	入札説明書別紙	別紙19	周辺整備									新設敷地東側の農業用水路の撤去・新設による道路幅員の現状確保は、農業用水路を含んだ幅員と理解してよろしいでしょうか。	農業用水路を含まない幅員です。
110	入札説明書別紙	別紙19	周辺整備									「農業用水路の設置にあたり・・・引き込み管の移設・延長を行うこと」とあります。個人の農業用水引き込み管の移設に伴う協議は貴企業団の所掌と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、協議書作成や地元説明会等の補助は本事業に含まれます。
111	入札説明書別紙	別紙19	農業用水路									農業用水路について指定材料があればご教授ください。	内々 600mm×600mmのコンクリート造の開水路で、十分な強度がありコンクリート蓋が設置できる構造であれば、現場打ち又は既製品の指定はありません。ただし、事業者決定後、町及び地元との開発行為に係る事前協議を行いますので、材料の指定がある可能性はあります。
112	入札説明書別紙	別紙20	道路の本復旧									「本復旧施工区域」とありますが、具体的な内容をご教示願います。	別紙20の「本復旧施工区域」とは、本事業の最後に行う舗装の表層（アスファルト）の全面更新のことです。具体的には、舗装剥ぎ取り・路盤不陸整正・表層工・白線引き等です。
113	入札説明書別紙	別紙20	道路の本復旧									道路の本復旧は、既設の舗装も含めて全範囲の舗装との理解でよろしいでしょうか。また、施工時期に制約があるのでしょうか。	前段は、質問回答No. 112参照。後段は、最終年度を予定しています。
114	要求水準書	1	事業範囲									平面図で事業範囲を別途明示いただけると理解して宜しいでしょうか。	事業範囲は、既存浄水場用地、新設施設建設用地、町道認定廃止予定地、入札説明書別紙18、19、20に示す周辺道路等整備箇所です。
115	要求水準書	1	事業範囲									原水および浄水の引き渡し点をご教示ください。	原水の引渡し地点は新設着水井、浄水の引き渡し点は4号・5号浄水池となります。
116	要求水準書	3	騒音規制	第1章	2		(6)				表1-1	工事中における騒音規制範囲は決まっているのでしょうか。対象範囲、規制基準点などわかればお教えください。その他の「建築及び造成などに関する制限」はないと考えてよいでしょうか。	要求水準書にお示した騒音規制以外の規制はありません。但し、周辺に民家等が近接していることに十分配慮した対応をご検討ください。
117	要求水準書	3	土質の状況	第1章	2		(6)				表1-1	構造物の基礎を検討するのに必要な資料（ボーリングデータ等）をお示しくください。	貸出し資料にお示ししています。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
118	要求水準書	3	土質の状況	第1章	2		(6)				表1-1	土質の状況（地質調査報告書等）の公表はいつごろになるか御教示下さい。	(質問回答No. 117参照)
119	要求水準書	3	土質の状況	第1章	2		(6)				表1-1	土質の状況についての資料開示はいつあるのでしょうか。	(質問回答No. 117参照)
120	要求水準書	3	土質の状況	第1章	2		(6)				表1-1	「土質の状況」につき「入札説明書等で公表する」とありますが、資料が見当たりません。貸し出しされる参考資料に含まれますか。	(質問回答No. 117参照)
121	要求水準書	3	汚水	第1章	2		(6)				表1-1	「汚水」には薬品洗浄廃液は含まれますでしょうか。	含まれません。
122	要求水準書	3	汚水	第1章	2		(6)				表1-1	排水の接続先の位置を地図でご教示願います。	汚水の下水道への接続位置は新設用地南側道路の民家付近となります。
123	要求水準書	3	埋蔵文化財	第1章	2		(6)				表1-1	埋蔵文化財調査結果により、事業が遅延した場合のリスクは官側と考えて宜しいでしょうか。	本事業の契約後の埋蔵文化財調査結果による事業の遅延は当企業団側のリスクと考えています。
124	要求水準書	3	埋蔵文化財	第1章	2		(6)				表1-1	新設用地にて実施されている埋蔵文化財調査において予期せぬ調査延期が発生した場合、予定されている工期への影響についてご教示願います。	(質問回答No. 123参照)
125	要求水準書	3	埋蔵文化財	第1章	2		(6)				表1-1	埋蔵文化財調査結果に関わらず予定地変更等の問題が発生する恐れはないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書	3	埋蔵文化財	第1章	2		(6)				表1-1	埋蔵文化財については平成24年度に調査を実施するとありますが、結果によっては、事業計画に影響が生じることもあるのでしょうか。（新たな作業や費用、土地使用の制限等）	(質問回答No. 125参照)
127	要求水準書	3	埋蔵文化財	第1章	2		(6)				表1-1	新設用地にて実施されている埋蔵文化財調査の進捗状況を御教示願います。	(質問回答No. 31参照)
128	要求水準書	3	埋蔵文化財	第1章	2		(6)				表1-1	「新設用地において埋蔵文化財が確認されており、平成24年度に当企業団にて調査を行う。」とありますが、埋蔵文化財の調査終了時期が判れば教えてください。	(質問回答No. 31参照)
129	要求水準書	3	開発行為	第1章	2		(6)				表1-1	開発行為の欄にある、那珂川町の要綱に基づく「申請（協議）」は、企業団が行うものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりですが、協議書作成や地元説明会等の補助は本事業に含まれます。
130	要求水準書	3	建設予定地の制限等	第1章	2		(6)				表1-1	那珂川町開発行為等整備要綱によると「施工区域内の主要な道路は幅員9m以上の施工区域外の道路に接続させる」とありますが、新設施設建設予定地周囲の道路は幅員9m未満と考えられます。施工区域外の道路整備について事業者で対応することは困難ですので、本整備要綱への適合は貴企業団にてご対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	新設施設建設予定地内に那珂川町開発行為等整備要綱に該当する道路はありません。
131	要求水準書	3	開発行為	第1章	2		(6)				表1-1	那珂川町開発行為等整備要綱では「施工区域内の主要な道路は幅員9m以上の施工区域外の道路に接続」となっています。新設施設建設用地は那珂川町開発行為等整備要綱第11条4項に定める「町長が施工区域周辺の道路状況によりやむを得ないと認める場合、車両の通行に支障がない道路に接続することができる」と考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 130参照)
132	要求水準書	4	事業スケジュール	第1章	2		(9)	②				工事期間の短縮は技術評価点として加点対象となると考えて宜しいでしょうか。	工事期間の短縮は技術評価点として加点対象と考えておりません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
133	要求水準書	4	関係法令	第1章	2		(10)	①				関係法令およびその他法令の改正リスクは官側と考えて宜しいでしょうか。	関係法令およびその他法令の改正について事業者が事前に知りうる情報をもとに善処した上で発生したリスクについては事業者と当企業団が適切に分担するものと考えております。
134	要求水準書	4	遵守すべき関係法令等	第1章	2		(10)	①				本事業の遵守すべき法令等は、公告日である平成24年9月10日時点の最新版を適用するというところでよろしいでしょうか。	詳細設計時点の最新版を適用します。
135	要求水準書	4	関係法令等	第1章	2		(10)	②				指針及び各種基準及び仕様書等は、入札書類提出時点（25年度時点）の法令と解釈して宜しいでしょうか。	(質問回答No. 134参照)
136	要求水準書	4	指針及び各種基準等	第1章	2		(10)	②				「その時点において」とは、入札公告時との理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 134参照)
137	要求水準書	4	遵守すべき関係法令等	第1章	2		(10)	②				本事業に適用する貴事業団の技術基準等の「その時点において最新版」とは、公告日である平成24年9月10日時点の最新版を適用するというところでよろしいでしょうか。	(質問回答No. 134参照)
138	要求水準書	4	指針及び各種基準等	第1章	2		(10)	②				指針及び各種基準等の改訂について、その時点での最新版とありますが、それにより事業費が変動したリスクは官側と考えて宜しいでしょうか。	詳細設計完了後の改定により事業費に影響がある場合は協議の対象となります。
139	要求水準書	4	仕様書等	第1章	2		(10)	②				仕様書等の改訂について、その時点での最新版とありますが、それにより事業費が変動したリスクは官側と考えて宜しいでしょうか。	(質問回答No. 138参照)
140	要求水準書	5	指針及び各種基準等	第1章	2		(10)	③				「その時点において」とは、入札公告時との理解でよろしいでしょうか。	詳細設計時点となります。
141	要求水準書	5	指針及び各種基準等	第1章	2		(10)	③				仕様書等に定めのないものの確認について、その方法と時期をご提示頂けないでしょうか。	仕様書等に定めのないものの確認は事業者で行ってください。
142	要求水準書	5	事業のコンセプト（太陽光発電）	第1章	3		(1)					「…更に消費電力の低減化を図るとともに、太陽光発電システム等の自然エネルギーの利用についても・・・」とあります。太陽光発電の設置目的は、発電した電力の浄水場での使用に限られるのでしょうか。または、FIT（固定価格買取制度）による全量売電事業用という位置づけも可能なのでしょうか。	前段のご理解のとおりです。後段の固定価格買取制度による全量売電は考えていません。
143	要求水準書	5	危機想定	第1章	3		(1)					事業コンセプトに記載されている危機対策について、危機想定（および想定を上回った場合の考え方）は事業者提案と理解して宜しいですか。事業者提案で無い場合については、以下①～⑥をご教授下さい。 ①地震の危機想定については、p7④の耐震性能の記載のみで、想定地震など新設および既設構造物の耐震設計の前提となる条件があれば、別途提示されると理解して宜しいでしょうか。 ②雷の危機想定について、落雷の状況をご教示頂けますでしょうか。 ③風水害について、風水害の想定をご教示頂けますでしょうか。 ④放射性物質対策について、設計条件となる想定被害をご教示頂けますでしょうか。 ⑤テロ対策について、テロのイメージを教示頂けますでしょうか。 ⑥緊急時の拠点について、利用範囲、利用者種別、利用者人数などをご教示頂けますでしょうか。	事業コンセプトに記載されている各々危機対策については第2章の細則にお示しした要求事項により達成できるものと考えています。
144	要求水準書	5	事業のコンセプト	第1章	3		(1)	②				②「自然災害等に強い施設の整備」とありますが、特に危機管理対策関連については設備だけの計画ではセキュリティが過剰となる恐れもあり、維持管理側との計画とフェーズを合わせておく事が重要と考えます。現在の危機管理に関する計画、考え方を示す資料をご提示頂けるでしょうか。	(質問回答No. 143参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
145	要求水準書	5	事業のコンセプト	第1章	3		(1)	②	ウ			放射性汚染、テロ対策及び緊急時の給水拠点化等の危機管理対策の検討にあたり、場内、場外設備含む現在の機械警備等の状況をご教示願います。	ITVを設置しています。
146	要求水準書	5	事業のコンセプト	第1章	3		(1)	③	ア			③「自然・環境・人に優しい施設の整備」とあり、ア 浄水汚泥の減量化及び有効利用、建設廃材の再生利用のなかの、浄水汚泥の有効利用については、貴企業団として、浄水汚泥の有効利用方法についての考え方を教示願います。また、今回は、浄水汚泥の有効利用については別途と考えてよろしいでしょうか。	前段は現在園芸用等に利用しており同様の利用が考えられます。後段はご理解のとおりです。
147	要求水準書	5	事業のコンセプト	第1章	3		(1)	③	イ			浄水汚泥の減量化および有効利用、建設廃材の再生利用とありますが、浄水汚泥の減量化および有効利用に関する我々の業務としては、「これを達成するための適切な脱水機等の設置」と理解してよろしいでしょうか？そうであれば、脱水機のろ過速度や目標含水率、テストデータ等、設計検討に必要なデータを開示願います。	前段は浄水処理を踏まえた適切な脱水機等の設置とご理解ください。脱水機的设计条件はご提案頂く浄水設備によって異なることが考えられますので事業者のご提案事業となります。但し、浄水汚泥の含水率は、65%以下を目標としてください。
148	要求水準書	5	事業のコンセプト	第1章	3		(1)	④	イ			地域住民の一時的な緊急避難場所として開放とありますが、スペース検討の考え方はありますでしょうか。	要求水準書の記載事項以外に一時的な緊急避難場所としての条件はありません。
149	要求水準書	6	非常時最大給水量	第1章	4		(3)	①				非常時最大給水量について、非常時の定義をご教示ください。	他浄水場系統のバックアップ（受水系統含む）等で東隈浄水場の計画一日最大給水量を上回ることが必要になる状態を想定しています。
150	要求水準書	6	非常時最大給水量	第1章	4		(3)	①				非常時最大給水量と計画1日最大給水量の差は何でしょうか。	(質問回答No. 149参照)
151	要求水準書	6	計画浄水量	第1章	4		(3)	①				計画浄水量の15%程度増しの「非常時最大浄水量」については、非常時継続期間（一時的対応）の設定があるのですか。	非常時最大給水量の継続時間は想定していません。
152	要求水準書	6	基本事項	第1章	4		(3)	①				非常時最大給水量とありますが、非常時最大給水量で給水する期間ほどの程度を想定されますか。	(質問回答No. 151参照)
153	要求水準書	6	計画浄水量	第1章	4		(3)	①				計画浄水量及び最大浄水量の決定にあたり、場内給水量の実績値をご教示頂けないでしょうか？また、記録がない場合には、必要量をご提示頂けないでしょうか。	(質問回答No. 2参照)
154	要求水準書	6	計画浄水量	第1章	4		(3)	①				「回収率については水の有効利用の観点から高い方が望ましいものと考えている」とありますが、水処理はクロードシステムとするとされていることから、今回は該当しないものと思料します。このようなことから、浄水処理と排水処理のシステム全体を総合的に評価して頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	浄水場内を循環する洗浄排水量の多少は少ない方が維持管理費の面で望ましいものと考えられますので、その意味で回収率が高い方が望ましいとしています。本事業における評価は浄水処理と排水処理のシステム全体を総合的に評価します。
155	要求水準書	7	サンプリング排水の返送	第1章	4		(3)	①				pH測定後の排水にはKClが微量に含まれますが、pH測定後の排水も着水井に返送するという理解で宜しいでしょうか。	試薬が含まれる排水の着水返送は考えておりません。
156	要求水準書	7	計画浄水量	第1章	4		(3)	①				サンプリング水の内、試薬を注入する水質計器の排水は、原水への返送対象から除くと理解してよろしいですか。	(質問回答No. 155参照)
157	要求水準書	7	サンプリング排水の返送	第1章	4		(3)	①				毒物検知装置の排水には、返送に適さない物質の微量混入が考えられます。その場合に、返送するか否かの判断は事業者の任意とするという理解で宜しいでしょうか。	返送に適さない物質を含んだ排水の着水返送は考えておりません。
158	要求水準書	7	計画浄水量	第1章	4		(3)	①				昨年の夏場のろ過流量（別紙15等）を見ると、設定されている非常時最大給水量（25,000m ³ /日）に近いまたは上回る水が出ていますが、本設定条件に問題の無いことを確認させて下さい。	計画浄水量の設定条件に問題はありません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
159	要求水準書	7	要求する機能	第1章	4		(3)	①				リフレクティング水は排水処理設備を経由しての返送でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 155参照)
160	要求水準書	7	最大給水量	第1章	4		(3)	①				非常時最大給水量は、今後の水需要動向等によっては一時的ではなく恒久的に生じる給水量と考えてよろしいでしょうか。	非常時最大給水量は、恒久的な場合も考えられます。
161	要求水準書	7	浄水ロス	第1章	4		(3)	②				浄水ロスに含まれる運営・維持管理に必要な水量と用途をご提示頂けますでしょうか。	(質問回答No. 2参照)
162	要求水準書	7	平均給水量及び最小給水量	第1章	4		(3)	②				「薬品注入設備等の施設計画に使用する計画平均給水量及び～は次表に示すとおりとする。」とありますが、要求水準書p.20第2章、2-2、(10)、③、エにおいて、「貯蔵量は平均注入率に計画浄水量を乗じた～」とあります。貯蔵量については要求水準書に記載のとおり計画浄水量にて算定するものと理解致しますが、「計画平均給水量」は、どのような仕様の算定に使用することを想定しておられますでしょうか。維持管理費用は、この「計画平均給水量」をもとに算出するという理解でよろしいでしょうか。	前段の計画平均給水量について仕様決定に必要ない場合は考慮する必要がありません。後段の維持管理費についてはご理解のとおりです。
163	要求水準書	7	原水水質	第1章	4		(3)	③				将来原水水質が別紙9から変動し、浄水水質を満足できなくなった場合のリスクは貴企業団に属すると考えて宜しいでしょうか。	将来原水水質が別紙9から悪化し、浄水水質を満足できなくなった場合のリスクは当企業団に属すると考えています。
164	要求水準書	7	要求する機能	第1章	4		(3)	③				タイトルの「③原水水質及び膜ろ過水質」は「③原水水質及び浄水水質」と読み替えてよろしいでしょうか。	「③原水水質及び浄水水質」に訂正します。
165	要求水準書	7	要求する機能	第1章	4		(3)	③				計画原水水質は将来的にも示された値以下との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書	7	要求する機能	第1章	4		(3)	③				計画原水水質のアンモニア性窒素の値が示されませんが、将来的に濃度が高くなり次亜塩酸ナトリウムの注入率が高くなった場合、浄水水質設計条件の塩素酸の値を遵守することができない可能性があります。アンモニア性窒素の上限値を設定して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。	アンモニア性窒素の上限値は別紙9にお示ししています混合原水水質想定値をご参照ください。
167	要求水準書	7	原水水質及び膜ろ過水質	第1章	4		(3)	③				計画原水水質とは原水水質条件という意味でしょうか。つまり、この計画原水水質に対して浄水水質条件を満足する施設を設計・建設することが要求水準であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書	7	耐震性能	第1章	4		(3)	④				集水枘のような、小規模かつ重要度の低い構造物については、適用除外となると考えて宜しいでしょうか。その場合において考えられる適用除外の構造物例をご教示ください。	基本は全て適用されると考えております。
169	要求水準書	7	耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				水槽に設置する覆蓋を要求水準書・第2章・2-2・(2)・③に記載のテント構造とする場合、鉄筋コンクリート造の採用は困難です。この場合、要求水準書・第1章・4・(3)・⑤の記載にかかわらず鉄骨造の採用が可能と考えてよろしいでしょうか。	鉄骨造を採用する場合には、維持管理等により要求水準書・第1章・4・(3)・⑤に準じることが可能であることをお示しください。
170	要求水準書	7	構造物及び設備の耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				企業団が承諾する材質とは具体的にどのような材質でしょうか。また、使用材質の可否を確認したい場合、どのような手順で問い合わせればよろしいでしょうか。	本事業で要求する機能を有し、JWWA、JIS等の規格に適合しており多くの事業体で採用実績があること等が承諾の条件となります。特殊なものは前記に準じて確認することになります。事業者選定段階で使用材質の確認の受け付けは行いません。
171	要求水準書	7	構造物及び設備の耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				耐用年数を有することを客観的に示す資料とは、具体的には何が該当するのでしょうか？参考例をご提示頂けないでしょうか。	提案される施設及び設備の材質、同材質を使用した類似施設及び設備の耐用年数に関する資料、その他資料が考えられます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
172	要求水準書	8	耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				機械・電気設備の耐用年数ですが、地方公営企業法に準じるとあります。これは地方公営企業法施行規則（昭和二十七年九月二十九日総理府令第七十三号）最終改正：平成二四年一月二七日総務省令第六号と理解しますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書	8	耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				機械・電気設備の耐用年数ですが、地方公営企業法別表二号（第十四条及び第十五条関係）有形固定資産の耐用年数 機械及び装置 水道用又は工業用水道用設備のうち、電気設備として内燃力発電設備15年、蓄電池電源設備6年、通信設備9年、計測設備10年、量水器8年、その他の計量器10年及び事務機器及び通信機器としてパーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）4年、その他のもの5年と理解しますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書	8	耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				機械・電気設備の耐用年数ですが、地方公営企業法に準じるとありますが、具体的な項目別（例えば非常用発電設備、監視装置など）に耐用年数をお示し頂けると、応募者の条件が揃います。ご教授下さい。	本事業ではこれまで水道事業において導入実績のある設備が対象になっています。耐用年数をお示ししていない部分については地方公営企業法施行規則の水道事業で使用する設備に該当するものとお考え頂ければ条件に極端な差異は生じないと考えています。
175	要求水準書	8	耐用年数	第1章	4		(3)	⑤			表1-5	耐用年数として、機械・電気設備は、地方公営企業法に準じると記載有りますが、記載無き機器・部品は、財務省の耐用年数で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書	8	耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				「当企業団が承諾する材質」の承諾時期をご提示頂けないでしょうか。	材質の承諾は詳細設計時点を考えておりますが、詳細設計段階で事業者より具体的な材質の提示がない場合には工事段階で承諾を行うこととなります。
177	要求水準書	8	耐用年数	第1章	4		(3)	⑤				耐用年数について、施設が耐用年数を全うするためには適切な維持管理が必要と認識しています。適正な維持管理を行うことで耐用年数を確保できるであろう構造及び材質に関する提案は認められると考えてよろしいでしょうか。	耐用年数は適切な維持管理を前提としたものと考えております。
178	要求水準書	8	業務範囲	第2章	1		(2)					「撤去対象として記載がないものでも…不要となる部分については撤去を行う」とは、「撤去対象として記載がないものでも…施設整備に支障となる部分については撤去を行う」との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり撤去対象として記載がないものでも、撤去範囲にあるもの及び本事業に関する事業者提案に基づく施設整備に関連し不要となる部分については撤去を行うものとなります。
179	要求水準書	8	撤去施設	第2章	1		(2)					既設建造物の撤去範囲に関して、実施方針質問回答No64において、「計画地盤高より1.5mの範囲はすべて撤去です」とありますが、本工事に支障となる部分は深さに制限無く撤去とし、その他の部分は1.5mまでの範囲を撤去すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書	8	撤去施設	第2章	1		(2)					既設建造物の撤去範囲に関して、実施方針質問回答No64において、「計画地盤高より1.5mの範囲はすべて撤去です」とあり、同No71において躯体の撤去範囲について「深さ制限はありません」とされています。本件に関して「撤去施設として記載がないものでも本工事に支障となる場合は深さに制限なく撤去するものとし、撤去施設として記載があるものは計画地盤より1.5m深さ以内は全て撤去し1.5m以上は残置することも可能である」と理解してよろしいでしょうか。	(質問回答No. 179参照)
181	要求水準書	8	業務範囲	第2章	1		(2)					撤去対象となる施設は、実施方針に関する質問回答書No64に記載の通り、計画地盤高さから1.5mの範囲を撤去するものと理解してよろしいでしょうか。	(質問回答No. 179参照)
182	要求水準書	8	撤去施設	第2章	1		(2)					撤去施設の1号浄水池の図面をご提示願います。	(質問回答No. 27参照)
183	要求水準書	9	導水施設	第2章	1		(2)				表2-1(1)	既設導水管からの分岐点について、別途明示頂けると考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 3参照)
184	要求水準書	8	粉末活性炭接触設備	第2章	1		(2)					粉末活性炭接触設備位置を変更することは可能でしょうか。	ご提示したフローにおける位置と比較して処理性、経済性、運転管理面及び維持管理面などを総合的に勘案してメリットがあれば認められます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
185	要求水準書	8	粉末活性炭接 触設備	第2章	1		(2)					粉末活性炭接触設備の順序は図に示されている位置からの変更は可能でしょうか。	(質問回答No. 184参照)
186	要求水準書	9	膜ろ過設備設 置機器につい て	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	管理棟と一体化する膜ろ過設備室に、膜そのものは設置しなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案と考えております。
187	要求水準書	9	除マンガン設	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	実施方針の質問回答(No19)の通り、除去性能、維持管理費がマンガン砂接触ろ過と同等以上を証明できれば、砂では無く、別のメディアを使用しても良いと理解して宜しいでしょうか。	(質問回答No. 4参照)
188	要求水準書	9	排水処理施設	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	排水・排泥池は一体と考えてよろしいですか。	事業者の提案と考えております。
189	要求水準書	9	排水処理施設	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	排水処理施設の監視制御設備、運転管理はどこで行うのですか。「管理室」もしくは「脱水機棟の付帯施設及び設備」で行うのでしょうか。	中央監視室で行います。
190	要求水準書	9	太陽光発電設 備	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	太陽電池アレイの配置については、設計段階で当企業団と調整を行い、当企業団の承諾を得ることとあります。提案時の配置と受託した後の設計段階で、貴企業団と協議した結果、提案時と異なる配置になり、コストの増加が見込まれた場合は、増分を貴企業団に請求できるものと考えますがよろしいですか。	提案された太陽電池アレイの配置が発電効率面及び維持管理面の問題を有する場合や周辺民家への悪影響が生じることが懸念される場合等を除き、当企業団の指示によるコスト増加は当企業団のリスクと考えております。
191	要求水準書	9	太陽光発電設 備	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	「太陽光アレイの配置について企業団様との協議を要するとのこと」とありますが、どのような観点でのご指摘を想定されていますか。	(質問回答No. 190参照)
192	要求水準書	9	付帯設備等	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	既設用地のフェンス設置について、既設の敷地境界等は別途明示頂けると考えて宜しいでしょうか。	(質問回答No. 13参照)
193	要求水準書	9	付帯施設等	第2章	1		(2)				表2- 1(1)	付帯施設等にある周辺道路の改良及び保育所用駐車場整備の整地についてですが、施工時期に制約はあるのでしょうか、ご教授ください。	(質問回答No. 14参照)
194	要求水準書	10	既設2号薬品沈 澱池(新系)	第2章	1		(2)				表2- 1(2)	表2-1(2)に「既設2号薬品沈澱池(新系)に汚泥掻寄機、排泥設備の整備を行うこと」とありますが、汚泥掻寄機設置と同等の性能を有するものであればよろしいでしょうか。	汚泥掻寄機設置と同等の性能を有することが証明できる場合は認められます。
195	要求水準書	10	既設2号薬品沈 澱池(新系)	第2章	1		(2)				表2- 1(2)	「既設2号薬品沈澱池を使用しない通水が可能のようにバイパス管を設置する」とあります。またその一方、実施方針の質問回答(No41)で、「浄水処理は既設2号薬品沈澱池の使用を前提とする」と回答されています。この解釈として、「基本的には既設2号薬品沈澱池を使用しますが、バイパス時でも適切な膜処理ができるよう、既設2号薬品沈澱池以外に膜の前処理設備を別途設ける必要がある」との理解で宜しいでしょうか。	(質問回答No. 17参照)
196	要求水準書	10	既設2号薬品沈 澱池(新系)	第2章	1		(2)				表2- 1(2)	実施方針の質問回答(No33)のとおり、既設2号薬品沈澱池は薬品沈澱池ではなく、凝集剤等を添加しない普通沈澱池としての利用を想定しますが、宜しいでしょうか。	(質問回答No. 18参照)
197	要求水準書	10	既設2号薬品沈 澱池(新系)	第2章	1		(2)				表2- 1(2)	閲覧資料8から、既設2号薬品沈澱池の構造は、着水井が1池(予備なし)となっております。そのため、既設2号薬品沈澱池の着水井部分を改修するには、全系列の停止が必要と考えられます。膜ろ過設備の供用開始後に、既設2号薬品沈澱池の運用を停止(バイパスを利用して原水供給を継続)して、改修を行っても宜しいでしょうか。	(質問回答No. 19参照)
198	要求水準書	10	既設2号薬品沈 澱池(新系)	第2章	1		(2)				表2- 1(2)	閲覧資料8から、既設2号薬品沈澱池の構造は、着水井が1池となっております。既設2号薬品沈澱池を2系とするために、改修後は着水井を使用せず、混和池からの使用としても宜しいでしょうか。	(質問回答No. 20参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
199	要求水準書	10	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	1		(2)					表2-1(2)	「既設2号薬品沈澱池」において「池内の防水防食及び外壁の塗装は全面改修を行う」とありますが、外壁については地上部の塗装との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書	10	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	1		(2)					表2-1(2)	膜の前処理として既設2号薬品沈澱池を常時利用することについて、平成23年11月実施方針に関する質問回答書No. 33では、「急速ろ過法の薬品沈澱池としての利用は考えておりません」という回答が出されていることから、凝集剤等の薬品の使用の有無や方法は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書	10	既設2号薬品沈澱池(新系)	第2章	1		(2)					表2-1(2)	「汚泥掻寄機、排泥設備の整備」、「耐震補強」及び「防水防食」との記載がありますが、これらの工事は、既設浄水場が稼働中で、かつ、本事業の更新工事期間中に実施するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要求水準書	10	既設2号薬品沈澱池(新系)排泥濃度	第2章	1		(2)					表2-1(2)	既設(新系)沈澱池の過去の排泥濃度(月別)をご教授願います。	既設(新系)沈澱池の過去の排泥濃度(月別)はありません。
203	要求水準書	10	耐震補強	第2章	1		(2)					表2-1(2)	既設施設の欄にある「耐震診断」による「耐震補強」は、診断結果により補強方法及び費用が大幅に変動すると考えられますが、入札見積時の費用計上方法について、どのようにお考えですか。	ご提案頂く耐震補強内容に応じた費用の計上をお願いします。
204	要求水準書	10	耐震補強	第2章	1		(2)					表2-1(2)	既設施設に関する耐震補強などの記載がありますが、遠方監視施設のうち、場外にあるテレメーター子局などの建築物について耐震補強などの工事は不要と理解しますが、よろしいですか。	ご理解のとおりです。
205	要求水準書	10	既設4、5号浄水池	第2章	1		(2)					表2-1(2)	既設4、5号浄水池の防水防食塗装工事の間に各浄水池が使用出来なくなりますが、1池ずつ塗るとして、防水工事期間中に制限はありますでしょうか。	浄水場の運用に支障がないことが条件になります。水使用量の少ない時期に行うことが想定されます。
206	要求水準書	10	既設4、5号浄水池及び送水ポンプ室	第2章	1		(2)					表2-1(2)	「耐震補強」及び「防水防食」との記載がありますが、これらの工事は、既設浄水場が稼働中で、かつ、本事業の更新工事期間中に実施するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書	10	送水ポンプ	第2章	1		(2)					表2-1(2)	更新対象となる送水ポンプのウォーターハンマー検討書作成に要する資料を貸与願います(例:送水ポンプから各配水池までの管路縦断図ならびに配管留ルート図、両配水池のLWL、HWL)	(質問回答No. 26参照)
208	要求水準書	10	沈砂池	第2章	1		(2)					表2-1(2)	既設施設に、沈砂池が入っていませんが、除塵機の更新、池内の塗装、覆蓋等の対策は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書	10	急速ろ過池(新系)	第2章	1		(2)					表2-1(2)	既設施設対象施設に急速ろ過池(新系)の記載がありませんが、急速ろ過池(新系)の耐震補強は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書	10	天日乾燥床	第2章	1		(2)					表2-1(2)	実施方針の質問回答(No201)に、「天日乾燥床は既設2号薬品沈澱池の排泥及び、原町浄水場の排泥受け入れに使用している」とあります。代替なく撤去可能な床数と、床の箇所をご教授頂けますでしょうか。	(質問回答No. 24参照)
211	要求水準書	10	天日乾燥床	第2章	1		(2)					表2-1(2)	天日乾燥床の有効利用を考える場合、天日乾燥床の一部を残置しても宜しいでしょうか。	(質問回答No. 23参照)
212	要求水準書	10	発電機室	第2章	1		(2)					表2-1(2)	受変電設備の撤去について、「弁類、弁室等」の記載ありますが、具体的に何を指しているのでしょうか。	消防設備等の附帯設備がある場合は、その消防用設備等の弁類、弁室を指しています。また、ハンドホールも弁室等に含みます。
213	要求水準書	11	周辺環境調査	第2章	1		(3)					表2-2	各調査項目に関して、実施範囲を別途明示頂けると考えてよろしいでしょうか。明示頂けない場合の増工分は官側のリスクととらえてよろしいでしょうか。近隣地区との事前協議状況などが不明確で事業者では判断しかねますのでよろしくをお願いします。	(質問回答No. 28参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
214	要求水準書	11	測量調査	第2章	1		(3)					表2-2	測量調査に記載の「町道の付け替えに伴う測量」は、「町道の拡幅に伴う測量」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	要求水準書	11	地質調査	第2章	1		(3)					表2-2	地質調査について、事業者提案の施設配置に伴い必要となる追加調査とありますが、お示し戴いた調査内容との食い違いで事業者提案に追加費用が生じた場合は、提示条件等の変更で変更協議対象に当たると理解いたしますがよろしいでしょうか。	変更協議対象と考えていません。
216	要求水準書	11	試掘調査	第2章	1		(3)					表2-2	試掘調査について、工事に影響が考えられる埋設物位置確認のための調査とありますが、別紙2等でお示し戴いた資料との食い違いで事業者提案に追加費用が生じた場合は、提示条件の変更で変更協議対象に当たると理解いたしますがよろしいでしょうか。	変更協議対象と考えていません。
217	要求水準書	11	試掘調査	第2章	1		(3)					表2-2	表2-2の試掘調査に関連して、埋蔵文化財以外に予期せぬ埋設物が発見された場合のリスク（工期延長、費用増加）は、企業団殿が負担すると理解してよろしいでしょうか。	変更協議対象と考えていません。
218	要求水準書	11	耐震診断	第2章	1		(3)					表2-2	実施された耐震診断の結果は、ご提示頂けるのでしょうか。	(質問回答No. 33参照)
219	要求水準書	11	耐震診断	第2章	1		(3)					表2-2	急速ろ過池(新系)の耐震診断は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	要求水準書	11	設計業務	第2章	1		(3)					表2-2	設計・基本の欄に「当企業団の承諾」とありますが、承諾手続きの中で「基本設計」内容が「提案」内容と大きく変更になった場合、工事費の精算変更は可能ですか。	提案内容が入札説明書等、基準、指針、維持管理面等に照らして適切であった場合で、当企業団の指示により変更になった時は変更協議の対象となります。
221	要求水準書	11	変更認可(または届出)等	第2章	1		(3)					表2-2	各種申請書類の作成については、変更認可(または届出)等に関する書類も含まれるのでしょうか。	変更認可(または届出)に関する書類は含まれません。
222	要求水準書	11	工事業務	第2章	1		(3)					表2-2	工事業務として、新設施設の建設工事、既設設備の整備工事及び撤去施設の撤去工事が記載されていますが、既設施設から新設施設への切替等は本業務の対象に含まれないのでしょうか。	含まれます。
223	要求水準書	12	周辺環境調査	第2章	2	2-1	(2)	①					周辺環境調査の対象エリアをご教示願います。	(質問回答No. 28参照)
224	要求水準書	12	周辺通行状況	第2章	2	2-1	(2)	①	オ				調査事項に周辺通行者状況を調査するようになっていますが、調査する時間と調査期間を教えてください。	(質問回答No. 28参照)
225	要求水準書	12	土壌汚染調査	第2章	2	2-1	(2)	①	カ				土壌汚染調査を実施し、土壌汚染が確認された場合、対応と費用負担は貴企業団にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	(質問回答No. 30参照)
226	要求水準書	12	本業務の実施に当たっての留事項	第2章	2	2-1	(2)	①	ク				周辺井戸の設置箇所、使用状況は調査されていますでしょうか。それとも、請負業者が調査するのでしょうか。	事業者が調査を行うことになります。
227	要求水準書	12	各種調査	第2章	2	2-1	(2)	①、 ②、 ③、④					各種調査には実施時期が決められているのでしょうか。時期に制約がある場合、ご教授頂けますでしょうか。	(質問回答No. 37参照)
228	要求水準書	12	試掘調査	第2章	2	2-1	(2)	②	ウ				試掘調査の結果、埋蔵文化財が発見された場合に発生するリスクは、質問回答書No. 145の回答に準じて企業団殿の負担と誓ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
229	要求水準書	12	耐震診断調査	第2章	2	2-1	(2)	④				既設4、5号浄水池および送水ポンプ室についても同様に貴企業団による耐震診断調査によって耐力が不足する結果が得られていると理解してよろしいでしょうか。	既設4、5号浄水池は当貴企業団が実施した耐震診断調査によって耐力が不足する結果が得られています。送水ポンプ室の耐震診断は実施していません。
230	要求水準書	12	耐震診断調査	第2章	2	2-1	(2)	④				既設4、5号浄水池および送水ポンプ室についても同様に既設耐震診断に加え追加的な調査が必要な場合に耐震診断調査を実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	要求水準書	12	耐震診断調査	第2章	2	2-1	(2)	④				企業団の「耐震診断調査」では、「耐震補強」の必要箇所について補強方法まで提案されているのですか。	補強案はあります。
232	要求水準書	12	耐震診断調査	第2章	2	2-1	(2)	④				「既設2号薬品沈澱池」は「既設2号薬品沈澱池」と読み替えますが、よろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
233	要求水準書	12	耐震診断調査	第2章	2	2-1	(2)	④				既設2号薬品沈澱池の耐震診断が必要となった場合、稼働中の施設を止めて排水可能と考えてよろしいでしょうか。	半池ごとの排水は可能です。但し、排水する時期は浄水場の運用を考慮した調整が必要です。
234	要求水準書	12	耐震診断調査	第2章	2	2-1	(2)	④				貴企業団で実施した耐震調査結果は閲覧可能でしょうか。	(質問回答No. 33参照)
235	要求水準書	12	運転管理マニュアル	第2章	2	2-1	(2)	⑤				運転管理マニュアルには、通常の運転方法に加え非常時の対応・・・とありますが、非常時とは「機器の故障対応」を意味するのか、「高濁度水の流入等、維持管理面での非常時」を意味するのでしょうか？後者の場合は、作成に際し、維持管理側との連携が必要になると考えます。	非常時には「機器の故障対応」及び「高濁度水の流入等、維持管理面での非常時」の両方を含みます。
236	要求水準書	12	運転管理マニュアル	第2章	2	2-1	(2)	⑤				運転管理マニュアルの製作部数についてご教示願います。	製本4部とデータを提供ください。本文はワードで作成してください。
237	要求水準書	12	運転管理マニュアル	第2章	2	2-1	(2)	⑤				現状、企業団様の各部署、業務における配置人員、勤務体制を教えてください。	平日は職員2名、委託2名。土日祭日は委託2名のみ。昼間は職員委託各2名計4名。夜間は委託2名のみ。また、職員の2名は埋金浄水場及び場外系も管理しています。詳細は運転管理マニュアル作成時にご提示します。
238	要求水準書	12	運転管理マニュアル	第2章	2	2-1	(2)	⑤				2号薬品沈澱池の排泥弁は全て手動弁ですが、現状の排泥実施状況（頻度・排泥時間等）について御教示願います。	排泥頻度は半年に1回程度です。2号薬品沈澱池の中間水位までは自然流下で排水池へ12時間程度をかけて排水し、それ以下は2号薬品沈澱池北側にあるピット内の排泥ポンプを使って排泥池を経由して天日乾燥床に送泥します。排泥作業は半池づつ行います。
239	要求水準書	12	運転管理マニュアル	第2章	2	2-1	(2)	⑤				現在、企業団様で運用されている維持管理に関するマニュアル（運転管理、危機管理等）のリストをご提示願います。また、提示していただいた各種マニュアルを閲覧させていただく事は可能でしょうか。	維持管理に関するマニュアルはありません。
240	要求水準書	12	本業務の実施に当たっての留意事項（台帳の作成）	第2章	2	2-1	(2)	⑥				「・・・既設施設等や電気配線図についても可能な限り調査し、台帳に記載すること」とありますが、現在、浄水場で作成・運用されている台帳（及び台帳システム）はございますか。またある場合、貸与頂けますでしょうか。	ありません。
241	要求水準書	12	設備台帳	第2章	2	2-1	(2)	⑥				「市販の設備台帳作成ソフトを使用し」とありますが、設備台帳ソフト自体も成果品として納品する（即ちソフトの費用も調査業務の対価に含まれる）のでしょうか。	設備台帳ソフト自体の納品も含まれます。また、設備台帳ソフトをインストールするパソコン1式を1台納品してください。
242	要求水準書	12	設備台帳	第2章	2	2-1	(2)	⑥				「市販の設備台帳作成ソフトを使用し」とありますが、独自の自社製設備台帳ソフトを使用してもよろしいでしょうか。	設備台帳ソフトが販売されており、事業体での導入実績がありMicrosoft AccessやMicrosoft Excelとのデータの互換性があるものは認められます。
243	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				指導員の常駐に係る費用は様式IV-3①の調査費で、指導員が常駐する年度の費用として計上するとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
244	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				事業完成后・・・1年の間、電気・機械に精通し、かつ運転指導もできる指導員を常駐させること」とありますが、 ①人数の指定はありますか。電気・機械両方に精通した1名でも可でしょうか。 ②本常駐費用は、別契約となりますでしょうか。 ③常駐時間帯、日時（曜日）をご教示願います。 ④通常、指導員の待機場所は企業団様で用意して頂けるのでしょうか。	①はお見込みのとおりで結構です。②は別契約にはなりません。③は平日の8時半から17時です。④はご理解のとおりです。
245	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				運転管理及び維持管理における1年間の指導員常駐とありますが、必要資格及び人数の指定などはありますか。	必要資格の指定はありません。人数については質問回答No. 244をご参照ください。
246	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				事業完成后に「指導員」を1年間常駐させる条件となっていますが、常駐者の資格は指定されず、事業体の判断でよろしいでしょうか。また、指導員の役割は機器の保守点検指導という解釈でよろしいでしょうか。	資格については質問回答No. 245をご参照ください。指導員の役割は本事業で整備した施設及び設備の運転管理指導及び保守点検指導となります。
247	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				⑦事業完成后、当企業団の運転管理員への運転管理及び維持管理について1年の間、電気・機械設備に精通し、かつ運転管理指導も出来る指導員を常駐させること。とありますが、常駐時の机、椅子、ロッカー、パソコン関係等は、貸与頂けると考えてよろしいでしょうか。	スペース、机、椅子、ロッカーは貸与いたしますが、パソコン関係等備品は事業者で準備してください。
248	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(1)	⑦				～1年の間～指導員を常駐させる事と記載有りますが、平日昼間の解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				事業完成后1年間とは通水開始の平成29年度の1年間との理解でよろしいでしょうか？常駐させる指導員は1名でよろしいでしょうか。	期間はご理解のとおりです。人数は質問回答No. 244をご参照ください。
250	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				常駐させる指導員の人数に規定はあるのでしょうか。また常駐の定義についてご教示下さい。	(質問回答No. 244参照)
251	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				「事業完成后・・・1年の間」とは、平成29年4月から平成30年3月の1年間を指すとの理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 249参照)
252	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				求められる業務要求水準は「運転管理指導もできる指導員を常駐させること」であり、「運転管理指導を行うこと」ではないとの理解でよろしいでしょうか。「運転管理指導を行うこと」が業務範囲に含まれるのであれば、その内容を具体的に御教示願います。	(質問回答No. 246参照)
253	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				指導員を事業開始後（検査引渡し後）1年間常駐させるとは、貴企業団の職員の班長クラスを対象に教育・訓練を実施し運転マニュアルに基づいた必要な技術を指導することと理解しますが、如何でしょうかお示し下さい。	(質問回答No. 246参照)
254	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間常駐させる指導員の人数は1名との理解でよろしいでしょうか。また指導員の勤務時間は、月～金曜日（祝祭日は除く）の日勤との理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 244参照)
255	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦				常駐させる指導員の人件費等は、企業団様より別途いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 244参照)
256	要求水準書	12	整備台帳	第2章	2	2-1	(2)	⑧				整備台帳の製作部数についてご教示願います。	製本2部とデータを提供ください。ただし、設備台帳に含まれている場合は、データ提供は必要ありません。
257	要求水準書	12	近隣住民説明会	第2章	2	2-1	(2)	⑨				説明会の開催時期、回数及び想定される参加住民の人数を御教示願います。何れも様式IV-3①の作成（金額及び実施年度）に必要なため具体的に御教示願います。	説明会は住民の方との調整がありますので現時点で実施回数及び参加人数をお示しできません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
258	要求水準書	12	近隣対応	第2章	2	2-1	(2)	⑨				工事の実施に関する近隣住民対応は事業者とあり、企業団が行うべきと考えられるべきものは除くとありますが、後者について具体的な内容をご教授願います。	事業者と企業団は適切な役割分担のもとに事業を実施するものと考えております。近隣住民対応については上記の考えのもとに当企業団では適切な役割を担うこととなります。
259	要求水準書	13	土壌汚染調査	第2章	2	2-1	(2)	⑩				土壌汚染調査結果は閲覧可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおり当企業団で土壌汚染調査は実施しておりません。
260	要求水準書	13	建築確認申請	第2章	2	2-2	(1)					「建築確認申請」とありますが、これは企業団が行う「建築計画通知」のための必要書類等を作成する業務と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
261	要求水準書	13	会計検査用補助資料	第2章	2	2-2	(1)					会計検査用の補助資料とありますが、どのような資料作成を想定されていますでしょうか。	設計や工事で採用した方式等に関する採用理由や比較検討資料が考えられます。
262	要求水準書	14	取水源の選択	第2章	2	2-2	(1)				表2-3	非常時最大浄水量、計画浄水量、計画平均浄水量及び計画最小浄水量と確保する水源の選択の組み合わせは任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書	14 17	計画取水量	第2章	2	2-2	(1)				表2-3 表2-5	各取水ポンプの能力は取水可能量に比べてかなり余裕がありますが、取水ポンプの能力を絞った運転をされているのでしょうか。またはON-OFFによって取水量を調整しているのでしょうか。	取水ポンプは絞り運転とON-OFF運転を併用しています。
264	要求水準書	14	計画取水量	第2章	2	2-2	(1)				表2-3	計画取水量の欄にある「安徳2号井」は取水可能量ゼロですが、設計対象としてどのように位置付けられているのですか。	現状は予備水源として運用しています。
265	要求水準書	14	浄水量	第2章	2	2-2	(1)				表2-3	「計画浄水量」と「非常時最大浄水量」は、設計条件としてどのように使い分けるのですか。	「非常時最大浄水量」時においても、継続的に安定した運転が可能な施設となることを設計条件と考えてください。
266	要求水準書	14	浄水処理方式	第2章	2	2-2	(1)				表2-3	浄水処理方式の欄に膜の「種類」とありますが、これには「細孔寸法」(MF/UF) も含まれると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
267	要求水準書	15	水位条件	第2章	2	2-2	(1)				表2-4	契約後の設計における水位の確認の結果、要求水準書に記載の水位に誤りが認められ、提案設計に変更の必要が生じた場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更の対象と考えていませんので、現況水位の違いにより提案内容に大幅な変更が想定される場合は、現況水位を現地でご確認ください。
268	要求水準書	15	浄水水質設計条件	第2章	2	2-2	(2)	①				別紙10に示す浄水水質設計条件はあくまで設計条件（設計するために用いる基準数値）であり、納入後の水質を補償する数値ではないことを確認させて下さい。	適切な運転管理を行うことを前提に事業者の提案施設により別紙10の浄水水質設計条件を満たすことを要求事項としています。
269	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				「全ての水槽には放射能・・・覆蓋はテント構造で開閉式とする。」と記載されていますが、覆蓋はどの程度の風に対応する必要があるのかご教示下さい。	当該地区は建築基準法で基準風速が34m/秒となっています。
270	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				「全ての水槽には放射能・・・覆蓋はテント構造で開閉式とする。」と記載されていますが、事業者提案にて覆蓋仕様を変更することは可能でしょうか。	覆蓋材質の強度、維持管理性（建屋と同様に覆蓋内での作業が可能であること、開閉が容易であること）等が要求水準事項と同等以上であれば認められます。
271	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				全ての水槽には放射能汚染防止及びテロ対策等に対する覆蓋もしくは建屋を設けることとあります。放射能汚染防止及びテロ対策等の役割を満たせば、覆蓋の代わりに、点検口を設けたコンクリートスラブとしても宜しいのでしょうか。	新設の施設で池内部に設置する機器の搬入に支障がなく、池内の目視による確認や清掃が容易にできる形式となる施設は、点検口や搬入口を設けたコンクリートスラブとすることも認められます。この場合の点検口及び搬入口の蓋の材質はステンレス製としてください。また質問回答No.269の風に耐えるもので、点検口の蓋は1人での開閉が可能もの、搬入口の蓋は2人での開閉が可能ないように工夫したものとします。
272	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				「全ての水槽には放射能汚染防止及びテロ対策等に対する覆蓋もしくは建屋を設けること」とあります。屋内水槽には、放射能汚染防止及びテロ対策等を目的とした覆蓋は不要と理解して宜しいでしょうか。	屋内水槽に放射能汚染防止及びテロ対策等を目的とした覆蓋は不要と考えていますが、臭気や湿気対策には配慮してください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
273	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				「覆蓋」もしくは「建屋」を設けることとありますが、水槽の寸法条件等によって両方を使い分けることとしてよろしいですか。また、「覆蓋」の場合、「テント構造」に限定するのですか。同じく、内部での作業のための高さ指定はないのですか。	前段の使い分けは認められます。中段は既設2号薬品沈澱池以外はテント構造以外も認められます。但し、材質はFRP、アルミニウム、ポリカーボネート樹脂とします。後段はテント構造の場合、内部作業のための人が立って移動可能な高さを確保して下さい。
274	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				③全ての水槽には放射能汚染防止及びテロ対策等に対する覆蓋もしくは建屋を設けること。とありますが、既設の水槽も範囲内との理解でよろしいでしょうか。	既設の水槽については、既設2号薬品沈澱池は含みますが、それ以外は含みません。
275	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				ポリエステル繊維生地を使用した覆蓋とは、SS400をフレームとして、ここにフッ素樹脂コートをしたポリエステル繊維を貼り付け、勾配を持たせて設置する構造イメージでしょうか。一般にはFRP製が採用されており、この場合、強度的な問題や、たわみによる水だまり問題が想像されます。本仕様の意図をご教示願います。	建屋と同様に覆蓋(テント)の内部で人が移動可能な構造イメージです。
276	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				「全ての水槽には～覆蓋もしくは建て屋を設けること」とありますが、活性炭接触池、排水池、排泥池、濃縮槽、既設沈砂池にも設けると言うことでしょうか。また、構造、材質は要求水準書に記載の性能と同等以上であれば、自由な提案が可能でしょうか。	前段は設けてください。後段は質問回答No. 273を参照してください。
277	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				消防法や建築基準法の適用の可否を関係機関と精査することを前提に構造については、テント方式は案として提案はその他金属製被覆材も可能としていただけませんか。また、開閉頻度について制約があればご教示願います。	前段は質問回答No. 273を参照してください。後段は開閉頻度の制約はありません。
278	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				「覆蓋はテント構造で開閉式とする。」とありますが、手動式、機械式のどちらでもかまわないでしょうか。	テント式覆蓋の開閉は電動としてください。それ以外は手動でも構いません。
279	要求水準書	15	水槽の覆蓋	第2章	2	2-2	(2)	③				全ての水槽に覆蓋もしくは建屋を設けるとありますが、既設2号薬品沈澱池及び既設4号・5号浄水池にも設置すると考えてよろしいでしょうか。この場合、既設2号薬品沈澱池に設置してあるカバーは残置すると考えよろしいでしょうか。	既設2号薬品沈澱池は設置しますが、既設4号・5号浄水池には設置する必要がありません。また、屋外に設ける上部を開放している施設には覆蓋を設置してください。既設2号薬品沈澱池に設置してあるカバーは覆蓋設置時に事業者で取り外してください。
280	要求水準書	15	ユニバーサル デザイン	第2章	2	2-2	(2)	④				見学者コースは見学者の安全やセキュリティーを考慮し、説明ビデオ等を利用した管理棟内で完結する提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	管理棟外の施設も見学対象としてください。
281	要求水準書	15	想定見学者数	第2章	2	2-2	(2)	④				見学コースを廻る見学者は最大何人でしょうか。要求水準25ページより小学生150名と読み取れます。	最大150名です。
282	要求水準書	15	見学者コース	第2章	2	2-2	(2)	④				ユニバーサルデザインの見学者コースとは、具体的にどのような見学者コースを想定されているのか御教示願います。	管理棟についてユニバーサルデザインとしてください。
283	要求水準書	16	水槽の防水・ 防食	第2章	2	2-2	(2)	⑤				「地下部分及び池の外壁については室内の結露、内面防水・防食に対する背面水圧の影響を防ぐための防水・防食材の採用や構造面の工夫、換気・空調設備の設置を行うこと。」とあります。背面水圧の影響を防ぐための防水・防食は選択肢の1つという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	要求水準書	16	水槽の防水・ 防食	第2章	2	2-2	(2)	⑤				「地下部分及び池の外壁については室内の結露、内面防水・防食に対する背面水圧の影響を防ぐための防水・防食材の採用や構造面の工夫、換気・空調設備の設置を行うこと。」とあります。背面水圧の影響を防ぐための方法の1つとして、コンクリートのひび割れ防止も含まれるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書	16	外部仕上げ	第2章	2	2-2	(2)	⑥				建築構造物を除くコンクリート構造物等の「美観」に配慮する外部仕上げについて、「塗装」を施す以外の方法は認められないのですか。	塗装を施す以外の具体的な方法が記載されていないのでご回答できかねます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
286	要求水準書	16	計量設備	第2章	2	2-2	(2)	⑧				「・・・薬品等の計量については支障がないようにここに必要な計量設備を設置すること」とありますが、粉末活性炭については貯蔵槽（サイロ）に設置する質量計、液体の薬液については貯蔵槽に設置する液位計（超音波式または電波式等）による受入量及び残量管理としてよろしいでしょうか。	お見込みの内容で結構です。
287	要求水準書	16	計量設備	第2章	2	2-2	(2)	⑧				薬品等の計量設備とは、納入時の検収の際に重量を計るためのものという理解でよろしいでしょうか。また、場内にトラックスケールを設けないものとするがありますが、タンクローリーの計量ではなく、容器による台秤を想定されているのでしょうか。また、既設の薬品の計量はどのように行われているのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。中段もご理解のとおりです。後段は容器の容積を計り、比重を乗じて算出しています。
288	要求水準書	16	水位の監視	第2章	2	2-2	(2)	⑪				「全ての槽の水位が現場だけでなく中央監視室で監視できること」とありますが、着水井、活性炭接触池、沈澱池、濃縮槽など、水位の変動が小さく、通常、水位の計測設備が設置される例の少ない設備についても対象となるのでしょうか。また、薬品貯留槽、排水池、排泥池など、連続的な水位データが制御上必要でないものについては電極による信号の監視という理解でよろしいでしょうか。	前段は全て対象となります。後段はお見込みのとおりで結構です。
289	要求水準書	16	避雷対策	第2章	2	2-2	(2)	⑫				「浄水場全体の避雷対策を行うこと」とありますが、既設設備の避雷対策が必要ですか。既設設備の避雷対策を実施するのであれば、避雷を必要とする範囲、既設設備の配置、高さ等をご教示下さい。	前段の既設設備の避雷対策は必要です。後段の避雷を必要とする範囲は浄水場の敷地内です。また、既設施設の配置、高さ等は貸し出し資料等を参考にしてください。
290	要求水準書	16	避雷対策	第2章	2	2-2	(2)	⑫				浄水場全体の避雷対策とは、本事業で新設する施設のみを対象とすると考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 289参照)
291	要求水準書	16	浸水防止	第2章	2	2-2	(2)	⑬				浸水防止に関連して、東限浄水場付近の那珂川の河川改修は本事業期間内に行われるのでしょうか。また、河川改修の概要がお分りの場合開示いただけないのでしょうか。	河川管理者にからは、東限浄水場付近の那珂川の河川改修工事の期間は平成24年度から平成26年度まで、概要は堰の改修、河床掘削、護岸工事と聞いています。
292	要求水準書	16	浸水防止 (地盤高)	第2章	2	2-2	(2)	⑬				「浸水防止に留意し、周辺地盤高より50cm以上の位置とする。」とありますが、標高の指定等はございますでしょうか。また、今回ご提示いただいております、資料においては、標高（既設浄水場及び新設用地）等を示す資料が含まれておりませんが、ご提示はいただけないのでしょうか。※横断図（標準）等の提示も含む。	標高の指定はありません。後段は水位高低図に記載している地盤高をご参照ください。但し、地盤高、施設高及び水位等の数値は事業実施段階で水準点等をもとにしたものに見直すことを考えています。
293	要求水準書	16	地下構造物	第2章	2	2-2	(2)	⑬				「浸水を考慮して極力地下構造物は避けること」とありますが、排水池や排泥池、ポンプ室などは地下設置でかまわないのでしょうか。	地下構造物を不可とはしておりません。
294	要求水準書	16	導水施設設計	第2章	2	2-2	(3)	①				導水配管の水力計算を行うため、導水配管の縦断図もしくは計算を行うための資料をご提示下さい。	配水管平面図及び現地調査をもとにご検討ください。
295	要求水準書	16	導水施設設計	第2章	2	2-2	(3)	①				取水ポンプの運用の目安（どのように取水ポンプを組み合わせるかを）をご提示下さい。	取水ポンプの運用は状況により異なりますので一定の組み合わせはお示しできません。
296	要求水準書	16	導水施設設計	第2章	2	2-2	(3)	①				取水系統で運用上、不断水工事が必ず必要となる系統がございましたら、ご教授願います。	配水管平面図及び現地調査をもとにご検討ください。
297	要求水準書	17	導水施設設計	第2章	2	2-2	(3)				表2-5	東限第7号井の取水ポンプ能力ですが、4.00m ³ /分（240m ³ /時）×1台と2.00m ³ /分（120m ³ /時）×2台となっております。一方、別紙3ではP1：80m ³ /時、P2：250m ³ /時、P3：240m ³ /時となっております。どちらが正しいのでしょうか。	表2-5は取水ポンプ能力を示しています。別紙3には注釈を記載しておりますのでご確認ください。
298	要求水準書	17	導水施設設計	第2章	2	2-2	(3)				表2-5	別紙3の現況フローシートには安徳第1号井がありませんが、休止中でしょうか。	現在は休止しています。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
299	要求水準書	17	着水井設計	第2章	2	2-2	(4)	②				カバーを設けることとありますが、これはテント構造で開閉式と考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 271・273参照)
300	要求水準書	17	着水井設計	第2章	2	2-2	(4)	④				2池各々に返送可能とすることとは、返送水管も各々に設けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	要求水準書	17	着水井設計	第2章	2	2-2	(4)	⑥、⑦				着水井(2池)からの流出管は1条としてよろしいですか。	着水井は1池ずつの運用が可能なことを考えていますので、これに対応した配管としてください。
302	要求水準書	17	着水井設計	第2章	2	2-2	(4)	⑦				着水井への原水流入において水量制御のための流調弁は考えてよろしいでしょうか。	各系統の導水管と新設着水井の接続において流調弁が必要な施設計画とする場合は設置してください。
303	要求水準書	17	着水井設計	第2章	2	2-2	(4)	⑦				着水井への原水流入量の確認は、ポンプ場での取水流量計の合計で行うと考えなくてよろしいでしょうか。	各系統の取水流量計の合計で行います。
304	要求水準書	17	粉末活性炭接触設備設計	第2章	2	2-2	(5)					間欠運転を行うことになるとありますが、年間の運転日数は何日ぐらいを想定されていますか。	(質問回答No. 86参照)
305	要求水準書	18	粉末活性炭接触設備	第2章	2	2-2	(5)					別紙の水質データからは、臭気発生時期を特定することが出来ません。粉末活性炭接触設備を運転させる時期が決まっていたら、運転時期をご教授頂けますでしょうか。	(質問回答No. 86参照)
306	要求水準書	18	粉末活性炭接触設備	第2章	2	2-2	(5)					間欠運転とは、1日の内で運転・停止があるという理解でよろしいでしょうか。	1日の内で運転・停止も考えられますが、通常は日単位の間欠運転を想定しています。
307	要求水準書	18	粉末活性炭接触設備設計	第2章	2	2-2	(5)					カバーを設ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。	カバーは必要です。質問回答No. 271もご参照ください。
308	要求水準書	18	粉末活性炭接触設備設計	第2章	2	2-2	(5)					油流出事故時等の非常時における対応として、最大注入率を30mg/Lが定められているという理解でよろしいでしょうか。	臭気対応として設定しています。
309	要求水準書	18	粉末活性炭接触設備設計	第2章	2	2-2	(5)	⑩				「(前)塩素注入点」の位置に関して、「粉末活性炭注入点」までの時間確保の要求条件はありませんか。	粉末活性炭の注入前で塩素を注入する場合は、粉末活性炭が塩素を吸着することによる薬品の無駄が生じないように考慮してください。
310	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	①				「膜モジュールは事業者の提案とする。使用する膜モジュールのうち、財団法人水道技術研究センターによる水道用膜モジュールJWRC仕様適合認定登録されているものについては、同登録品を使用すること。」ということになっておりますが、弊社には同じ膜面積、同じ寸法の複数の膜モジュールが存在します。その中の一つはJWRC仕様に適合しており、それ以外のものは適合していません。このような場合はたとえ、コストアップになってもJWRC仕様適合品を使用しなければならないのでしょうか。またその場合、JWRC仕様適合品使用により、技術評価点はアップされる、という理解でよろしいでしょうか。	水道用膜モジュールJWRC仕様適合認定品を使用するかどうかは事業者の提案とします。但し、JWRC仕様適合品を使用した場合は技術評価点に考慮することになります。
311	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	①				JWRC使用適合認定登録されていない水道用膜モジュールを用いた提案の場合、登録されている製品との間に評価差が生じるでしょうか。	(質問回答No. 310参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
312	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	②				財) 浄水技術研究センターによる浄水用設備等認定登録についてお問い合わせします。膜ろ過装置から排出される逆洗水を対象として膜ろ過する、いわゆる回収系の膜ろ過装置について、その処理水の返送先が着水井や沈澱池末端部などの原水系に返送される場合と浄水として扱う場合の2つのケースについて装置認定の必要性をご教示ください。また、いずれのケースにおいて装置認定が必要との場合、認定の取得については「実施方針に関する質問回答書 No.156」に準ずるものと理解してよろしいでしょうか。	前段について原水系に返送する場合の膜ろ過装置についてはJWRC使用適合認定登録の必要はありません。後段についてご理解のとおりです。
313	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	③				「複数系列」については、「非常時最大浄水量」を任意の系列数で分割し、その1系列相当分を「予備系列」として付加するという理解でよろしいですか。	1系統停止の対応について予備系列を確保することも対応の1案と考えられますが、予備系列の確保を条件とはしておりません。
314	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	④				膜ろ過流束の処理性に関する「根拠資料」について、その内容に対する要求条件はありませんか。	原水水質条件に対する膜ろ過流束と浄水水質の関係が分かる資料の提示が要求条件の1つになります。その他は事業者のご判断となります。
315	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	⑥				膜ろ過装置廻りの配管はステンレス管とすることとあります。原水、ろ過水の装置廻り配管をステンレス管とし、原水、ろ過水の集合管および排水、空気、薬品注入、薬品洗浄などの配管は事業者の任意とすると理解してよろしいでしょうか。	ステンレス管の採用が適当でなくまた仕様面で過大と考えられる部分は、事業者の提案とします。但し、提案の内容は評価の対象とします。
316	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	⑥				「膜ろ過設備廻りの配管はステンレス管とすること」とありますが、薬品洗浄配管など、ステンレスでは適当ではない部分もあります。そのような箇所については事業者提案としてもよろしいでしょうか。また、膜ろ過設備以外の、その他の設備廻り配管は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	前段は質問回答No.315をご参照ください。後段は要求水準書2-2(13)場内配管設計を参照ください。
317	要求水準書	18	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	⑨				膜の薬品洗浄はオンサイト洗浄となりますが、界面活性剤の使用した場合は、繰り返しリンスを行ったとしても、すすぎきれずに残った微量な界面活性剤が浄水池へ流出する可能性があります。上記を踏まえ、オンサイト洗浄における界面活性剤の使用は行わないという理解でよろしいでしょうか。	界面活性剤の洗浄による排水が浄水処理に悪影響を及ぼす場合には産業廃棄物処理を行うものとし、その設備費用及び処分費用を計上してください。
318	要求水準書	19	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	⑩				物理洗浄水の流量は膜ろ過装置内の流量計で計測可能であるため、これと兼用してよろしいでしょうか。	浄水処理における流量測定に一切影響を及ぼさない場合は兼用も認められます。
319	要求水準書	19	膜ろ過設備設計	第2章	2	2-2	(6)	⑩				物理洗浄水の流量測定は、演算等で求めてもよろしいでしょうか。	直接流量計で測定できるものとします。
320	要求水準書	19	除マンガン設備設計	第2章	2	2-2	(7)					除マンガン処理は「マンガン砂接触ろ過」となっていますが、ろ過速度や接触時間（ろ過層厚）に対する要求条件はありませんか。	除マンガン処理はのろ過速度や接触時間（ろ過層厚）に対する条件はありません。
321	要求水準書	19	除マンガン設備設計	第2章	2	2-2	(7)	①				除マンガン設備の構造を鋼製とする場合の耐用年数は補修も含めたものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	要求水準書	19	除マンガン設備設計	第2章	2	2-2	(7)	①				「鋼製」の場合は鉄筋コンクリート構造物と同等の耐用年数（60年）とする要求条件ですが、「鋼製」については60年間のライフサイクルコストによって鉄筋コンクリート構造物と比較すべきではないでしょうか。	(質問回答No.321参照)
323	要求水準書	19	除マンガン設備設計	第2章	2	2-2	(7)	①				鋼製の場合は鉄筋コンクリート構造物と同等の耐用となる年数とありますが、60年以上という解釈でよろしいでしょうか。	(質問回答No.321参照)
324	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機付帯設備)	第2章	2	2-2	(8)					排水処理に関して、機械濃縮設備、乾燥設備、薬品注入設備、ケーキ有効利用のための設備などは設置しないものと考えて宜しいでしょうか。	薬品注入設備、ケーキ有効利用のための設備は事業者の提案となります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
325	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水汚泥搬出)	第2章	2	2-2	(8)						1. 脱水汚泥の搬出について、現状と同じ方法になるという理解で良いでしょうか。 2. 現状の汚泥搬出方法は、ケーキヤードに落としたものを重機でトラックに積み込む と思料しますがそれで良いでしょうか。 3. 脱水汚泥の搬出に係る設備は工事範囲外との理解で良いでしょうか。	全てご理解のとおりです。
326	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水ろ液の排水)	第2章	2	2-2	(8)	①					「脱水ろ液については浄水場外排水も可能なものとする」とありますが、福岡県条例の上乗せ排水基準を満足する必要があるということでしょうか。	通常は浄水場外への排水は行いませんが、浄水場外への排水も可能なように配管等の整備を行うことになります。
327	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水ろ液の排水)	第2章	2	2-2	(8)	①					脱水ろ液は浄水場外排水可能なものとありますが、一般的な排水基準(水濁法)を満たせば良いとの理解で宜しいでしょうか。	(質問回答No. 326参照)
328	要求水準書	19	排水処理施設設計(薬品洗浄排水)	第2章	2	2-2	(8)	②					薬品洗浄廃液の排水にあたり、基準値が示されていますが、本項目をモニタリングする際の条件をご教示願います。(連続測定による常時モニタが必要なか? 間欠的な測定で良いのか等)	連続測定による常時モニタリングの必要はありません。
329	要求水準書	19	排水処理施設設計(クリプトスポリジウム)	第2章	2	2-2	(8)	③					「クリプトスポリジウム等の原虫類を不活化する設備とは具体的に紫外線照射設備を示されていると考えますが、洗浄排水を対象とした不活化処理の場合、どのような水質条件で、いかなる照射条件が有効とお考えなのかご教示ください。	事業者の提案と考えております。
330	要求水準書	19	排水処理施設設計(クリプトスポリジウム)	第2章	2	2-2	(8)	③					「・・・設置するか、設置しない場合は提案する施設でクリプトスポリジウム等の原虫類が循環によって増加しないことを示す」とありますが、どのような設備を想定しているのかご教示ください。	具体的に設備の想定はしておりません。
331	要求水準書	19	排水処理施設設計(クリプトスポリジウム)	第2章	2	2-2	(8)	③					提案施設でクリプトスポリジウム等の原虫類が循環により増加しないことを示すためのデータ(例えば脱水ろ液中にクリプトが含まれているデータ等)は存在するでしょうか。また、これを開示することは可能でしょうか? 本件は、クリプトが存在する事を前提に検証する必要があると考えます。また、「増加しない」ではなく、「増加しても浄水処理に全く影響がない」という説明は可能でしょうか。	当企業団で例えば脱水ろ液中にクリプトが含まれているデータ等はありません。増加しないことをお示しください。
332	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機ケーキ搬出)	第2章	2	2-2	(8)	④					脱水ケーキの搬出は既設同様にホイールローダーによるダンプ積込みとしても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機運転時間等)	第2章	2	2-2	(8)	④					新設脱水機の運転日数、1日当たりの運転時間については、通常6時間/日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
334	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機運転時間等)	第2章	2	2-2	(8)	④					新設脱水機の運転時間について、6時間/日と考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 333参照)
335	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機運転時間等)	第2章	2	2-2	(8)	④					既設脱水機の稼働状況について御教示ください(稼働日数、1日当たりの稼働時間、原汚泥濃度、到達含水率)。	稼働は平日のみで1日6時間程度です。濃縮汚泥濃度及び浄水汚泥の含水率は測定していません。既設脱水機の計画について質問回答No. 340をご参照ください。
336	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機運転台数)	第2章	2	2-2	(8)	④					新設脱水機の能力については1基で、原町浄水場の濃縮汚泥も処理が可能なものとするとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機運転台数)	第2章	2	2-2	(8)	④					新設脱水機の能力は1基で計画処理固形物量の処理が可能なものとありますが、原町浄水場からの濃縮汚泥受入時は、既設脱水機を含め脱水機2台運転として考えても宜しいでしょうか。	(質問回答No. 336参照)
338	要求水準書	19	排水処理施設設計(既設及び新設脱水機使用)	第2章	2	2-2	(8)	④					既設及び新設脱水機に使用するための配管及び設備の整備とあります。配管整備は、既設脱水機棟及び新設脱水機棟の受泥槽を露出配管で繋げるものと考えて宜しいでしょうか。	既設及び新設脱水機が各々単独でも稼働可能なように配管の整備が必要となります。屋外については埋設配管となります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
339	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機方式、仕様、運転管理方法)	第2章	2	2-2	(8)	④				「既設脱水機」の方式、仕様、運転管理方法をお示し下さい。また、「新設脱水機」と2台で使用するための設備に関して、「既設脱水機」の使用頻度(常用か予備か)と、2台の運転管理方法についての考え方をお示し下さい。(既設、新設の脱水機2基にて汚泥を処理するのととの理解でよい?) また、新設脱水機棟から既設の脱水機まで汚泥を移送するポンプ、配管等も範囲内との理解でよいでしょうか。	「既設脱水機」の方式・仕様は、質問回答No. 340をご参照ください。現状の運転管理は、管理員が当日の運転設定と終了時の確認を行っています。既設脱水機は東限浄水場及び原町浄水場発生量を全て処理しますが、2号薬品沈澱池からの清掃に伴う一時的な排泥や原町浄水場からの搬入時間の関係で対応できない時は天日乾燥床で処理しています。また、既設脱水機と新設脱水機は併用し交互運転を想定しています。新設脱水機棟から既設の脱水機まで汚泥を移送するポンプ、配管等も範囲内となります。
340	要求水準書	19	排水処理施設設計(既設脱水機仕様等)	第2章	2	2-2	(8)	④				「既設脱水機も利用することとし、」とありますが、既設脱水機の仕様およびろ過速度等の運転実績をご開示いただけますでしょうか。	第2回の貸出資料で提示します。
341	要求水準書	19	排水処理施設設計(既設脱水機運転方法)	第2章	1月2日	2-2	(8)	④				「既設脱水機も利用することとし、この2台を使用するために必要な配管及び設備を整備すること」とありますが、新設で発生した排水も既設脱水機にて処理できる構造とする必要がありますか。また、既設脱水機設備の整備・更新は必要でしょうか。	新設で発生した排水も既設脱水機にて処理できる構造とする必要があります。また、既設脱水機設備の整備・更新は必要ありません。
342	要求水準書	19	排水処理施設設計(濁度SS換算係数)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				濁度と浮遊物質(SS)との換算率をご教授頂けますでしょうか。	濁度-SS換算係数は1.5としてください。但し、事業者で提案頂く浄水設備及び浄水処理方法にも関連しますので、より適切な数値をお持ちであればご提案ください。
343	要求水準書	19	排水処理施設設計(濁度SS換算係数)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				計画処理固形物量の算出に必要な濁度-SS換算係数をご提示ください。	(質問回答No. 342参照)
344	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機計画濁度)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				計画濁度は年間平均値(6.4度)の4倍、つまり25.6度(計画濁度)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機計画濁度)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				脱水機のろ過面積算出について計画処理固形物量について高濁度時は年間平均値の4倍の濁度にて固形物量を算出との考えで宜しいでしょうか。また、高濁度時の運転時間は24時間対応との考えで宜しいでしょうか。	前段は質問回答No. 344をご参照ください。後段はご理解のとおりです。
346	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機計画濁度)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				脱水機必要ろ過面積算出に際し、年間日数の95%以上がカバーできる年間平均値の4倍の濁度とは、計画濁度=高濁度時を示すと考え、高濁度時に脱水機運転時間24h/日以内で脱水処理できる脱水機必要ろ過面積を選定すると考えて宜しいでしょうか。	(質問回答No. 344、345参照)
347	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機計画濁度)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				「計画処理固形物量は、計画浄水量、計画原水濁度及び～を考慮して算定」とありますが、ここで言う「計画原水濁度」とは、次の行の「計画濁度」と同義でしょうか。あるいは別紙9に示す計画原水水質の「平均:6度」のことでしょうか。(前項④の、「新設脱水機の能力は1基で計画処理固形物量の処理が可能なものとする」に関連します。)「計画濁度は～年間平均値の4倍の濁度とし、」とありますが、この計画濁度は、別紙14に示す、95%値の「16.0度」を示すのでしょうか。あるいは別紙14の「平均値6.4度」の4倍である25.6度を示すのでしょうか。または別紙9の「平均:6度」の4倍の24度を示すのでしょうか。	「計画原水濁度」とは、次の行の「計画濁度」と同義です。また計画原水濁度は、質問回答No. 344をご参照ください。
348	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機計画濁度)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				「計画固形物処理量」の算定に当たって、「非常時最大浄水量」は考慮しないと理解してよろしいですか。また、「新設脱水機」の「常時」における運転日数(年間/週間)及び1日運転時間数について、並びに「新設脱水機」の処理能力(固形物ろ過速度)の設定方法について要求条件はありませんか。	非常時最大浄水量は考慮してください。「新設脱水機」の「常時」における運転は平日とし5日/週間、6時間/日、「新設脱水機」の処理能力については質問回答No. 147をご参照ください。
349	要求水準書	19	排水処理施設設計(脱水機計画濁度)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				別紙14において度数と累積度数の関係が不明です。グラフの縦軸の数値も合ってません。95%値は16.0度として発生固形物量を算出すればよろしいですか。	別紙14における度数と累積度数の関係は表中でご理解ください。グラフの縦軸の数値の件ですが、度数が左軸、累積頻度が右軸になっています。発生固形物量を算出するための濁度については質問回答No. 344をご参照ください。
350	要求水準書	19	排水処理施設設計(計画発生固形物量)	第2章	2	2-2	(8)	⑤				「計画処理固形物量は、～凝集剤注入率「等」を考慮して算定」とありますが、この「等」には、粉末活性炭の注入による固形物も算定に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
351	要求水準書	19	排水処理施設設計（脱水機工事中の運転）	第2章	2	2-2	(8)	⑥				「脱水機の能力については工事中の運転に支障がないものとする」とありますが、具体的な内容をご教示ください。どのような支障をなくすためどのような能力を備えているべき など。	脱水機本体に支障が生じることはないものと考えられますが、周辺工事に伴う送泥機能の低下、打ち込み汚泥濃度の低下、電力供給の一時的な停止等が生じ、その結果、脱水機の機能低下が考えられますので、このようなことがないことを規定したものです。
352	要求水準書	19	排水処理施設設計（脱水機工事中の運転）	第2章	2	2-2	(8)	⑥				脱水機の能力は工事中の運転に支障がないものとあります。既設脱水機は工事期間中も運転可能と考えますが、本文の意味合いをご教授願います。	(質問回答No. 351参照)
353	要求水準書	19	排水処理施設設計（脱水機工事中の運転）	第2章	2	2-2	(8)	⑥				脱水機の能力についての「工事中の運転」とは、どのような状況を指すのですか。	(質問回答No. 351参照)
354	要求水準書	19	排水処理施設設計（脱水機工事中の運転）	第2章	2	2-2	(8)	⑥				「脱水機の能力については工事中の運転に支障がないものとする」とありますが、どのような意味でしょうか。	(質問回答No. 351参照)
355	要求水準書	19	排水処理施設設計（既設脱水機の容量計算等）	第2章	2	2-2	(8)	⑥				脱水機能力の決定にあたっては、実験等により決定する事項もあると思いますが、今回の提案においては、実績水質及び汚泥搬出実績からの想定で行なうというお考えでしょうか。また、既設脱水機の容量計算等の提示はいただけないのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。計算書等はありません。
356	要求水準書	20	排水処理施設設計（汚泥目標含水率）	第2章	2	2-2	(8)	⑦				「無棄注」方式の機械脱水機が指定されていますが、脱水ケーキの「有効利用」（5頁）の観点から、その目標含水率等の要求条件はありませんか。	要求条件はありません。
357	要求水準書	20	排水処理施設設計（原町浄水場汚泥濃度）	第2章	2	2-2	(8)	⑧				原町浄水場の濃縮汚泥について汚泥濃度の調査の為、汚泥サンプルを頂く事は可能でしょうか。	(質問回答No. 57参照)
358	要求水準書	20	排水処理施設設計（原町浄水場汚泥濃度）	第2章	2	2-2	(8)	⑧				原町浄水場の濃度データが不明とありますが、提案値と異なった場合のリスクはすべて官側と考えてよろしいでしょうか。	原町浄水場のサンプリングには対応します。計画では濃縮汚泥の濃度は0.8～1.0%を想定しています。この値を用いたことにより排水処理に問題が生じた場合のリスクは当企業団側と考えております。
359	要求水準書	20	排水処理施設設計（原町浄水場汚泥濃度）	第2章	2	2-2	(8)	⑧				原町浄水場から受け入れる濃縮汚泥の濃度は不明とのことですが、今後定期的に本濃縮汚泥をご供与頂き、濃度測定をさせて頂いてもよろしいでしょうか。	(質問回答No. 57参照)
360	要求水準書	20	排水処理施設設計（原町浄水場汚泥受け入れ）	第2章	2	2-2	(8)	⑧				月2回（2日）、80m ³ /月程度のタンクローリーによる汚泥投入先は、新設脱水機棟でしょうか。濃度が不明とありますので、新設排水・排泥池又は濃縮槽への受入れもできるような考慮すべきでしょうか。	タンクローリーによる汚泥投入先は新設脱水機棟の受泥槽となります。
361	要求水準書	20	排水処理施設設計（原町浄水場汚泥受け入れ）	第2章	2	2-2	(8)	⑧				原町からの汚泥搬入に使用されるタンクローリーの仕様（形状寸法、ポンプ仕様）をご教授下さい。	平成23年度の委託業者が使用したタンクローリーは8m ³ 車でポンプ風量は50m ³ /分です。また、平成24年度の委託業者が使用しているタンクローリーは4m ³ 車でポンプ風量は40m ³ /分です。
362	要求水準書	20	排水処理施設設計（受泥槽容量）	第2章	2	2-2	(9)					新設脱水機棟の受泥槽容量は、東限の排泥量及び原町濃縮汚泥運搬量（40m ³ ）の同時受け入れ可能な容量とありますが、東限の排泥とは濃縮汚泥のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	要求水準書	20	排水処理施設設計（脱水機運転管理設備）	第2章	2	2-2	(9)					脱水機棟に、排水処理施設の運転管理（監視制御）のための設備を設置するのですか。	脱水機棟に、排水処理施設の運転管理（監視制御）のための設備は必要です。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
364	要求水準書	20	排水処理施設設計(汚泥ストックヤード等)	第2章	2	2-2	(9)						脱水機棟の中に(または外に)、脱水土(ケーキ)の貯蔵設備または貯蔵スペース(ストックヤード)を設ける必要はありませんか。	脱水ケーキの貯蔵設備または貯蔵スペースを設けてください。
365	要求水準書	20	排水処理施設設計(脱水機能力)	第2章	2	2-2	(9)						新設脱水に原町浄水場の濃縮汚泥を受け入れますが、受入容量(2日/月、40m ³ /日)と記載がありますが、濃度等のデータがありません。受入れの貯留槽棟の容量を今回新設設備に見込み、脱水機の能力には考慮しなくてもよろしいでしょうか。	脱水機の能力に考慮する必要があります。
366	要求水準書	20	薬品注入設備設計(薬品の種類)	第2章	2	2-2	(10)	①					粉末活性炭及び藻類対策の塩素、後塩素を除いて薬品注入に関しては事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、調達が容易で採用実績が多いものをご提案ください。
367	要求水準書	20	薬品注入設備設計(pH調整)	第2章	2	2-2	(10)	①	イ				注入点は浄水池流入の前だけでしょうか。pH調整用として、ろ過前段の注入も可と考えてよろしいでしょうか。	注入点は浄水方式と合わせた事業者の提案事項と考えています。
368	要求水準書	20	薬品注入設備設計(pH調整)	第2章	2	2-2	(10)	①	イ				「酸剤」の注入点も「浄水池流入の前」に限定されるのですか。(凝集処理前の原水pHの調整は必要ありませんか。)	(質問回答No. 367参照)
369	要求水準書	20	薬品注入設備設計(pH調整)	第2章	2	2-2	(10)	①	イ				pH調整用の酸剤の注入点は「浄水池流入の前」でしょうか。それとも凝集剤注入前でしょうか。また、必ず設置しなければならない設備でしょうか。それとも事業者提案でしょうか。酸剤としての使用薬品の限定はありますか。	pH調整用の酸剤の注入点は事業者の提案と考えております。設備の設置は必ず必要です。酸剤としての使用薬品の限定はありません。
370	要求水準書	20	薬品注入設備設計(酸剤)	第2章	2	2-2	(10)	②					「酸剤」の種類が示されていませんが、事業者の提案によるものと理解してよろしいですか。	(質問回答No. 369参照)
371	要求水準書	20	薬品注入設備設計(次亜塩)	第2章	2	2-2	(10)	②					次亜塩素酸ナトリウムは塩素酸含有量の少ない特級を使用しますか。	今のところ特級の使用は考えていません。
372	要求水準書	20	薬品注入設備設計(使用薬品)	第2章	2	2-2	(10)	②					高分子凝集剤の使用も可能との理解でよろしいでしょうか。	高分子凝集剤の使用は考えていません。
373	要求水準書	20	薬品注入設備設計(次亜塩貯蔵容量)	第2章	2	2-2	(10)	③	エ				設計指針では次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵量は10日分以上となっておりますが、15日分以上必要ですか。	必要です。
374	要求水準書	20	薬品注入設備設計(次亜塩空調設備)	第2章	2	2-2	(10)	③	カ				次亜塩素酸ナトリウムを貯蔵する室には空調設備を設置することとありますが、貯蔵槽を直接冷却するシステムの採用は不可ですか。	貯蔵槽を直接冷却するシステムの採用は考えておりません。空調設備を設置してください。
375	要求水準書	20	薬品注入設備設計(次亜塩空調設備)	第2章	2	2-2	(10)	③	カ				次亜塩素酸ナトリウムを貯蔵する室の空調温度は、常時何℃以下といった基準はありますか。	常時の温度設定基準はありませんが、塩素酸の生成が抑制できる温度設定による提案をお願いします。
376	要求水準書	20	薬品注入設備設計(無注入検出設備)	第2章	2	2-2	(10)	③	キ				無注入の検知ができる設備とは、薬品の注入点で無注入を検知できる装置を備えることという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	要求水準書	20	薬品注入設備設計(漏洩検出設備)	第2章	2	2-2	(10)	③	ケ				「漏洩を検出できる設備を設置する」とありますが、ここで言う「漏洩」とは、防液堤に薬品が満たされるような場合を示すのでしょうか。または配管の継ぎ手部等から薬品が滲み出ているようなものも含むのでしょうか。また、「漏洩を検出できる設備」とは、防液堤内で漏洩した液体を検出できるものという理解でよろしいでしょうか。	漏洩を検出できる設備とは、防液堤内で漏洩した液体を検出できるものです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
378	要求水準書	20	薬品注入設備設計(残塩濃度の測定)	第2章	2	2-2	(10)	③	コ			注入前及び注入後の残塩濃度の測定が可能であることとあり、また注入後には残塩計を設置するとあります。例えば、前塩素、中塩素がある場合、中塩素の注入前の値は、前塩素注入後の残塩計値を利用できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、残塩計等の設備は本事業に含まれます。
379	要求水準書	20	薬品注入設備設計(残塩濃度の測定)	第2章	2	2-2	(10)	③	コ			注入前及び注入後の残塩濃度の計測が可能であることとありますが、塩素注入をする前の残塩測定は不要と考えますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
380	要求水準書	21	薬品注入設備設計(次亜塩注入点)	第2章	2	2-2	(10)	③	ソ			「浄水池の後(送水系統別)」の塩素注入点は、現況の位置(3箇所)で変更しないものと理解してよろしいですか。	より適切な位置がありましたらご提案ください。
381	要求水準書	21	薬品注入設備設計(次亜塩注入点)	第2章	2	2-2	(10)	③	ソ			消毒用次亜の注入点として、「浄水池の前(共通)」とありますが、4号池・5号池は通常は連通した状態で運用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	要求水準書	21	薬品注入設備設計(後次亜注入設備)	第2章	2	2-2	(10)	③	タ			3系統の「後次亜注入設備」の能力が示されていますが、「浄水池の前(共通)」の塩素注入点に対する「後次亜注入設備」の能力設定はどのように考えればよいですか。	浄水池で別紙10に示す条件を満足する能力設定が必要と考えています。
383	要求水準書	21	電気計装設備設計(電気設備設計)	第2章	2	2-2	(11)	①	ア			「中央監視室」に配置される職員数(オペレータ席数、事務机数)をお示し下さい。	(14)②ア中央監視室をご参照ください。
384	要求水準書	21	電気計装設備設計(受電回線数)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(イ)		常用線受電、変圧器は1バンク方式と記載があります。受電は現状電源系統図と同じ、高圧2回線受電(常用、予備)で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
385	要求水準書	21	電気計装設備設計(受電回線数)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(イ)		「常用回線受電」とは、高圧1回線受電のことでしょうか。	(質問回答No. 384参照)
386	要求水準書	21	電気計装設備設計(使用電圧)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ウ)		使用電圧は低圧400V、200Vとありますが、動力を200Vのみにした場合、400Vを使用しない場合も考えられますが、問題はありますか。	問題がないようにご提案ください。
387	要求水準書	21	電気計装設備設計(テレメータ)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(キ)		場外系遠方監視制御設備の整備について企業団殿からのご要求と事業者の提案の範囲の違い等を防ぐ為に、既設図面、仕様書・外形図・内部実装図・展開接続図などをご提示下さい。(井尻第1浄水場、井尻第2浄水場、山田取水場、安徳取水場、西隈取水場、天神山配水池、王塚台配水池、上白水配水池、後野配水池、星見ヶ丘配水池)	(質問回答No. 5参照)
388	要求水準書	21	電気計装設備設計(テレメータ)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(キ)		テレメータは親局子局共更新することとありますが、テレメータ装置本体の更新のみですか。それともテレメータ本体を収納する盤も含めての更新ですか。	更新はテレメータ本体を収納する盤も含めてとなります。
389	要求水準書	21	電気計装設備設計(既設現場盤更新)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		耐用年数を過ぎた盤を具体的にご教示願います。	貸出し資料に含まれる閲覧資料1現況機器リスト等をご参照ください。
390	要求水準書	21	電気計装設備設計(既設現場盤更新)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		場内の現場盤も耐用年数を過ぎたものは更新することと記載がありますが、年数を過ぎた機器の資料をご教示願います。	(質問回答No. 389参照)
391	要求水準書	21	電気計装設備設計(既設現場盤更新)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		場内の現場盤は耐用年数を過ぎたものは更新することとありますが、公平性を保つため、更新すべき現場盤を指定頂けますか。	(質問回答No. 389参照)
392	要求水準書	21	電気計装設備設計(既設現場盤更新)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		場内現場盤で耐用年数を過ぎたものは更新することとありますが、耐用年数の定義は、要求水準書に記載の耐用年数と理解してで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
393	要求水準書	21	電気計装設備設計(既設現場盤更新)	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		場内の現場盤も耐用年数を過ぎたものは更新すること。とありますが、撤去対象以外の全ての現場盤について更新の要否を検討すべきでしょうか。あるいは新設の施設と直接取り合いが発生する盤のみでしょうか。	撤去対象以外の全ての現場盤について更新の要否を検討が必要です。
394	要求水準書	21	現場操作盤	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		耐用年数を過ぎたものは更新と記載有りますが、平成30年時点と判断して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	要求水準書	21	電気設備設計	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		「場内の現場盤も耐用年数を過ぎたものは更新すること」とありますが、耐用年数は地方公営企業法第十五条、別表第二号における注一「構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数」に準じるという理解でよろしいでしょうか。また、耐用年数を過ぎていれば使用に耐えるものであっても更新対象であり、逆に耐用年数を過ぎていなければ設備の状態によらず更新対象外という理解でよろしいでしょうか。	耐用年数は地方公営企業法施行規則第十五条、別表第二号における機械及び装置、水道用又は工業用水道用設備の電気設備15年とします。後段はご理解のとおりです。
396	要求水準書	21	更新対象となる現場盤	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)		耐用年数を過ぎて更新する必要がある現場盤について、具体的にご教示願います。	(質問回答No. 389参照)
397	要求水準書	22	電気計装設備設計(自家発電設備)	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ			自家発電設備の必要容量のうちの浄水負荷と附帯負荷は、計画1日最大給水量でしょうか。それとも、非常時最大給水量でしょうか。	非常時最大給水量です。
398	要求水準書	22	電気計装設備設計(自家発電設備)	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ			自家発電設備の必要負荷のうちの送水負荷をご教示ください。	既設送水ポンプ仕様及び更新送水ポンプ仕様をもとにご提案ください。
399	要求水準書	22	電気計装設備設計(発電機負荷)	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ	(ア)		100%の負荷とは非常時最大給水量に対応した負荷という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
400	要求水準書	22	電気計装設備設計(発電機負荷)	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ	(ア)		自家発電設備の必要容量は停電時に100%負荷と記載があります。100%負荷とは、導水、脱水機、既設設備2号薬品沈澱池、既設を含めた送水設備、すなわち浄水場運用に必要な負荷全てと解釈して宜しいでしょうか。	100%負荷とは、東限第5・6号井設備及び東限浄水場内設備の全負荷のうち排水処理設備負荷を除いたものとします。
401	要求水準書	22	電気計装設備設計(発電機負荷)	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ	(ア)		100%の負荷への供給記載有りますが、照明負荷も100%と判断して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	要求水準書	22	電気計装設備設計(発電機負荷)	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ	(ア)		100%の負荷とは、非常時最大浄水量、計画浄水量、またはその他のいずれに対する負荷として考えればよろしいでしょうか。	(質問回答No. 399参照)
403	要求水準書	22	電気計装設備設計(発電機騒音規制値)	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ	(カ)		敷地境界における騒音規制値をご教示ください。	要求水準書第1章2.(6)表1-1をご参照ください。
404	要求水準書	22	電気計装設備設計(監視制御設備)	第2章	2	2-2	(11)	②	ア			「監視制御設備」は、「排水処理施設」の運転管理も一体的に取り込むものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
405	要求水準書	22	電気計装設備設計(流量計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ア)		装置として予備を有する膜ろ過ユニットに付随する流量計についてもバイパス管が必要でしょうか。	予備を有しており、流量計の取替え等の作業が他系統に影響がない場合にはバイパス管は設置しなくても良いものとします。
406	要求水準書	22	電気計装設備設計(流量計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ア)		「流量計は電磁流量計とし、」とありますが、たとえば除マンガン設備の各系列に付属する流量計のように、直読式でも運転管理上支障ないと考えられる箇所についても全て電磁流量計とする必要があるということでしょうか。	浄水処理の制御に関わる流量把握を行う箇所及びデータ記録を行う箇所は電磁流量計としてください。設備の運転確認程度で流量を測定する箇所は電磁流量計以外の採用も認められます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
407	要求水準書	22	電気計装設備設計(流量計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ア)		電磁流量計更新のため、バイパス管を設けることとありますが、全ての電磁流量計にバイパス管が必要ですか。それとも事業者の設計によりますか。	(質問回答No. 405参照)
408	要求水準書	22	電気計装設備設計(流量計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ア)		薬品注入量制御が必要な部分には流量計を設置することとありますが、「ダイヤフラム式の定量ポンプ」を採用した場合など、連続式の流量計の設置が困難な場合があります。適切な制御ができるのであれば、必ずしも流量計を設置しなくてもよろしいでしょうか。	通常流量計を設置しない場合はその設置の必要はありませんが、両方(設置あり、設置なし)の事例がある場合には設置してください。
409	要求水準書	22	電気計装設備設計(流量計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ア)		流量計の形式について、流量計測する箇所はすべて電磁流量計と読み取れますが、よろしいでしょうか。そうではない場合は、最低限必要と考えられている箇所を明示ください。	流量を制御に使用する箇所及び原水、各施設の流入・処理水等のデータとして記録する部分は電磁流量計を考えています。電磁流量計の採用が機能面で不適切な場合は適切な方式をご提案ください。
410	要求水準書	22	電気計装設備設計(流量計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ア)		合計値も測定可能とありますが、合計値の算出箇所(=集水部または集合管)にも流量計測機器を設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	要求水準書	22	電気計装設備設計(流量計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ア)		「原水・浄水等は系統ごと個別に測定可能とすること」とありますが、系統ごととは、原水については東限3号井を除く水源ごと、浄水については天神山、後野、大塚台(旧炭焼)の3系統という理解でよろしいでしょうか。	系統ごととは、原水については東限3号井を含む水源ごと、浄水については天神山、後野、王塚台(旧炭焼)の3系統になります。
412	要求水準書	23	電気計装設備設計(濁度計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ウ)		膜ろ過水の「濁度計」は、系列毎に測定する必要はないものと理解してよろしいですか。	膜ろ過水の濁度は、系列毎の測定が可能なものとしてください。
413	要求水準書	23	電気計装設備設計(濁度計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ウ)		膜洗浄排水及び除マンガン設備洗浄排水の濁度を連続測定することとありますが、これらを個別に監視する意図についてご教示ください。浄水処理への影響を監視する上では、各種の排水が混合し均一化された後、最終的に浄水系へ返送される排水池からの返送水濁度を連続監視する方が適していると思われそうですが、いかがでしょうか。	後段でお示しされたとおり、返送水濁度について連続測定が可能なものとしてください。
414	要求水準書	23	電気計装設備設計(濁度計)	第2章	2	2-2	(11)	②	イ	(ウ)		浄水の各処理工程毎の濁度を連続して測定するとありますが、各処理工程とは事業者の提案によるものと理解しますが、よろしいですか。	事業者により設備方式等が異なりますので事業者提案と考えています。
415	要求水準書	23	電気計装設備設計(気温、湿度)	第2章	2	2-2	(11)	②	カ			本項目に記載の「水温計」は「気温計」との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり気温計です。
416	要求水準書	24	太陽光発電設備設計(最大発電出力見直し)	第2章	2	2-2	(12)	②				発電効率の向上を考慮し最大発電出力を見直すこととありますが、当初、見込んでいた工事費用の範囲において、工事時点で最も効率が高い設備を導入するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
417	要求水準書	24	太陽光発電設備設計(最大発電出力見直し)	第2章	2	2-2	(12)	②				提案時のモジュール面積を設置時にも確保しますが、発電効率の向上による最大発電出力は、パネルメーカーによって異なります。工事金額を変更しないのであれば、企業団からパネルメーカーおよび型式の指定はせず、事業者の提案によるパネルメーカーおよび型式の指定で問題ないと理解しますが、よろしいですか。	当企業団からパネルメーカーおよび型式を指定することは行いませんが、製品の信頼性について確認を行います。
418	要求水準書	24	太陽光発電設備設計(工事費の変更)	第2章	2	2-2	(12)	②				「工事費用は変更しない」とのことですが、提案内容が大幅に見直される場合には、その増減に関わらず、金額についても協議させて頂くことは可能でしょうか。	当企業団が入札公告で提示した要求水準書の要求事項及び提案事項以上の要求を行った場合は、変更協議対象となります。
419	要求水準書	24	太陽光発電設備設計(電力の用途)	第2章	2	2-2	(12)	④				再生エネルギー全量買取制度適用をお考えでしょうか。	(質問回答No. 142参照)
420	要求水準書	24	太陽光発電設備設計(電力の用途)	第2章	2	2-2	(12)	④				発電した電力は売電するお考えはありますでしょうか。	場内使用を優先し、余剰電力が発生するようであれば売電の提案も可能です。
421	要求水準書	24	太陽光発電設備設計(電力の用途)	第2章	2	2-2	(12)	④				太陽光発電と受電は系統連系を行うと記載されていますが、全量売電は不可であると理解しますがよろしいですか。	(質問回答No. 142参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
422	要求水準書	24	太陽光発電設備設計(電力の用途)	第2章	2	2-2	(12)	④				太陽光発電は、受電とは系統を分離し、全量を売電した方が経済的なメリットがあります。本工事における考え方を教えて下さい。	(質問回答No. 142参照)
423	要求水準書	24	太陽光発電設計(河川区域等)	第2章	2	2-2	(12)	⑦				太陽光の設置個所は、河川区域または河川保全区域内と考えられ、架台や機器の仕様について、河川管理者との協議が必要になると考えます。河川管理者との協議が必要になった場合の変更リスクはすべて官側と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	要求水準書	24	太陽光発電設備(障害物の建設)	第2章	2	2-2	(12)	⑧				建設時点で、周囲に日照を遮る建築物等が生じた場合、場所の変更及び容量変更が可能でしょうか。	協議対象になるものと考えます。
425	要求水準書	24	場内配管設計	第2章	2	2-2	(13)	②				「水理計算及び管厚計算等により、適切な口径及び管種を選定すること」とありますが、貸し出し資料にも場内配管の詳細図がわずかしかなかったりありません。場内配管の詳細図をご提示下さい。	ご提示した資料でご確認ください。
426	要求水準書	24	場内配管設計	第2章	2	2-2	(13)	②				「…重要な配管及びφ75以上の配管で埋設部分についてはダクタイル鋳鉄管NS型を使用する」とは「…重要な配管の内、φ75以上の配管で埋設部分についてはダクタイル鋳鉄管NS型を使用する」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
427	要求水準書	24	場内配管設計	第2章	2	2-2	(13)	②				「導水管分岐～浄水池流入管等の重要な配管及びφ75以上の配管で埋設部分についてはダクタイル鋳鉄管NS形を使用すること。」とありますが、バルブ周りはフランジ型を採用してもよいでしょうか。	埋設部については、管継手形式と同形式としてください。
428	要求水準書	24	場内配管設計(管種)	第2章	2	2-2	(13)	②④				②には「導水管分岐～浄水池流入管等の重要な配管及びφ75以上の配管で埋設部分についてはダクタイル鋳鉄管NS形を使用すること。」、④には「場内配管はダクタイル鋳鉄管又は鋼管とし、ダクタイル鋳鉄管については耐震性を有する継手(NS形及び同等以上)とすること。」とありますが、ダクタイル鋳鉄管の継手はNS形以外のNS形同等以上の継手を使用してもよいことでしょうか。	ご理解のとおりです。
429	要求水準書	25	場内配管設計(管種)	第2章	2	2-2	(13)	④				④に記載の内容は、②に記載の内容に含まれるため、削除されるものと考えますがいかがでしょうか。	(質問回答No. 428参照)
430	要求水準書	25	場内配管設計(可とう管)	第2章	2	2-2	(13)	⑤				躯体との境界部には可とう管等を設置すること(ゴム製は不可)とあります。可とう管はボールジョイントを使用するとの理解で宜しいでしょうか。また、想定されている沈下量をご教授願います。	ボールジョイントと限定はしていません。沈下量は200mmとし、これ以上必要と判断される部分は200mm以上で適切な沈下量に対応可能なものとしてください。
431	要求水準書	25	場内配管設計(バイパス管、伸縮管)	第2章	2	2-2	(13)	⑥				流量計を設ける場合は必ずバイパス管および伸縮管を設置すると記載してありますが、メンテナンス上省略できる部分は提案によるものと理解しますがよろしいですか。	バイパス管は質問回答No. 405参照、伸縮管は設置してください。
432	要求水準書	25	場内配管設計(バルブ)	第2章	2	2-2	(13)	⑩				「バルブは交換が容易であるものとする」とあります。具体的にはどのような機能を求められているのでしょうか。「調達が容易な汎用品を使用せよ」という意味での理解で宜しいでしょうか。	取り外しのためのバルブ本体もしくはバルブ前後に伸縮機能を有する機能が必要と考えています。また、調達はご理解のとおりです。
433	要求水準書	25	場内配管設計(弁室)	第2章	2	2-2	(13)	⑪				弁室の形状寸法等が設計上の制約となります。弁室の仕様に指定がございましたら、弁室の仕様をご教授頂けますでしょうか。	弁室のうち弁きょうについては仕様を第2回の貸出資料で提示します。それ以外の弁室について指定はありません。
434	要求水準書	25	場内配管設計(弁室)	第2章	2	2-2	(13)	⑪				弁室には、「指定品」(既製品)に該当しない鉄筋コンクリート構造物は使用してはいけないということですか。	弁きょう以外の弁室については鉄筋コンクリート製は認められます。
435	要求水準書	25	場内配管設計(弁室)	第2章	2	2-2	(13)	⑪				「埋設バルブ設置部には、基本的に弁室を設けること。」は、弁室には弁きょうも含まれるとの理解でよいでしょうか。	(質問回答No. 433、434参照)
436	要求水準書	25	場内配管設計(弁室)	第2章	2	2-2	(13)	⑪				「埋設バルブ設置部には、基本的に弁室を設けること。」は、仕切り弁は弁室ではなく弁きょうでもよいでしょうか。	(質問回答No. 435参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
437	要求水準書	25	場内配管設計 (弁室)	第2章	2	2-2	(13)	⑩				弁室は当企業団の指定品を使用することとありますが、指定品をご教授ください。	(質問回答No. 433参照)
438	要求水準書	25	建築物の設計 (管理本館)	第2章	2	2-2	(14)					管理本館については、補助基準等の考え方が無いため、様々な考え方がありますが、当初お考えの概略の広さ（特に膜ろ過スペースを除く部分）等のご提示は可能でしょうか。	事業者の提案事項と考えておりますので類似事業における資料等を活用しご提案ください。
439	要求水準書	25	管理棟	第2章	2	2-2	(14)					管理棟は何階建てでもよいのでしょうか。	階数に制限はありませんが、周辺民家等との調和を考慮してください。
440	要求水準書	25	建築物の設計 (中央監視室)	第2章	2	2-2	(14)	②	ア			「中央管理室」には、6名の事務机を配置しますが、それ以外に打合せスペース等を考慮しなくてよろしいですか。また、「附帯品」（以下、頻出）とは、本工事の中に含めて納入するものですか。	前段のホワイトボードの前に打ち合わせできる程度のスペースは確保してください。後段の附帯品は本事業に含まれます。
441	要求水準書	25	建築物の設計 (水質分析室)	第2章	2	2-2	(14)	②	オ			「水質分析室」の「附帯品」に、ドラフト装置や収納棚は含まれないのですか。	含まれません。
442	要求水準書	25	建築物設計(多 目的ルームと 多目的ホール)	第2章	2	2-2	(14)	②	ク			多目的ルームと多目的ホールは1つの室とし、兼用することは可能でしょうか。	兼用は認められません。
443	要求水準書	25	建築物設計(啓 発設備)	第2章	2	2-2	(14)	②	ケ			浄水場説明パネル及びビデオは日本語のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	要求水準書	26	建築物の設計 (事務室)	第2章	2	2-2	(14)	②	コ			「事務室」に配置される10名分の事務机は、委託業者分を含みますか。また、その配置について、係等の区分や、委託業者分との仕切りを考慮する必要がありますか。	前段は委託業者分を含みません。委託業者はの机は、中央監視室の6名分です。後段は仕切りを考慮する必要はありません。
445	要求水準書	26	建築物の設計 (休憩室)	第2章	2	2-2	(14)	②	シ			休憩室は男子用、女子用を設けなくてよろしいでしょうか。	休憩室を男子用、女子用を設ける必要はありません。
446	要求水準書	26	建築物の設計 (宿直室)	第2章	2	2-2	(14)	②	ス			「宿直室」に宿直する人数は、最大何名を予定していますか。	2名を想定しています。
447	要求水準書	26	建築物の設計 (宿直室)	第2章	2	2-2	(14)	②	ス			宿直室は何名と考えたらよろしいでしょうか。	(質問回答No. 446参照)
448	要求水準書	26	建築物の設計 (トイレ)	第2章	2	2-2	(14)	②	タ			女子用トイレは何名と考えたらよろしいでしょうか。	3名を想定しています。
449	要求水準書	26	建築物の設計 (屋内の配線及 び配管)	第2章	2	2-2	(14)	③				屋内の配線及び配管は、必要に応じて天井内や壁内への配線、配管が可能との理解でよろしいでしょうか。	フリーアクセスフロアとすることの趣旨を踏まえた上で、最小限の天井内や壁内への配線、配管は可能とします。
450	要求水準書	26	建築物の設計 (ホイストク レーン)	第2章	2	2-2	(14)	④				「ホイストクレーン」は、設備機器の「メンテナンス」専用の搬出入室を1箇所設けて、そこに設置するものと理解してよろしいですか。	設備の搬出入を行う部分にはホイストクレーンを設置してください。搬出入の方法については事業者の提案と考えております。
451	要求水準書	26	建築物の設計 (LED照明)	第2章	2	2-2	(14)	⑤				利用頻度の高い居室の照明にはLED照明を採用し、とありますが、利用頻度の高い居室とは、中央監視室、水質計器室、水質分析室、事務室でよろしいでしょうか。	ご記載の居室を含めてご提案ください。
452	要求水準書	26	建築物の設計 (空調エリア)	第2章	2	2-2	(14)	⑤				空調エリアの窓ガラスには、複層ガラスを採用する、とありますが、空調エリアとは、表2-8 空調の範囲(参考)の冷暖房エリアでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、その他の部分への設置は事業者の提案とします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
453	要求水準書	26	建築物の設計 (電話及びインターネット回線)	第2章	2	2-2	(14)	⑦				2回線の引き込みが必要と記載されていますが、電話1回線、インターネット1回線の合計2回線と理解しますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
454	要求水準書	26	建築物の設計 (電話及びインターネット回線)	第2章	2	2-2	(14)	⑦				電話及びLAN配線の範囲は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書・第2章・2-2・(14)⑥表2-8中の更衣室、給湯室、書庫及び玄関・廊下を除く冷房エリアを考えています。上記以外は、事業者提案と考えます。
455	要求水準書	26	建築物の設計 (ユニバーサルデザイン)	第2章	2	2-2	(14)	⑧				ユニバーサルデザインは、要求水準書・第2章・2-2・(2)・④に記載の通り、見学者コースのみが対象との理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 282参照)
456	要求水準書	26	建築物の設計 (ユニバーサルデザイン)	第2章	2	2-2	(14)	⑧				管理棟及びその他の建築物の設計について、「ユニバーサルデザインとすること」と記載されていますが、ユニバーサルデザインの対象は見学者コースのみと考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 282参照)
457	要求水準書	26	建築物の設計 (外壁)	第2章	2	2-2	(14)	⑩				「外観はタイル貼りとすること」とありますが、これは管理棟に関してであり、脱水機棟その他建築物については事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
458	要求水準書	26	建築物の設計 (外壁)	第2章	2	2-2	(14)	⑩				タイル貼りについては、複層塗材等と適切に組み合わせた事業者提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	タイル貼りが基本となります。複層塗材等と適切に組み合わせにつきましてはその組み合わせの割合が示されていないので判断できませんが、タイル貼りができないもしくは適切でない部分はタイル貼り以外のものを使用することになります。
459	要求水準書	27	附帯施設設計 (インターホン等)	第2章	2	2-2	(15)	①	ア			「インターホン及び郵便受けを取り付けること」とありますが、前段(14)管理棟及びその他建築物の設計・テ・その他の付帯品においても同様に「カメラ付きインターホン、郵便受け」の記載があり、どちらにも設置すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
460	要求水準書	27	附帯施設設計 (門扉、フェンス等)	第2章	2	2-2	(15)	①	ア			維持管理用の副門の位置、形式等は事業者提案によるものとし、設計時における貴企業団との協議において変更が生じた場合は、設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	設計変更の対象と考えておりません。
461	要求水準書	27	附帯施設設計 (入場者管理)	第2章	2	2-2	(15)	①	ア			入場者管理が可能な設備を設置と記載有りますが、記録装置が必要ですか。	自動で記録する装置は必要ありません。
462	要求水準書	27	附帯施設設計 (リモコン付電動門扉)	第2章	2	2-2	(15)	①	ア			「リモコン付電動門扉」は、中央監視室からの遠隔操作を必要としますか。	必要とします。
463	要求水準書	27	附帯施設設計 (ITVカメラ)	第2章	2	2-2	(15)	①	ウ			ITVカメラの設置位置は、「現在の東限浄水場全体」、「取水口」、「5号井、6号井に太陽光アレイを設置する場合は5号井、6号井」に設置と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
464	要求水準書	27	附帯施設設計 (ITVカメラ)	第2章	2	2-2	(15)	①	ウ			ITVカメラは、現在の東限浄水場全体取水口及び東限第5号井及び6号井用地に～と記載有りますが、基本は①浄水場全体、②取水口及び③太陽電気設置場所の解釈で宜しいでしょうか。	(質問回答No. 463参照)
465	要求水準書	27	附帯施設設計 (ITVカメラ)	第2章	2	2-2	(15)	①	ウ			現在設置されているITVカメラがあれば、流用可能でしょうか。流用可能なITVカメラがございましたら、ご教授願います。	現在設置されているITVカメラはありますが、流用はできません。
466	要求水準書	27	附帯施設設計 (町道)	第2章	2	2-2	(15)	①	エ			町道とは、別紙18に示す7mに拡幅される道路との理解でよろしいでしょうか。	新設用地に接する町道を示しています。
467	要求水準書	27	附帯施設設計 (裏門)	第2章	2	2-2	(15)	①	オ			裏門の様子は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
468	要求水準書	27	附帯施設設計 (緑化率等)	第2章	2	2-2	(15)	④	イ			場内の緑化の必要面積(敷地の〇%)の指定はあるでしょうか。	緑化率等の指定はありません。
469	要求水準書	27	附帯施設設計 (緑化率等)	第2章	2	2-2	(15)	④	イ			場内の「緑化」について、「緑化率」や「植樹率」などの目標値はない のですか。	(質問回答No. 468参照)
470	要求水準書	27	附帯施設設計 (緑化率等)	第2章	2	2-2	(15)	④	イ			緑化率の基準・条例等があればご教授ください。また、緑化率は加点の 対象となりますか。	前段は質問回答No. 468をご参照ください。後段は加点の対象になりま す。
471	要求水準書	27	附帯施設設計 (散水栓)	第2章	2	2-2	(15)	④	ウ			「施設の性質にもよるが」とありますが、施設の性質の意味するところ をご教示下さい。	維持管理において手や長靴が汚れる可能性のある施設、薬品等の取り扱 いに伴い緊急的に手洗いの必要が生じる可能性のある施設等が施設の性 質の意味するところです。
472	要求水準書	27	附帯施設設計 (駐車場等)	第2章	2	2-2	(15)	④	オ			駐輪場、駐車場(10台分)を設けること。駐輪場には屋根を設けること。 とありますが、駐輪場(10台分)、駐車場(10台分)という理解でよろしい でしょうか？	ご理解のとおりです。
473	要求水準書	27	附帯施設設計 (駐車場等)	第2章	2	2-2	(15)	④	オ			駐車場は10台分設けますが、大型バス用はなく、全て普通車用と考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
474	要求水準書	27	附帯施設設計 (駐車場等)	第2章	2	2-2	(15)	④	オ			「駐車場(10台分)」とありますが、これは来客用・貴企業団従事者用 も含めた台数と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
475	要求水準書	27	附帯施設設計 (駐車場等)	第2章	2	2-2	(15)	④	オ			駐輪台数をご教授ください。	(質問回答No. 472参照)
476	要求水準書	27	附帯施設設計 (雨水排水)	第2章	2	2-2	(15)	⑤	ア			浄水場を含む浄水場周辺の雨水排水計画があればご教授ください。	浄水場を含む浄水場周辺の雨水排水計画はありません。
477	要求水準書	27	附帯施設設計 (雨水排水)	第2章	2	2-2	(15)	⑤	ア			雨水排水の既設の接続点をご教示願います。	既設の側溝に流れるようにすれば問題ありません。
478	要求水準書	27	附帯施設設計 (雨水排水)	第2章	2	2-2	(15)	⑤	ア			別紙17参照とありますが、別紙17からは既設排水側溝の排水能力の把握 が困難です。既設排水側溝の排水能力が把握できる資料のご提示をお願 いいたします。ご提示いただけない場合、提案設計からの変更リスクは 貴企業団の所掌と考えてよろしいでしょうか。	雨水排水については既設側溝及び農業用水路に接続すれば流下能力に問 題はないものと考えております。提案設計からの変更は当企業団のリス クと考えています。
479	要求水準書	28	附帯施設設計 (汚水排水)	第2章	2	2-2	(15)	⑥	ア			接続可能な公共下水道の位置をご教示願います。	(質問回答No. 122参照)
480	要求水準書	28	附帯施設設計 (汚水排水)	第2章	2	2-2	(15)	⑥	イ			「処理方法については事業者提案とする」とありますが、提案しなけれ ばならないという理解でよろしいでしょうか。その場合、提案内容は技 術提案書のどの様式に記載すればよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は様式Ⅲ-10 2. 計装設備計画に記載し てください。
481	要求水準書	28	附帯施設設計 (見学対応)	第2章	2	2-2	(15)	⑦	ウ			納品が必要なパンフレットの部数をご教示願います。	3000部必要です。また、電子データも納品してください。
482	要求水準書	28	附帯施設設計 (見学対応)	第2章	2	2-2	(15)	⑦	ウ			パンフレットの必要冊数をご提示頂けないでしょうか？	(質問回答No. 481参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
483	要求水準書	28	附帯施設設計 (給水設備)	第2章	2	2-2	(15)	⑧				場内給水量の実績値をご教示頂けないでしょうか。また、記録がない場合には、必要量をご提示頂けないでしょうか。	(質問回答No. 2参照)
484	要求水準書	28	附帯施設設計 (周辺道路等整備)	第2章	2	2-2	(15)	⑩				道路整備部分の舗装の標準（または、設計条件）、側溝等の指定材料があればご教授ください。	前段は質問回答No. 103をご参照ください。後段は質問回答No. 104、No. 111をご参照ください。
485	要求水準書	28	附帯施設設計 (周辺道路等整備)	第2章	2	2-2	(15)	⑩				町道認定廃止予定地の埋設管等がありますか。また、埋設管等の移設は必要でしょうか。	公共下水道管があります。移設は那珂川町で行うため必要ありませんが、残置されるため、施工に支障になる箇所及びマンホールは撤去してください。
486	要求水準書	28	附帯施設設計 (周辺道路等整備)	第2章	2	2-2	(15)	⑩				別紙18には、道路幅員7mに拡幅（※北側既存側溝を含み、南側新設農業用水路含まず）とありますが、農業用水路は浄水場敷地内それとも敷地外のどちらに設置されるのでしょうか。また、道路拡幅区間には北側既存側溝が設置されていない区間があります。（現地見学会で確認）この区間については、側溝が設置されている区間の道路ラインを延長するという理解で良いでしょうか。	農業用水路は浄水場敷地外に設置されます。また、道路拡幅区間の保育所より東側は既設町道と田（側溝の蓋なし部分）の境から7m、保育所と田の境より西側で側溝に蓋がある部分は側溝を含めて7mとしてください。
487	要求水準書	28	附帯施設設計 (周辺道路等整備)	第2章	2	2-2	(15)	⑩				別紙19では、農業用水路にはガードパイプを設置し、点検及び清掃用の扉を設けることとあります。ガードパイプは水路の道路側に設置し、扉はガードパイプに取り付け道路側からアプローチするという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
488	要求水準書	28	附帯施設設計 (周辺道路等整備)	第2章	2	2-2	(15)	⑩				農業用水路の維持管理主体はどちらになりますでしょうか。	地元農事者です。
489	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(清掃頻度 等)	第2章	2	2-2	(16)					現在の既設2号薬品沈澱池の清掃頻度、1回あたりのドレン量をご教授頂けますでしょうか。	清掃頻度は質問回答No. 238をご参照ください。1回あたりのドレン量は清掃時に停止する片側分となります。
490	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(水抜、排 水、耐震補 強)	第2章	2	2-2	(16)					既設2号薬品沈澱池の水抜き及び排水は、既設のドレン管及び排水枡を利用しても宜しいのでしょうか。既設排水枡を利用する場合、排水枡は耐震補強の対象外と考えて宜しいのでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
491	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(改造)	第2章	2	2-2	(16)					2号薬品沈澱池は「横流式沈澱池」と思われますが、傾斜板式に改造する提案は認められますか。	要求事項ではありませんが、事業者提案としては認められます。
492	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(改造)	第2章	2	2-2	(16)					「既設2号薬品沈澱池は膜ろ過設備の前処理として・・・既設2号薬品沈澱池の利用は必須の条件とする」において、事業者提案による水処理フローで「既設2号沈澱池の着水井」を使用しない（混和池以降は使用する）で良いと判断されたならばこれを使用しないが良い（改修しないが良い）と考えてよろしいでしょうか。	既設2号薬品沈澱池の混和池以降の使用については質問回答No. 20をご参照ください。但し、既設2号薬品沈澱池は着水井を含めた耐震補強が必要です。
493	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(耐震診断 資料)	第2章	2	2-2	(16)	①				既存の耐震診断資料について、診断条件（地盤条件、設計水平震度、計算法、配筋情報等）をご教授ください。	(質問回答No. 33参照)
494	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(耐震診 断)	第2章	2	2-2	(16)	①				既存の耐震診断資料について、耐震診断の計算書の詳細の公開をお願いします。	(質問回答No. 33参照)
495	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(耐震診 断)	第2章	2	2-2	(16)	①				閲覧資料2に耐震診断結果がありますが、耐震診断資料が不足していて精査することができませんので、既存の耐震診断資料を全て提示頂けないでしょうか。	(質問回答No. 33参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
496	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(耐震診 断)	第2章	2	2-2	(16)	①				既存の耐震診断資料を精査した上で必要な場合には追加的な耐震診断を行うこととあります。貸し出し資料によると、薬品沈澱池に対する既往の耐震診断は版解析を用いて行われているようですが、解析条件(想定地震動、荷重条件、地盤特性値等)の資料をお見せいただくことは可能でしょうか。また、他の手法(例えば三次元解析)により解析を行い、その結果に基づき補強を行う(または補強不要とする)ことは可能でしょうか。	前段は質問回答No. 33をご参照ください。後段は可能ですが補修は行ってください。
497	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(耐震補 強)	第2章	2	2-2	(16)	②				「①の結果をもとに重要度をランクA1、レベル1地震動に対して耐震性能1、レベル2地震動に対して耐震性能2を満足する耐震補強を行うこと。」は、構造物全体を同一の耐震性能を確保するというのでしょうか。または、構造物の部位によって耐震性能を変えることは可能でしょうか。	構造物全体を同一の耐震性能を確保してください。
498	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(耐震補 強)	第2章	2	2-2	(16)	②				耐震補強を行う場合、池の容量が減少すると考えられますが、必要容量をご教授ください。	既設2号薬品沈澱池の必要容量の指定はありませんが、極力減少しない方法をご提案ください。
499	要求水準書	28	既設2号薬品沈 澱池(覆蓋)	第2章	2	2-2	(16)	⑤				「覆蓋」には一般に「FRP製」等が採用されていますが、設計共通事項で示された「テント構造」に限定されるのでしょうか。	(質問回答No. 273参照)
500	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					閲覧資料2に耐震診断結果がありますが、耐震診断資料が不足して精査することができませんので、既存の耐震診断資料を全て提示いただけないでしょうか。	既存の診断資料については質問回答No. 33をご参照ください。送水ポンプ室の耐震診断については質問回答No. 504をご参照ください。
501	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					後野配水池には5号浄水池からの送水ラインしか存在しません。5号浄水池を耐震補強している際の後野配水池への送水は、仮設配管を設置し、4号浄水池から送水する必要があると理解して宜しいでしょうか。	吸込管を5号浄水池に設置している5台の送水ポンプは、5号浄水池の耐震補強工事等に伴い5号浄水池が休止した場合でも4号浄水池から吸込みが可能のように配管弁類を設け、その配管弁類は本設として使用可能なようにし、維持管理に支障がないように動線設備等を設置してください。4号浄水池においても同様です。
502	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					既存の耐震診断結果について、内容の誤りが認められた場合には、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	提供資料の内容を確認の上、ご提案頂くこととなりますので変更協議の対象と考えておりません。
503	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					既存の耐震診断結果については事業者で検証を行い、検討に不足がある場合は事業者の責任で実施することとあります。貸し出し資料によると、浄水池に対する既往の耐震診断は版解析を用いて行われているようですが、解析条件(想定地震動、荷重条件、地盤特性値等)の資料をお見せいただくことは可能でしょうか。また、他の手法(例えば三次元解析)により解析を行い、その結果に基づき補強を行う(または補強不要とする)ことは可能でしょうか。	前段は質問回答No. 33をご参照ください。後段はお見込みのとおりですが補修は行ってください。
504	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					貸し出し資料では、送水ポンプ室(建築部分)の耐震診断結果が確認できませんが、同施設についても診断済みでしょうか。診断済みであれば、資料をお見せいただくことは可能でしょうか。	送水ポンプ室の耐震診断は行っておりません。
505	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					既存の耐震診断資料について、診断条件(地盤条件、設計水平震度、計算法、配筋情報等)をご教授ください。	(質問回答No. 33参照)
506	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					浄水池の屋上防水は事業範囲に含まれないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
507	要求水準書	29	既設4、5号浄 水池及び送水 ポンプ室耐震 補強設計	第2章	2	2-2	(17)					耐震補強を行う場合、池の容量が減少すると考えられますが、必要容量をご教授ください。	耐震補強に伴う容量減は止むを得ない事項ですので、必要容量は指定しませんが、極力減少しない方法をご提案ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
508	要求水準書	29	既設送水ポンプ設備(更新対象)	第2章	2	2-2	(18)						更新対象の送水ポンプが記載されています。更新対象は送水ポンプのみで廻り配管や弁類は除くと理解してよろしいでしょうか。	吸込みヘッダー管と吐出ヘッダー管の間のポンプ、管、弁類は全て含みます。但し、流入弁は対象外とします。
509	要求水準書	29	既設送水ポンプ設備(更新対象)	第2章	2	2-2	(18)						表2-11 既設送水ポンプ諸元にある更新対象は運転操作盤も含めていてと考えて宜しいですか。(更新対象にチェックがないものは盤更新もやらない)	表2-11既設送水ポンプ諸元にある更新対象は運転操作盤も含めていてと考えてください。更新対象にチェックがないものでも盤の耐用年数が過ぎていているものは更新対象となります。
510	要求水準書	29	既設送水ポンプ設備(送水ポンプのウォータハンマー検討)	第2章	2	2-2	(18)						送水ポンプのウォータハンマーの検討を行いたいので、資料として配水池までの送水配管縦断図、送水配管詳細図を頂けないでしょうか。	(質問回答No. 26参照)
511	要求水準書	25	既設送水ポンプ設備(送水ポンプのウォータハンマー検討)	第2章	2	2-2	(18)						ポンプ設備の更新設計のため、送水配管ルート及び縦断図等をご提示いただくことは可能でしょうか。	(質問回答No. 26参照)
512	要求水準書	29	既設送水ポンプ設備(送水ポンプのウォータハンマー検討)	第2章	2	2-2	(18)						既設送水ポンプの水撃圧計算書を参考に提示いただけませんか。	(質問回答No. 26参照)
513	要求水準書	29	既設送水ポンプ設備(送水ポンプのウォータハンマー検討)	第2章	2	2-2	(18)						送水ポンプの水撃圧計算のために必要な条件(送水管縦断図、管種、口径、損失係数Cなど)は別途提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 26参照)
514	要求水準書	29	既設送水ポンプ設備(次亜注入点)	第2章	2	2-2	(18)						既設の送水系別次亜注入点は流用可能と考えて宜しいでしょうか。既設を流用できない場合は、塩素注入・残塩計測の具体的な位置、方法については、事業者側の提案事項と考えて宜しいでしょうか。	既設の送水系別次亜注入点は流用可能です。
515	要求水準書	29	既設送水ポンプ設備(運転操作盤室)	第2章	2	2-2	(18)						空調設備の検討に必要な、発熱量をご提示願います。	現地調査の上ご判断願います。
516	要求水準書	30	撤去設計	第2章	2	2-2	(19)	①					提案における撤去費算出に、撤去対象物すべての図面が必要となります。閲覧資料に撤去対象である1号浄水池の図面がございません。別途提示頂けると理解して宜しいでしょうか。	(質問回答No. 27参照)
517	要求水準書	30	撤去設計	第2章	2	2-2	(19)	①	イ、オ				1、2号浄水池及び1号沈澱地は、底版まで撤去するのでしょうか。また、その他の施設を含めて、基礎杭まで撤去するのでしょうか。	(質問回答No. 179参照)
518	要求水準書	30	撤去設計	第2章	2	2-2	(19)	②					「撤去品についてはできる限りリサイクルを行う」とありますが、場内で再利用することは可能でしょうか。	場内におけるリサイクル利用対象の記載がありませんが、例えば撤去コンクリートの碎石利用等について当企業団の承諾の上で場内での再利用は可能です。
519	要求水準書	30	照査業務	第2章	2	2-2	(20)						「設計照査」について、実施方法等の要求条件はありますか。	設計照査について、実施方法等の要求条件はありません。
520	要求水準書	31	設計図書の提出	第2章	2	2-2	(23)		エ、オ				「工事費内訳書」は、「国庫補助申請」用も含めて、企業団の設計積算基準には制約されないものと理解してよろしいですか。	「工事費内訳書」は、「国庫補助申請」用については、補助用の様式に適合させる作業が生じる場合があります。
521	要求水準書	32	留意事項(既設設備の工事)	第2章	2	2-3	(2)	①	エ				既設2号薬品沈澱池と既設4号5号浄水池の耐震補強にあたっては、それぞれの片側運転の可能期間をご教授ください。	(質問回答No. 205参照)
522	要求水準書	32	留意事項(工事工程)	第2章	2	2-3	(2)	②					工事工程は事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、周辺住民、町及び浄水場運用との関連で調整が生じることは考えられます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
523	要求水準書	32	留意事項(工事 工程)	第2章	2	2-3	(2)	②				各年度の支払限度額と出来高は必ずしも一致しなくてもよろしいでしょうか。	(質問回答No. 40参照)
524	要求水準書	32	留意事項(工事 工程)	第2章	2	2-3	(2)	②				工事工程で、供用開始可能とする「平成29年3月まで」とは「平成29年3月末日まで」と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
525	要求水準書	32	留意事項(試運 転)	第2章	2	2-3	(2)	④				試運転に必要な原水水量は、全量いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、その際造水した水量は、全量排水できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
526	要求水準書	32	留意事項(試運 転)	第2章	2	2-3	(2)	④				東限浄水場の運転管理に支障がないように、全負荷試運転を実施することとあります。膜ろ過設備の全負荷運転を25,000m ³ /日で実施すると想定し、平均給水量18,100m ³ /日と合計すると、必要取水量は43,100m ³ /日となり、計画取水量37,250m ³ /日を超えてしまいます。全負荷運転を実施するにあたり必要な原水は企業団より供給頂けると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
527	要求水準書	32	留意事項(試運 転)	第2章	2	2-3	(2)	④				全負荷試験が可能な電力及び薬品を確保する事と記載有りますが、電力(電源)は、仮設を受電との解釈で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
528	要求水準書	32	留意事項(試運 転)	第2章	2	2-3	(2)	④				試運転期間中に試運転用水として利用可能な流量 (m ³ /時)をご提示頂けないでしょうか。	現時点でご提示できません。
529	要求水準書	32	留意事項(試運 転)	第2章	2	2-3	(2)	④				試運転に用いる原水は、無償でご提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
530	要求水準書	32	留意事項(試運 転)	第2章	2	2-3	(2)	④				試運転期間中の浄水使用料金、電力使用料金、薬品代は事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
531	要求水準書	33	留意事項(建築 確認申請)	第2章	2	2-3	(2)	⑥	カ			「建築確認申請」図書とありますが、これは企業団が行う「建築計画通知」のための図書と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
532	要求水準書	33	留意事項(工事 監理者)	第2章	2	2-3	(2)	⑦	ア			建築基準法による「工事監理者」の行う「工事監理」は、建築工事のみを対象とするものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
533	要求水準書	33	留意事項(工事 期間の対応)	第2章	2	2-3	(2)	⑦	イ			DB方式の性能発注と理解しています。承諾は必要でしょうか。	要求水準、提案内容等に適合しているかの確認を承諾として行います。
534	要求水準書	33	留意事項(工事 期間の対応)	第2章	2	2-3	(2)	⑦	イ			承諾後施工とありますが、承諾図が要求水準書を満たし、かつ事業者の提案内容を満たした場合には、本事業の性質上(性能発注)、企業団として承諾を拒否することはないと理解してよろしいでしょうか。例えば、承諾後にメーカーを指定されるようなことは無いと理解して宜しいでしょうか。	(質問回答No. 417、533参照)
535	要求水準書	33	留意事項(その 他)	第2章	2	2-3	(2)	⑦				構造物の水張試験に使用する水はご支給願います。	支給します。
536	要求水準書	33	留意事項(その 他)	第2章	2	2-3	(2)	⑦				池内の消毒は、塩素消毒でハイウオッシュャー等を用いて行う方法でよろしいでしょうか。または消毒方法の標準があればご教授ください。また、消毒時の薬品等をご支給願います。	消毒は塩素水を貯水して行う方法が標準と考えております。後段の消毒用の薬品及び中和剤は工事費に含まれます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
537	落札者決定基準	2	入札価格の確認	第3章	2		(2)	①				技術評価に反映とありますが、具体的には評価点の減点という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
538	落札者決定基準	2	入札価格の確認	第3章	2		(2)	②				最低制限価格を下回る場合、失格とありますが、例えば、技術提案内容において合理的なコスト削減が可能と判断できるときにおいてもそのような措置となりますか。	技術提案内容に関わらず最低制限価格を下回る場合は失格となります。
539	落札者決定基準	3	維持管理費に関する提案	第3章	2		(2)	⑤				維持管理費に関する提案の審査ですが、落札者決定基準第3章2.(2)④と同様の価格評価点の得点化方法により得点化されるのでしょうか。	技術評価点で評価します。
540	落札者決定基準	3	維持管理に関する事項	第3章	2		(2)	⑤				維持管理の提案審査は別紙1の視点から審査項目及び配点するとのことですが、公募グループが独自の視点で必要最低限適正な業務を行うとした維持管理・運営を実施するとして方針に基づいた業務設計を前提に貴企業団が実施するとの考え方で提案を評価するとの理解で宜しいでしょうか、お示し下さい。	事業者の提案の趣旨を踏まえた上で評価します。
541	落札者決定基準	3	審査項目	第3章	2		(2)	⑤				技術評価審査項目に維持管理に関する事項が含まれていますが、本事業はDB方式であることから、本事業終了後の施設の維持管理は企業団様にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
542	落札者決定基準	5	設計共通事項	別紙1								浸水対策とは、建屋や施設地下部などへの地下水の影響を示すものでしょうか。洪水などによる影響を含めての考えでしょうか。	洪水時を含めた構造物地下部分への浸水影響を意図しています。
543	落札者決定基準	5	維持管理費に関する提案	別紙1	2	2-5						「内容の具体性及び妥当性を評価」とありますが、維持管理費の多寡は評価対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	提案された維持管理費の妥当性を確認した上で、その多少は評価対象とします。様式IV-4維持管理費用②④は項目の抽出及び修繕周期の考え方を評価し、③⑤の金額は妥当性を評価します。
544	落札者決定基準	5	維持管理費	別紙1	2	2-5						本採用となった場合、提案した維持管理費は、施設引渡し後にはどのように取り扱われるのでしょうか。	供用開始後の維持管理の参考にします。
545	落札者決定基準	5	施設・設備性能保証	別紙1	2	2-7						本採用となった場合、提案した性能保証の内容は、施設引渡し後にはどのように取り扱われるのでしょうか。	性能保証が確保できない場合は、瑕疵として取り扱います。
546	提出書類作成要領及び様式集	1	営業経歴書	第1章	1		(1)					営業経歴書とは、直近の期の事業報告書でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
547	提出書類作成要領及び様式集	1	営業経歴書	第1章	1		(2)					添付書類の「営業経歴書」について、様式は任意との理解でよろしいでしょうか？その場合、もし何か参考になるような様式があればご教示願えませんでしょうか。	様式は任意とします。参考の様式としてお示しするものではありません。
548	提出書類作成要領及び様式集	2	技術提案書	第2章	2							技術提案書、事業提案書及び施設設計図面集の提出枚数に制約はありますか。	枚数を指定した部分以外に制約はありません。
549	提出書類作成要領及び様式集	5	提出方法(形態)	第3章	3		(2)	①				提出書類I-1～I-5は、A4判ファイルで綴じ、とあるので、左側を穴をあけて綴っても宜しいでしょうか。又、合冊製本する、とありますが、書類5枚をそのまま左側を袋とじをして提出しても宜しいでしょうか。その際は、袋とじ前後に割印が必要になるのでしょうか。申請時添付資料は、上記とは別にファイルには綴じずに提出しても宜しいでしょうか。	左側を穴をあけること、袋とじは問題ありません。袋とじ前後に割印は必要ありません。申請時添付資料は、なるべく合冊にしてください。
550	提出書類作成要領及び様式集	5	提出方法(形態)	第3章	3		(2)	①				規格の部分に「A4ファイル綴じ(1)～(5)で合冊製本とする。」との記載があり、「合冊製本」となると様々な形態が考えられますが、ここでは、例えばパイプ式2穴チューブファイルなどにまとめて綴じる程度との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
551	提出書類作成要領及び様式集	6	添付資料	第3章	3		(2)	②	(14)			技術提案書添付資料及び事業提案書添付資料に枚数制限等はありませんか。	ありません。
552	提出書類作成要領及び様式集	6	電子データ	第3章	3		(2)	②	(19)			計算書等は電子データでの提出が求められています。電子データ使用の目的は、本事業の提案書チェックに限ると理解して宜しいでしょうか。	本事業の評価のための資料作成時のみに使用します。
553	提出書類作成要領及び様式集	6	提出方法（形態）	第3章	3		(2)	②				規格の部分に「合冊製本」や「製本」との記載があり、様々な形態が考えられますが、ここではパイプ式2穴チューブファイルなどにまとめて綴じる、あるいは、Z式ファイルやクリップファイル・プレスファイルなどにまとめて綴じる程度、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
554	提出書類作成要領及び様式集	6	ページ番号	第3章	3		(2)	②				全てのページに通しのページ番号をつけることとありますが、表紙にもページ番号を付けるという理解で宜しいでしょうか。	表紙及び目次にページは必要ありません。但し、中表紙にはページをつけてください。
555	提出書類作成要領及び様式集	6	ページ番号	第3章	3		(2)	②				全てのページに通し番号をつけ、とありますが、様式番号ごとに区切った通し番号でもよろしいでしょうか？例えば、様式Ⅲ-10であれば、Ⅲ-10-1、Ⅲ-10-2、Ⅲ-10-3、・・・、というページ番号という意味です。	目次と対応していれば問題ありません。分かりやすいページの表現にしてください。
556	提出書類作成要領及び様式集	7	CD-ROM	第3章	3		(2)	②				CD-ROMとして提出するものは、グループ名、社名入りのものでよろしいでしょうか。	記載の内容で問題ありません。
557	提出書類作成要領及び様式集	8	入札参加資格確認申請時提出書類一覧表	第4章	様式Ⅰ-1							入札説明書P6第3章2.「入札参加者の資格要件」として、③「国税・県税及び市町村税に未納の税額が無いこと」とありますが、この入札参加資格確認申請時提出書類一覧表によれば、それらを証明する書類（納税証明書など）の記載がないことから、そういった書類については特に提出する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	平成24・25年度競争入札参加資格審査申請時に平成23年10月17日以降発行分を提出されており、不要です。
558	提出書類作成要領及び様式集	12 10 11 13	委任状 入札参加表明書 入札参加社の 構成員一覧表 入札参加資格 確認申請書	第4章	様式Ⅰ-4 様式Ⅰ-2 様式Ⅰ-3 様式Ⅰ-5							当社は、代表構成員として申請書類を作成いたしますが、当社は、春日那珂川水道企業団に指名願を提出し、その際、社長から九州支店長への委任状を提出しておりますが、委任状 様式Ⅰ-4の受任者は、九州支店長名・九州支店長印 で作成しても宜しいでしょうか。 また、様式Ⅰ-2・Ⅰ-3他も、九州支店長名・九州支店長印で作成しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
559	提出書類作成要領及び様式集	19	委任状	第4章	様式Ⅱ-4							当社は、代表構成員として入札書類を作成いたしますが、委任状様式Ⅱ-4の受任者は、当社九州支店長名・九州支店長印、委任者は、共同企業体全構成員各社代表者名・代表者印で作成して宜しいでしょうか。	(質問回答No. 558参照)
560	提出書類作成要領及び様式集	20	図面	第4章	様式Ⅲ-1							図面は施設計画図面集に添付するほか、必要なものを本文中に添付すると思いますが、本文中に添付する図面は、提案を説明するものとして、一つの図面の一部、また図面の概略でも可という理解でよろしいでしょうか？また他の様式も同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	提出書類作成要領及び様式集	20	ページ数	第4章	様式Ⅲ-1							備考にA4版またはA3版6ページ以内とありますが、これはA4版6ページまたはA3版6ページのどちらでも可という理解でよろしいでしょうか？また他の様式も同様との理解でよろしいでしょうか。	提案書の見やすさ、分かりやすさを考えて基本はA4版での作成をお願いします。A4版で収まらないものについてA3版の使用を認めます。従いまして、A4版、A3版に関わらず合計の枚数とご理解ください。
562	提出書類作成要領及び様式集	20	ページ数	第4章	様式Ⅲ-1							A4版またはA3版6ページ以内で記述して下さい、とありますが、「A3版6ページ以内で記述してください」という意図と考えるとよろしいでしょうか。	(質問回答No. 561参照)
563	提出書類作成要領及び様式集	20	ページ数	第4章	様式Ⅲ-1							A4版2ページ=A3版1ページに相当すると考え、A4版12ページで記述することも可能でしょうか。	(質問回答No. 561参照)
564	提出書類作成要領及び様式集	20	ページ数	第4章	様式Ⅲ-1							A4版またはA3版6ページ以内で記述、とA4版6ページ以内相当なのか、或いは、A3版6ページ以内相当なのでしょうか。	(質問回答No. 561参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
565	提出書類作成要領及び様式集	20	ページ数	第4章	様式Ⅲ-1							備考欄に A4版またはA3版6ページ以内で記述してください。との内容についてA4版とA3版では紙面が2倍となります。A4版やA3版の混在で最大6ページで提案書を纏めるとの理解ですが、如何でしょうかお示し下さい。	(質問回答No. 561参照)
566	提出書類作成要領及び様式集	20	フォント・字数 など	第4章	様式Ⅲ-1							様式Ⅲ-1～様式Ⅳ-6について、フォントの大きさ、行数、字数、字体などに制限はありますでしょうか。	制限はありませんが、見やすさや分かりやすさを考慮した様式としてください。
567	提出書類作成要領及び様式集	24	建築施設計画	第4章	様式Ⅲ-5						図面	日陰図とありますが、周辺への影響が最も大きいと想定される月日の日陰図との理解でよろしいでしょうか？対象とするのは新設の構造物でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、新設構造物の影響を判断する場合に既設構造物を考慮する必要がある場合は既設構造物を含みます。
568	提出書類作成要領及び様式集	24	騒音計算書	第4章	様式Ⅲ-5						添付資料	建築施設の騒音計算書は、管理棟の自家発電機室のみと考えて宜しいでしょうか。	騒音影響の可能性のある設備が設置されている全ての施設が対象となります。
569	提出書類作成要領及び様式集	24	構造図	第4章	様式Ⅲ-5						図面	構造図面の添付要求がありますが、要求図面を提示願います。	平面図、断面図を最低限添付してください。
570	提出書類作成要領及び様式集	24	日陰図	第4章	様式Ⅲ-5						図面	日陰図の添付要求がありますが、冬至の日陰で宜しいでしょうか。日陰を考慮する計画浄水場周辺の幼稚園及び民家の建家位置図は太陽電池アレイ設置用地図を用いて検討して宜しいでしょうか。	日陰図は冬至の日陰で結構です。太陽電池アレイ設置用地図は縮尺が合っていないので他のCADデータで縮尺をご確認の上ご使用ください。
571	提出書類作成要領及び様式集	27	機械設備計画	第4章	様式Ⅲ-8	4						送水施設に関しては今回更新対象施設について記述すればよろしいのでしょうか。ウォーターハンマーの検討も更新するポンプが対象と考えてよろしいでしょうか。送水管の縦断図をご提示願います。	送水施設に関しては今回更新対象施設について記述してください。ウォーターハンマーの検討も更新するポンプが対象としてください。送水管の縦断図については質問回答No. 26をご参照ください。
572	提出書類作成要領及び様式集	27	ウォーターハンマー検討書	第4章	様式Ⅲ-8							送水ポンプのウォーターハンマー検討書の作成に必要な管路縦断図などの資料をご提示ください。	(質問回答No. 26参照)
573	提出書類作成要領及び様式集	29	機械設備主要設備リスト (排水施設)	第4章	様式Ⅲ-9-②							例として「逆洗ポンプ」とありますが、逆洗設備は浄水設備の範疇かと思えます。排水処理設備は排水、スラッジの受け入れるところから始まるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
574	提出書類作成要領及び様式集	35	様式集記載項目	第4章	様式Ⅲ-11-④							様式集の記載表内容が、監視制御設備のものと思われま。内容の御確認をお願いします。	訂正します。
575	提出書類作成要領及び様式集	39	年間エネルギー使用量	第4章	様式Ⅲ-15	3						東限浄水場運転に伴う年間エネルギー使用量の算出が求められています。しかし、算定対象機器が記載されていないため、取水ポンプを含むのか等、算定対象範囲が分かりません。算定対象範囲を明確に提示願います。	取水ポンプ、送水ポンプは除いて算定してください。
576	提出書類作成要領及び様式集	39	代替案（環境面に特に配慮していない案）	第4章	様式Ⅲ-15	注1						代替案（環境面に特に配慮していない案）と比較した場合とありますが、環境面に特に配慮していない案にも様々なレベルがあり、比較する代替案によって提案の効果が増減するものと思料します。比較した代替案が適切かどうかも含めて総合的に評価して頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
577	提出書類作成要領及び様式集	39	環境配慮計画によるコストアップ	第4章	様式Ⅲ-15	注1						具体的な増額費用は、比較した代替案に対する増額費用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
578	提出書類作成要領及び様式集	40	運転管理	第4章	様式Ⅲ-16							本事業の対象施設の監視制御は全て東限浄水場内で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
579	提出書類作成要領及び様式集	40	運転管理計画	第4章	様式Ⅲ-16	1~4							供用開始後の施設維持管理業務は企業団様にて実施されると理解しております。そこで記載項目「1.膜ろ過施設運転管理計画についての考え方」、「2.浄水場内の危害原因対象に対する管理措置や監視方法の考え方」、「4.その他留意事項」について、企業団様に対応していただく事を前提に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
580	提出書類作成要領及び様式集	40	危害原因事象	第4章	様式Ⅲ-16	2							危害原因事象に対する管理措置や監視方法の記載が求められています。東隈浄水場原水で起こり易いもしくは過去に起こった危害原因事象がございましたら、ご教授頂けますでしょうか。	クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出、異臭味(放線菌等)、河川への油流出、500度以上の高濁度原水が過去の事象としてあります。
581	提出書類作成要領及び様式集	41	保守点検管理計画	第4章	様式Ⅲ-17	1~3							供用開始後の施設維持管理業務は企業団様にて実施されると理解しております。そこで記載項目である「1.土木、建築施設」、「2.機械施設」、「3.電気設備、計装設備、監視制御設備、太陽光発電設備」の保守点検業務について、企業団様に対応していただく事を前提に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
582	提出書類作成要領及び様式集	41	保守点検管理計画	第4章	様式Ⅲ-17	3	3-2						「・・・更新内容と頻度について(記述)」とありますが、これは設備自体の更新ではなく、機能維持のための部分更新(修繕)との位置付けで宜しいでしょうか。	部分更新(修繕)で対応可能な場合は部分更新で、全面更新の必要がある場合はその内容で記述してください。
583	提出書類作成要領及び様式集	41	設備台帳の整備方法	第4章	様式Ⅲ-17	4	4-1						「設備台帳の整備方法」についての記載項目がありますが、要求水準書の電気計装設備設計の中では、その要求水準の定めがありません。本ソフトの仕様については、事業者側の提案事項との理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No.242参照)
584	提出書類作成要領及び様式集	41	設備台帳	第4章	様式Ⅲ-17	4	4-2						4-2「設備台帳のデータベース内容について」とはデータベースを構成する項目(設備仕様等)の記載で宜しいのでしょうか。提案段階では、製造メーカー、外観写真等の詳細を掲載することができません。ご教授頂けますでしょうか。	具体的な内容の記載がない場合には、それに応じた評価を行うこととなります。
585	提出書類作成要領及び様式集	45	日常点検	第4章	様式Ⅲ-18-④								電気・計装設備に対する日常点検として、運転操作員による日々の点検(主に目視による確認)と、メーカーによる点検がありますが、本様式には、メーカーによる定期点検を記載すればよろしいでしょうか。	両方を記載し、方法の欄に実施者等を記入してください。
586	提出書類作成要領及び様式集	49	手分析が必要な水質項目	第4章	様式Ⅲ-19	2							「採水及び手分析が必要な水質項目と周期」についての記載項目がありますが、本項目で事業者が提案した項目についての分析機器の費用は、積算対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
587	提出書類作成要領及び様式集	49	水質管理計画	第4章	様式Ⅲ-19	1~5							供用開始後の施設維持管理業務は企業団様にて実施されると理解しております。そこで記載項目である「1.連続で測定する水質項目」、「2.採水及び手分析が必要な水質項目と周期」、「3.水質管理計画」、「4.毒物検知方法と導入箇所」、「5.水質管理を図る上から留意した点や配慮した事項」について、企業団様に対応していただく事を前提に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
588	提出書類作成要領及び様式集	50	膜交換計画	第4章	様式Ⅲ-20	1~3							供用開始後の施設維持管理業務は企業団様にて実施されると理解しております。そこで、本様式の計画内容に基づき、企業団様にて膜交換対応していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	本項は事業者提案内容を評価するための記載であり、その対応については当企業団で別途検討を行うこととなります。
589	提出書類作成要領及び様式集	51	性能保証	第4章	様式Ⅲ-21								施設及び設備の性能保証とは、様式Ⅲ-17で提案した保守点検管理や、様式Ⅲ-18-①~⑦で示した日常点検の目安が実施されるものとして提案すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
590	提出書類作成要領及び様式集	51	性能保証	第4章	様式Ⅲ-21								提案した保証期間中に性能を満足できなかった場合、事業者が自らの負担で補修、修繕、更新等を行い、性能を確保しなければならないものとの理解でよろしいでしょうか。	瑕疵と判断される場合にはご理解のとおりとなります。
591	提出書類作成要領及び様式集	51	性能保証	第4章	様式Ⅲ-21								性能保証の対象・内容・期間の範囲が大きいほど評価が高いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
592	提出書類作成要領及び様式集	51	施設及び設備の性能保証	第4章	様式Ⅲ-21	1~2							供用開始後の施設維持管理業務は企業団様にて実施されると理解しております。そこで記載項目である「1.施設性能保証」、「2.設備性能保証」における保証期間とは、本事業落札者による瑕疵担保期間との理解でよろしいでしょうか。	契約の瑕疵担保期間に加えて別途定める瑕疵担保期間となります。
593	提出書類作成要領及び様式集	52	施設引渡し時の訓練・教育業務	第4章	様式Ⅲ-22	1							企業団様に対して行う教育・訓練についてですが対象人数を教えてください。また、教育・訓練期間は当該施設供用開始前に設定できると考えて相違ないでしょうか。その場合、教育・訓練に割ける1日当たりの時間、人数を教えてください。	前段は企業団職員2名、委託による浄水場運転員の昼夜2名勤務者程度が対象となります。中段はご理解のとおりです。後段は現時点ではお答えできません。
594	提出書類作成要領及び様式集	52	教育・訓練業務	第4章	様式Ⅲ-22	2							教育・訓練に関する提出書類とは、書類を構成する項目を記載すれば宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
595	提出書類作成要領及び様式集	52	施設引渡し時の訓練・教育業務	第4章	様式Ⅲ-22								「施設引渡し時の訓練・教育業務」は、工事業務に含まれるのでしょうか。『業務要求水準書』の該当部分を御教示願います。また、係る費用は様式Ⅳ-3①の「その他」に記載すれば良いのでしょうか。	施設引渡し時の訓練・教育業務は、工事業務に含まれます。業務要求水準書に記載がありませんので追記します。費用は様式Ⅳ-3①の「その他」に記載してください。
596	提出書類作成要領及び様式集	53	撤去計画	第4章	様式Ⅲ-23								撤去計画として、撤去方法・撤去物の有効利用・廃棄物の処分方法の記載が求められています。上記事項について記述するためには、撤去対象物の図面が必要となります。図面を拝借させて頂けるのでしょうか。	(質問回答No. 27参照)
597	提出書類作成要領及び様式集	54	コスト縮減額や性能確保について、代替案との比較数値	第4章	様式Ⅲ-24								コスト縮減額や性能確保(強度、耐久性、容量等)について、代替案との比較数値を示すことができるものとありますが、コストや性能にも様々なレベルがあり、比較する代替案によって提案の効果が増減するものと思料します。比較した代替案が適切かどうかも含めて総合的に評価して頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
598	提出書類作成要領及び様式集	54	性能確保(向上)のため、コストが増加した整備費等	第4章	様式Ⅲ-24								性能確保(向上)のため、コストが増加した整備等とは、代替案と比較した場合に増加した整備費等という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	提出書類作成要領及び様式集	54	コスト縮減と性能確保(向上)について	第4章	様式Ⅲ-24								コスト縮減と、性能向上のための整備等のコスト増加はどちらを重視されるのでしょうか。	性能向上の程度とコスト増加の程度を合わせて判断する必要があるものと考えています。
600	提出書類作成要領及び様式集	58	出資比率	第4章	様式Ⅳ-1								「出資比率」とありますが、『入札説明書』の6頁に規定される「建設JⅤ」の出資比率と考えてよろしいでしょうか。その場合、設計企業は出資比率=0%でよろしいでしょうか。	前段はDBの出資比率となります。後段は設計企業は0%にはなりません。
601	提出書類作成要領及び様式集	60	消費税及び地方消費税額	第4章	様式Ⅳ-3①	1							「消費税及び地方消費税相当額」の税率は事業期間に渡り5%として良いでしょうか。所定の年度または年度途中で消費税率の変更を反映するのであれば、記載方法を具体的に御教示願います。	消費税は一律5%としてください。
602	提出書類作成要領及び様式集	60~66	枚数	第4章	様式Ⅳ-3①~4⑤								これらの様式は枚数の制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
603	提出書類作成要領及び様式集	61	積算根拠の記述について	第4章	様式Ⅳ-3②								様式Ⅳ-3①に記載した金額の積算根拠を添付資料に添付することになっていますが、そうしますと様式Ⅳ-3②には何を記載すれば良いのでしょうか。	様式Ⅳ-3②は説明を記載しているだけで内容の記載の必要はありません。
604	提出書類作成要領及び様式集	62~66	維持管理費用	第4章	様式Ⅳ-4①~⑤								本項目で積算する費用についての評価方法は、落札者決定基準にある価格評価の得点化方法の手法でなく、抽出項目、内容の精度等を評価するという理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 543参照)
605	提出書類作成要領	62	維持管理費	第4章	様式Ⅳ-4①								維持管理費用や修繕費の算出には取水・配水ポンプを除いてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり結構です。
606	提出書類作成要領及び様式集	62	維持管理費	第4章	様式Ⅳ-4①								電気設備、計装設備、監視制御設備の更新に関する費用は維持管理費に含めないと考えますがよろしいでしょうか。	更新費用は維持管理費に含みません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
607	提出書類作成要領及び様式集	62	維持管理費	第4章	様式IV-4①								ここに記載する維持管理費用の多寡は落札者決定審査の評価対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 539参照)
608	提出書類作成要領及び様式集	62	薬品費	第4章	様式IV-4①	1							薬品単価は事業者が考える市場単価によるとのことですが、稼働後における市場単価を事業者が保証するということでしょうか。	保証することではありません。
609	提出書類作成要領及び様式集	62	薬品費	第4章	様式IV-4①	1							次亜塩素酸ナトリウムの消費量を算出するには、送水系統別の残塩濃度(設計値)が必要となります。要求水準書別紙から、各系統の注入率は読み取れますが、設計残塩濃度は記載されておりません。残塩濃度をご教授頂けますでしょうか。	別紙10の残留塩素濃度をご参照ください。
610	提出書類作成要領及び様式集	62	薬品費	第4章	様式IV-4①	1							薬品単価は、各グループの想定する市場単価とすると記載されています。この場合では、薬品の使用量が少なくても、想定単価が高ければ、薬品費が高くなる可能性があり、各グループ間で維持管理費に大きな差が生じると考えられます。薬品の種類が決まっている次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダについて、単価をご提示頂けませんでしょうか。	次亜塩素酸ナトリウム(12%溶液)36円/kg(税抜)、苛性ソーダ(48%溶液)58円/kg(税抜)、粉末活性炭(ドライ炭)600円/kg(税抜)、硫酸(70%溶液)58円/kg(税抜)、PAC(10%溶液)39円/kg(税抜)としてください。これ以外は各グループの単価としてください。
611	提出書類作成要領及び様式集	62	薬品費	第4章	様式IV-4①	1							「(注4)金額は、千円単位で記入」とありますが、薬品単価及び算出される金額も千円単位で記入するのでしょうか。	費用算出結果の金額は千円単位、単価は円単位としてください。
612	提出書類作成要領及び様式集	62	電力費	第4章	様式IV-4①	2							維持管理費用の電力費は、水運用計画、運用方法(夜間電力の最大使用)により大きく異なってきます。本項目で積算する電力費は、計画平均浄水量(18,100m ³ /日)を24時間定量処理を行った場合の想定でよろしいでしょうか。	計画平均給水量(18,100m ³ /日)を24時間定量処理を行った場合の想定で結構です。
613	提出書類作成要領及び様式集	62	電力費	第4章	様式IV-4①	2							稼働率の考え方についてご教示ください。(粉末活性炭注入設備、送水ポンプ設備、脱水機設備(高濁の発生頻度に関係)など設備ごとに稼働率の考え方が異なると思われるものについて)また、負荷率(負荷係数)についてご提示ください。また、取水に関する電力費は含まれるのでしょうか?含まれる場合、表流水取水ポンプ、各井戸の稼働割合をご提示ください。	稼働率は粉末活性炭注入設備100%、送水ポンプ設備40%、脱水機設備15%としてください。取水電力費も含めてください。取水ポンプの稼働率は表流水取水ポンプを100%、地下水取水ポンプを40%(安徳第1・2号井は休止と設定)としてください。負荷率は全て0.7としてください。
614	提出書類作成要領及び様式集	62	電力費	第4章	様式IV-4①	2							電力使用量の記載迄で、電力費の算出は必要ないのでしょうか。電力費の算出が必要な場合、算出方法、算出単価をご教授頂けますでしょうか。	電力費は14円/kWh(税抜)で算出してください。
615	提出書類作成要領及び様式集	62	電力費	第4章	様式IV-4①	2							電力使用量に基づき電力費を記入するのでしょうか。その場合には電力単価を御教示願います。また(注4)に従い千円単位で記入するのをご教示願います。	(質問回答No. 611、614参照)
616	提出書類作成要領及び様式集	62	人件費	第4章	様式IV-4①	3							薬品洗浄に係る人件費は、当グループが実施した場合の人件費という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
617	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4②	1							水質管理における諸経費、その他などは、具体的にどのようなものが該当すると想定しておられますでしょうか。また、消耗品調達管理費などについても想定しておられるものがございますでしょうか?	前段及び後段ともに想定しているものではありません。
618	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4②	1							本様式では「修繕費を除く維持管理費用」の記載が要求されているのに対し、様式内の本文中では「修繕対象項目の抽出及び修繕費用の考え方を評価する」となっており、評価対象の整合性が取れていないように見受けられます。	「修繕対象項目の抽出及び修繕周期の考え方について評価する」は「保守点検対象項目の抽出及び保守点検周期の考え方について評価する」とご理解ください。
619	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4②	1							電力費を積算する場合、燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金及び太陽光発電促進付加金を考慮する必要があると考えますが、これらの単価は月により変動します。従って、積算方法を統一するためにも基準とする月をご提示願います。	(質問回答No. 142参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
620	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4② 様式IV-4③	1 2							維持管理費用の各項目で人件費について記載する部分がありますが、共用開始後の運転管理等はすべて企業団職員様で実施するものと理解しています。したがって、ここでいう人件費とは企業団職員様の人件費を指すのでしょうか。その場合、企業団職員様の基準となる労務単価、年間勤務日数をご提示願います。	この人件費について今後の民間委託の検討の参考とするためにお尋ねするものです。貴グループで実施した場合の考えられる人件費をご記入ください。この費用は評価の対象とはしません。
621	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4②	1							ここに記載する維持管理費用の多寡は落札者決定審査の評価対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 543参照)
622	提出書類作成要領及び様式集	63	人件費	第4章	様式IV-4②	1							本項目で積算する運転管理の人件費は、貴企業団が実施する運転管理に関わる費用との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、各事業者により人件費単価が異なるため、費用積算に大きな差が発生すると思われます。人件費単価を一律に提示いただけないでしょうか。	(質問回答No. 620参照)
623	提出書類作成要領及び様式集	63	人件費	第4章	様式IV-4②	1							運転管理、保守点検（修繕費を除く）、水質管理、消耗品調達管理、その他業務は、貴企業団職員及び委託による浄水場運転員様が行われると思料しますが、人件費算定の基準となる単価をご教示下さい。また、現在の浄水場の従事者数から人数が変更になることも可能との理解でよろしいでしょうか。	前段は、質問回答No. 620参照。後段はご理解のとおりです。
624	提出書類作成要領及び様式集	63	電力費	第4章	様式IV-4②	1							電力費の算出に必要となる、kWh当たりの単価をご提示ください。	(質問回答No. 614参照)
625	提出書類作成要領及び様式集	63	電力費	第4章	様式IV-4②	1							ここでの「電力費」は様式IV-4①と整合させ、基本料金を含まないとの理解でよろしいでしょうか。基本料金を含む場合には、算定方法を具体的に御教示願います。	ご理解のとおりです。
626	提出書類作成要領及び様式集	63	汚泥処理費	第4章	様式IV-4②	1							本項目で積算する運転管理の汚泥処理費は、貴企業団が実施する運転管理に関わる費用との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、各事業者により汚泥処理費の想定が異なるため、費用積算に大きな差が発生すると思われます。現在の汚泥処理単価を開示頂き、その単価に基づき積算する方法として頂けないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段の汚泥処理単価は16,000円/t(税抜)としてください。
627	提出書類作成要領及び様式集	63	薬品洗浄費	第4章	様式IV-4②	1							ここでの「薬品洗浄費」は様式IV-4①と整合させ、薬品洗浄に掛かる人件費を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
628	提出書類作成要領及び様式集	63	汚泥処理費	第4章	様式IV-4②	1							「汚泥処理費」とありますが、汚泥の処理方法は応募グループに委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
629	提出書類作成要領及び様式集	63	保守点検	第4章	様式IV-4②	1							本項目で積算する保守点検の人件費は、貴企業団が実施する日常点検の費用ではなく、メーカ点検による人件費との理解でよろしいでしょうか。	日常点検の費用を含めて算出してください。
630	提出書類作成要領及び様式集	63	水質管理	第4章	様式IV-4②	1							本項目で積算する水質管理の人件費は、貴企業団が実施する水質検査に関わる人件費との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、各事業者により人件費単価が異なるため、費用積算に大きな差が発生すると思われます。人件費単価を一律に提示いただけないでしょうか。	(質問回答No. 620参照)
631	提出書類作成要領及び様式集	63	消耗品調達管理	第4章	様式IV-4②	1							本項目で積算する消耗品調達管理の人件費は、貴企業団が実施する調達に関わる人件費との理解でよろしいでしょうか。また、その場合企業団側の組織体制と業務フロー、役割分担等が不明のため本業務に関わる人工を積算することが難しい状況です。本項目の費用積算は対象外として頂けないでしょうか。	(質問回答No. 620参照)
632	提出書類作成要領及び様式集	63	その他の費用	第4章	様式IV-4②	1							本項目で積算する「その他の費用」について、想定されている内容をご教示いただけないでしょうか。また、池清掃や植栽等に関わる人件費は、費用積算対象外との理解でよろしいでしょうか。	前段は想定しているものではありません。後段は記載可能であればお願いします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
633	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4②								ここに記載する修繕費の多寡は落札者決定審査の評価対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 543参照)
634	提出書類作成要領及び様式集	64	維持管理費用	第4章	様式IV-4③	1							積算根拠欄には、計算条件のみの掲示で宜しいのでしょうか。それとも、計算式等も示す必要があるのでしょうか。	計算式等の記載をお願いします。
635	提出書類作成要領及び様式集	65	修繕費	第4章	様式IV-4④								修繕費の「積算額」は評価の対象外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
636	提出書類作成要領及び様式集	65、66	維持管理費用	第4章	様式IV-4④、⑤								様式Ⅲ-21で提案した性能保証と様式IV-4④と⑤で記載した修繕費は、不可分の関係にあるとの理解でよろしいのでしょうか。その場合、性能保証を提案した対象施設・設備、内容、期間についてはその事業者が修繕を別途契約として実施するという理解でよろしいのでしょうか。	様式Ⅲ-21で提案した性能保証と様式IV-4④と⑤で記載した修繕費は、関係があると理解していますが、それにより当企業団が本事業の事業者と修繕を別途契約として実施することを規定したものではありません。
637	提出書類作成要領及び様式集		協定書	第4章									提出書類作成要領及び様式集には、協定書が含まれていませんが、協定書は提出不要でしょうか。	協定書は必要ないものと考えております。
638	設計及び建設工事請負契約書(案)	1	用語の定義	第2条	1		(9)						落札者又は乙とありますが、乙以外の落札者が想定されているのでしょうか。	契約までを落札者、契約以降を乙としています。
639	設計及び建設工事請負契約書(案)	1	用語の定義	第2条	1		(12)						構成員には代表企業も含まれると理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
640	設計及び建設工事請負契約書(案)	2	工事目的物の引き渡し	第3条	2								「工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払う」とありますが、撤去工事については目的物の引き渡しに代わる業務完了報告等の提出をもって請負代金が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
641	設計及び建設工事請負契約書(案)	2	秘密	第3条	6								「秘密」とは、有形資料のうち、「秘密」、「Confidential」その他同様の趣旨の表示がなされたものや、口頭または視覚的方法等によって開示された無形の情報のうち、開示当事者が開示の際に秘密である旨を示したものと考えますがいかがでしょうか。	秘密とは本事業の実施の中で当企業団より知りえた公表されている情報以外の全ての情報を指します。
642	設計及び建設工事請負契約書(案)	2	秘密	第3条	6								秘密に関し、自ら所有していた情報、公知の事実、自らの責に帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに合法的に取得した情報、である場合はこの限りではないと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
643	設計及び建設工事請負契約書(案)	2	秘密	第3条	6								「乙は・・・秘密を漏らしてはならない」とありますが、本契約の履行には乙の技術的ノウハウ等が活かされるものであり、甲にも同様の責務が負わされるべきと思量致します。「甲及び乙は・・・」と修正戴けないでしょうか。	修正は考えていません。落札者決定から契約までの協議と考えます。
644	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	請負代金内訳書及び工程表	第6条	1								「請負代金内訳書」の構成や単価は、企業団の設計積算基準には制約されないものと理解してよろしいですか。	(質問回答No. 520参照)
645	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	請負代金内訳書及び工程表	第6条	2								「請負代金内訳書」は甲及び乙を「拘束するものではない」とありますが、詳細設計により作成する「工事費内訳書」との関係は、どのように考えればよいのでしょうか。	詳細設計で作成する工事費内訳書は工事における数量確認の基本となります。
646	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	契約保証金等の額	第7条	1								契約の保証を付す期間を御教示願います。	工事完了までの期間となります。
647	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	契約保証の期間	第7条	2								保証金等の額として「請負代金額の10分の1」とありますが、この「請負金額」は消費税及び地方消費税を除いた金額との理解でよろしいでしょうか。	含まれた金額です。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
648	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	4	著作権	第11条	1								「第22条第1項に規定する指定部分に係る成果物」、「同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物」とは、それぞれ何を意味するのでしょうか。	「第22条第1項に規定する指定部分に係る成果物」は当企業団の承諾前の成果物を含み、「同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物」とは、当企業団の承諾をした成果物を指します。
649	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	4	著作権	第11条	2								成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができるとあります。公表する際には、乙の許可を事前にとって頂けませんか。	(質問回答No. 64参照)
650	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	5	監督員	第13条 第14条 第15条 第25条									共同企業体とした場合、監督員は、設計・工事に関して指示、承諾又は協議の権限を有すると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
651	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	5	監督員	第13条	5								「甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、監督員を経由して行うものとする。」について、この文には主語がありませんが、乙が行う、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
652	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	5	本設計にかか る管理技術者	第14条									「管理技術者」に、「技術士」等の資格は必要としないのですか。	管理技術者または照査技術者のいずれかが有すれば結構です。
653	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	5	本設計にかか る照査技術者	第15条									「照査技術者」に、「技術士」等の資格は必要としないのですか。	(質問回答No. 652参照)
654	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	6	管理技術者 に対する措置請 求	第16条	3、4								本項には監督員に対する措置請求も含まれますので、タイトルを「管理技術者及び監督員に対する措置請求」とした方が良くと思いますが、いかがでしょうか。	落札者決定から契約までの協議と考えます。
655	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	6	設計図書 の範囲	第18条									設計図書の乙の承諾を得て甲は使用することが出来る範囲は第22条1項5号の国庫補助申請との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	第22条1項1～5号です。
656	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	7	耐震診断	第19条	2		(5)						耐震診断は必ず実施すべきものではなく、既設耐震診断に加え追加的な調査が必要な場合に実施するものと理解されますので、その旨の記載をお願いいたします。	要求水準書に規定しています。
657	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	7	調査	第19条	3								「改良整備」とありますが、これは「改良設備」のことですか。	ご指摘のとおりです。
658	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	7	調査	第19条	4								「説明会等」とありますが、説明会以外に何を想定されていますか。	例えば関係機関との協議が考えられます。
659	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	7	基本設計	第20条	2								「甲の指示」は削除願います。「甲の指示」は「入札説明書等」に含まれ、それ以外の要求は「甲乙協議」の結果によるものと考えます。	(質問回答No. 654参照)
660	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	7	詳細設計	第22条	1								「以下の(1)乃至(4)を含む」とありますが、(5)は含まないのでしょうか。	(5)も含まれます。訂正します。
661	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	8	詳細設計	第22条	3								「甲の指示」は削除願います。「甲の指示」は「入札説明書等」に含まれ、それ以外の要求は「甲乙協議」の結果によるものと考えます。	(質問回答No. 643参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
662	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	8	詳細設計	第22条	4							前条とは第20条のことでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
663	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	8	条項数	第22条	4							本文に「前条」とありますが、「第20条」の間違ひではないでしょうか。	(質問回答No. 662参照)
664	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	9	要求水準書若 しくは事業者 提案又は設計 図書の変更	第23条	2							「施設整備費」とありますが、「請負代金」に統一をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。
665	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	9	事業者提案の 変更に伴う増 加費用の負担	第24条	2							地元関係者等の協議により、事業者提案に追加費用が生じた場合、甲の事由による設計変更で変更協議対象に当たると理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
666	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	9	地元関係者との 交渉等	第26条								地元関係者との交渉等は、具体的にどの様な事項を考えられていますでしょうか。	例えば町道の拡幅や農業用水路の整備に関して工事の具体的な日程調整や工事の部分的な収まりに関する調整等が考えられます。
667	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	10	履行報告	第28条								契約の履行については、いつ何をどのように報告すればよいでしょうか。「設計図書に定めるところにより」という文言を付加して頂くことも含めて、ご検討をお願いします。	設計段階では設計協議時に、工事段階では工程会議時に、設計または工事の進捗状況及び内容等についての報告が考えられます。「設計図書に定めるところにより」の文言の付加についてはその必要性が記載されておりませんのでお答えできません。
668	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	11	支給材料及び 貸与品	第32条								「支給品及び貸与品」とはどの様な事項をお考えでしょうか。	本事業では基本的に支給品及び貸与品は考えておりません。
669	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	13	工事の中止内 容の範囲	第37条	1							自然的又は人為的事象に遺跡を含め天災等として頂けないでしょうか、お示し下さい。	遺跡は第37条2項に該当すると考えます。
670	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	13	乙の請求によ る工期の延長	第38条	1							乙の責に帰すことができない事由による工期の延長が認められた場合には、第39条3項の規定に準じ、請負代金が増額されるとの理解でよろしいでしょうか。	乙の責に帰すことができない事由による工期の延長が認められた場合には、請負代金の変更協議の対象となります。
671	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	14	工期短縮	第39条								工期の短縮について、乙が提案することは可能でしょうか。また、年度の短縮まで可能でしょうかお示し下さい	施工年度を短縮する提案は不可です。
672	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	14	請負代金額の 変更方法等	第41条								請負代金額の変更についての甲乙協議は、詳細設計により作成した「工事費内訳書」に基づいて行うものと理解してよろしいですか。	請負代金額の変更については詳細設計により作成した「工事費内訳書」を参考にしますが、これに必ずしも基づくものではありません。
673	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	14	賃金又は物価 の変動に基づ く請負代金額 の変更	第42条								この場合の請負代金額の変更についての甲乙協議も、詳細設計により作成した「工事費内訳書」に基づいて行うものと理解してよろしいですか。また、請負代金額が「不相当」となったと判断する基準はあるのですか。	前段は質問回答No. 672をご参照ください。後段は単価の市場単価との比較や数量等の精査によるその妥当性が基準等として考えられます。
674	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	17	試運転	第49条	5							ここでいう「前項」は基準を満たさない場合を想定した規定ですので、「前項の」という限定は不要ではないでしょうか。	第5項の「前項」は削除します。
675	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	17	指導及び訓練 期間について	第50条								試運転完了までに甲の職員に対し必要な教育・訓練を行う範囲とは、提案書(様式Ⅲ-22)で提案した内容に準じ、善良な職員と人員が確保されているとの理解で宜しいでしょうか、お示し下さい。	ご理解のとおりです。
676	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	17	検査	第51条	3							検査に破壊が必要となる場合の、破壊費用は、甲乙どちらの負担となるのでしょうか。	第3項をご参照ください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
677	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	18	前払金	第54条	3							「請負代金額の10分の2以内の前払金の支払」とありますが、この前払金とは中間前払金という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。中間前払金に訂正します。契約金額（履行期間が2年以上にわたる契約については、当該年度の出来高予定額。）の10分の2に相当する額が5億円を超える契約については5億円が限度となります。また、前払金も同様に契約金額の10分の4に相当する額が10億円を超える契約については10億円が限度となります。（春日那珂川水道企業団契約事務規程第43条）
678	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	18	前金払	第54条	3							3行目の「前金払」は「中間前金払」の間違いでしょうか。	(質問回答No. 677参照)
679	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	18	前金払	第54条	4							「中間前金払に係る認定」とは、どのような手続を想定されているのでしょうか。	(1)履行期間が3月以上あること。 (2)履行期間（履行期間が2年以上にわたる契約については、当該年度の履行期間）の2分の1を経過していること。 (3)工程表により履行期間（履行期間が2年以上にわたる契約については、当該年度の履行期間）の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 (4)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
680	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	18	前金払	第54条	5							「前項の規定を準用する」ことにより、本条項に基づく前金払の請求に対しては認定を受ける必要があるとのことですが、認定とはどのような手続を想定されているのでしょうか。	(質問回答No. 679参照)
681	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	19	前金払	第54条	8							「その時点の利息の割合で」とありますが、具体的には何を基準にした利息でしょうか。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を基準にしています。
682	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	19	部分払	第57条								出来形部分等の請求（及び協議）は、詳細設計により作成した「工事費内訳書」に基づいて行うものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
683	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	20	債務負担行為	第59条	1							債務負担行為について、各会計年度毎のおおよその金額割合をご教示願います。	補助金等の金額が流動的であるため現段階ではお示しできません。
684	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	20	債務負担行為	第59条	1							貴企業団における債務負担行為についてそのタイミングにつきましてご教示願います。	債務負担行為の議決は平成23年9月議会で可決されています。
685	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	20	支払限度額	第59条	1							各会計年度における支払限度額は落札者の提案に従い規定されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 654参照)
686	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	20	出来高予定額	第59条	2							各会計年度の出来高予定額は落札者の提案に従い規定されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 685参照)
687	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	21	部分払請求回数	第61条	3							各会計年度において、部分払を請求できる回数を御教示願います。	(質問回答No. 654参照)
688	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	21	第三者による 代理受領	第62条	2							第三者を代理人として受けとることができる請負代金には第54条に規定される前払金は含まれないのでしょうか。	代理受領の対象は、完成払（部分引渡しに係る請負代金の支払を含む。）又は、部分払についてのみ行うものであり、前払金については、適用しません。
689	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	21	第三者による 代理受領	第62条	2							第56条とあるのは第57条の間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおり第57条に訂正します。
690	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	22	かし担保期間	第64条	2							かしの補修又は損害賠償の請求期間が施設引渡しから2年以内とされていますが、民法第637条1項の規定に基づき1年以内とすべきと思料致しますが如何でしょうか。	お示ししたとおりとします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
691	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	22	履行遅滞の場 合における損 害金等	第65条	2								「その時点の利息の割合で」とありますが、具体的には何を基準にした 利息でしょうか。	(質問回答No. 681参照)
692	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	23	履行遅滞の場 合における損 害金等	第65条	3								「その時点の利息の割合で」とありますが、具体的には何を基準にした 利息でしょうか。	(質問回答No. 681参照)
693	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	24	甲の解除権	第67条 の2	1		(3)						同法第66 条第1 項とありますが、同法とは私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(独占禁止法)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
694	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	25	解除に伴う措 置	第70条	3								「検査時点の利息の割合で」とありますが、具体的には何を基準にした 利息でしょうか。	(質問回答No. 681参照)
695	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	26	賠償の予定	第71条	1								本項で規定される賠償金額(請負代金の10 分の2に相当する金額)は、 第67 条の2 第2 項で規定される賠償金額に加えて課されるものでな のでしょうか。	お見込みのとおりです。 違約金に加え賠償金を課するものとなります。
696	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	27	仲裁	第74条									仲裁合意書を締結する予定でしょうか。締結する場合、その内容をご教 示ください。	予定はしておりません。
697	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	-	消費税及び地 方消費税額		4	(注)							「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、請負金額に5/105を乗じて得 た額である。とありますが、契約締結後に消費税率の変更など税制変更 が有った場合には、消費税及び地方消費税額は変更されるとの理解でよ ろしいでしょうか。	国及び福岡県の対応に準拠します。
698	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	全般	表記の統一										「本契約」「この契約」「この契約書」「この約款」等について、表記 の統一をお願いします。	「本契約」に表記の統一します。
699	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	-	請負者の定義	注									請負者が共同企業体を結成している場合とありますが、共同企業体と は、入札説明書第3章1.(1)に定める応募グループであると理解してよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
700	閲覧資料1	-	機器リスト										機器リストのExcel形式(またはWord形式)がございましたら御提供願 います。	第2回の貸出資料でご提示します。
701	閲覧資料2	-	耐震診断	IV耐震 診断	1								耐震度一覧表中の施設名の確認ですが、以下のとおりでよろしいでしょ うか。 1号薬品沈澱池⇒1号薬品沈澱池(旧系) 2号薬品沈澱池⇒既設2号薬品沈澱池(新系) 急速ろ過池⇒急速ろ過池(新系) 4号5号浄水池⇒既設4号5号浄水池及び送水ポンプ室	ご理解のとおりです。
702	閲覧資料2	IV-3	耐震診断	IV耐震 診断									施設名称の確認ですが、以下のとおりでよろしいでしょうか。 1 系薬品沈澱池⇒1号薬品沈澱池(旧系) 2 系薬品沈澱池⇒既設2号薬品沈澱池(新系) 6 号急速ろ過池⇒急速ろ過池(新系)	ご理解のとおりです。
703	閲覧資料2	IV-3	耐震診断	IV耐震 診断									各施設ともX断面、Y断面とありますが、どこの断面を差しているの でしょうか。検討断面が分かる情報を提示いただけないでしょうか。	(質問回答No. 33参照)
704	閲覧資料2		耐震診断	IV耐震 診断									部材補強範囲を確認するため、各施設の応力結果の詳細出力を提示いた だけないでしょうか。	(質問回答No. 33参照)
705	閲覧資料2	IV-5以 降	耐震診断	IV耐震 診断									X方向、Y方向とありますが、方向が分かる情報を提示いただけないで しょうか。	(質問回答No. 33参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
706	閲覧資料2		耐震診断	IV耐震 診断								耐震度一覧表において急速ろ過池の結果に「×」があることから、急速ろ過池(新系)は耐震補強が必要ということでしょうか。	急速ろ過池は対象外です。
707	閲覧資料2	V-2	補修補強	V補修 補強								1号沈澱池の補強図がありますが、これは単なる参考図であり対象池は本事業で撤去される施設(1号薬品沈澱池(旧系))と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
708	閲覧資料2	V-3	補修補強	V補修 補強								2号沈澱池の補強図がありますが、これは既設2号薬品沈澱池(新系)の補強参考図と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
709	閲覧資料2	V-4	補修補強	V補修 補強								上記質問No.6同じですが、急速ろ過池(新系)は耐震補強が必要なのでしょうか。	急速ろ過池は対象外です。
710	閲覧資料2	V-5	補修補強	V補修 補強								4号・5号浄水池の補強図がありますが、これは既設4号・5号浄水池及び送水ポンプ室の補強参考図と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
711	閲覧資料6		竣工図									3号浄水池という施設がありますが、現状は全て撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	高圧受電室の下に構造物の一部と基礎が残置されています。
712	閲覧資料6		竣工図									ポンプ室という施設がありますが、現状は杭基礎を含め全て撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	撤去されていません。
713	閲覧資料8		竣工図									既存耐震診断結果を精査するため、薬品沈澱池の配筋詳細図を提示いただけないでしょうか。	第2回の貸出資料でご提示します。
714	閲覧資料9		竣工図									既存耐震診断結果を精査するため、浄水池および送水ポンプ室の配筋詳細図を提示いただけないでしょうか。	第2回の貸出資料でご提示します。
715	閲覧資料10		竣工図									既存耐震診断結果を精査するため、浄水池および送水ポンプ室の配筋詳細図を提示いただけないでしょうか。	(質問回答No. 714)
716	閲覧資料25		遠隔監視操作 項目									場外系の遠方監視制御設備を更新する設計にあたり、ご開示の資料だけでは信号点数・内容が把握しきれません。竣工時の図面など開示願います。	(質問回答No. 5参照)
717	その他		リスク									リスク分担は別途明示頂けると考えてよろしいでしょうか。	リスク分担に該当するものは契約書となります。別途明示は行いません。
718	その他		既設脱水機									現在、既設脱水機1台のみの運転と考えられますが、脱水機のメンテナンス期間は濃縮汚泥をどのように処理しているのでしょうか。	現在は天日乾燥床で対応しています。
719	その他		打合せ回数									設計期間において想定されている打合せ回数をご教授下さい。	事業者の設計図書の内容及び進捗状況によって変わりますが、初回、中間(4回)、最終は必要と想定されます。
720	その他		協議事項									本プロジェクトの性質上、承諾行為や発注者側と事業者との協議事項は、原則として (1)要求水準書に明記されたもの(太陽光パネルなど) (2)要求水準書、提案書から内容を見直すものに 限定されると考えておりますが、間違いないでしょうか。	(質問回答No. 533参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
721	実施方針											実施方針に記載のあった「将来脱水機棟を1棟増設する計画であるため新設脱水機棟の横に増設スペースを確保すること。」は、今回削除されています。考慮しなくてよいということでしょうか。	お見込みのとおりです。
722	実施方針に関する質疑回答書		遠方監視制御装置	No. 26								実施方針に関する質問回答書No.26にある「遠方監視制御設備工事」対し、修繕・改修・耐震補強・撤去工事が含まれると記載されていますが、これは場内に新設する「遠方監視制御装置」に関する記載であり、場外にある子局等は含まれないと理解しますが、よろしいですか。	場外にある子局等についても要求水準書に記載した事項は含まれます。
723	実施方針に関する質疑回答書		撤去施設	No. 64								撤去する既設構造物は、計画地盤高から1.5mの深さまでは全て撤去して、1.5m以深については、杭基礎を含め残置してもよいと考えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 179参照)
724	実施方針に関する質疑回答書		撤去施設	No. 71								撤去範囲に深さ制限はないとのことですが、上記の1.5m範囲との関係はどのように扱ったらよいのでしょうか。	(質問回答No. 179参照)
725	実施方針に関する質疑回答書		施設の規模等	No. 161								最大汚泥量等に関する回答をお願いします。	月2回で1回あたり40m3で検討願います。
726	実施方針に関する質疑回答書		太陽光発電設備	No. 186								1kW/hあたりの電気代をご教示願います。	(質問回答No. 614参照)
727	実施方針に関する質疑回答書		建設用地	No. 197								新設施設建設用地のGLをご教示願います。	(質問回答No. 292参照)
※1 質問回答に伴う入札説明書等の修正版は第2回質問回答以降に公表します。													
※2 第2回貸出資料の申込は（様式V-3）を使用してください。その際、タイトルの末に「（第2回）」を加筆してください。なお、貸出期間は11月1日から12月7日までとします。													